

令和 8 年 生坂村議会

第 1 回 定例会 会議録

令和 8 年 3 月 9 日 開会

令和 8 年 3 月 18 日 閉会

生 坂 村 議 会



告示第3号

令和8年第1回生坂村議会定例会を次のとおり招集する。

令和8年2月25日

生坂村長 藤 澤 泰 彦



記

1. 期 日 令和8年3月9日

2. 場 所 生坂村議会議場

令和 8 年第 1 回 生坂村議会定例会議事録（3 月定例会）

1 日目

○報告 8 件

- ・専決処分の承認を求めることについて
(議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例)
(特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例)
(一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例)
(令和 7 年度生坂村一般会計補正予算【第 6 号】)
(令和 7 年度生坂村福祉センター特別会計補正予算【第 1 号】)
(令和 7 年度生坂村介護保険特別会計補正予算【第 3 号】)
(令和 7 年度生坂村簡易水道事業会計補正予算【第 3 号】)
(令和 7 年度生坂村一般会計補正予算【第 7 号】)

○事件案 3 件

- ・生坂村過疎地域持続的発展計画の変更について
- ・生坂村社会福祉施設他14施設の指定管理者の指定について
- ・松塩筑木曾老人福祉施設組合規約の変更について

○条例案 10 件

- ・生坂村特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例案
- ・生坂村行政手続条例の一部を改正する条例案
- ・生坂村特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案
- ・一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- ・生坂村 B & G 海洋センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案
- ・生坂村子育て支援センター施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案
- ・生坂村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
- ・生坂村介護保険条例の一部を改正する条例案
- ・生坂村火入れに関する条例の一部を改正する条例案
- ・生坂村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案

○予算案 8 件

- ・令和 8 年度生坂村一般会計予算
- ・令和 8 年度生坂村営バス特別会計予算
- ・令和 8 年度生坂村福祉センター特別会計予算
- ・令和 8 年度生坂村国民健康保険特別会計予算
- ・令和 8 年度生坂村介護保険特別会計予算
- ・令和 8 年度生坂村後期高齢者医療特別会計予算
- ・令和 8 年度生坂村簡易水道事業会計予算
- ・令和 8 年度生坂村下水道事業会計予算

・ 開会	6 P
・ 会議録署名議員の指名	6 P
・ 会期の決定	7 P
・ 村長あいさつ並びに提案理由の説明	8 P
・ 報告の朗読説明	17 P
・ 質疑討論	19 P
・ 採決	20 P
・ 事件案の朗読説明	21 P
・ 条例案の朗読説明	22 P
・ 予算案の朗読説明	24 P
・ 総括質疑	27 P
・ 議案の委員会付託	27 P
・ 請願・陳情の提出、委員会付託	28 P
・ 散会	28 P

令和8年第1回 生坂村議会定例会

令和8年3月9日 午前10時 開議

議 事 日 程 【1日目】

日程	議案番号	事 件 名	備 考
		開 会	
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3	報 告 第 1 号	専決処分の承認を求めることについて (議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例)	
4	報 告 第 2 号	専決処分の承認を求めることについて (特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例)	
5	報 告 第 3 号	専決処分の承認を求めることについて (一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例)	
6	報 告 第 4 号	専決処分の承認を求めることについて (令和7年度生坂村一般会計補正予算【第6号】)	
7	報 告 第 5 号	専決処分の承認を求めることについて (令和7年度生坂村福祉センター特別会計補正予算【第1号】)	
8	報 告 第 6 号	専決処分の承認を求めることについて (令和7年度生坂村介護保険特別会計補正予算【第3号】)	
9	報 告 第 7 号	専決処分の承認を求めることについて (令和7年度生坂村簡易水道事業会計補正予算【第3号】)	
10	報 告 第 8 号	専決処分の承認を求めることについて (令和7年度生坂村一般会計補正予算【第7号】)	
11	議 案 第 1 号	生坂村過疎地域持続的発展計画の変更について	総 務 建 経 委 員 会 付 託
12	議 案 第 2 号	生坂村社会福祉施設他14施設の指定管理者の指定について	
13	議 案 第 3 号	松塩筑木曾老人福祉施設組合規約の変更について	社 会 文 教 委 員 会 付 託
14	議 案 第 4 号	生坂村特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例案	
15	議 案 第 5 号	生坂村行政手続条例の一部を改正する条例案	総 務 建 経 委 員 会 付 託
16	議 案 第 6 号	生坂村特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案	社 会 文 教 委 員 会 付 託

日程	議案番号	事 件 名	備 考
17	議 案 第 7 号	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案	総 務 建 経 委 員 会 付 託
18	議 案 第 8 号	生坂村B & G海洋センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案	社 会 文 教 委 員 会 付 託
19	議 案 第 9 号	生坂村子育て支援センター施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案	
20	議 案 第 10 号	生坂村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案	
21	議 案 第 11 号	生坂村介護保険条例の一部を改正する条例案	
22	議 案 第 12 号	生坂村火入れに関する条例の一部を改正する条例案	総 務 建 経 委 員 会 付 託
23	議 案 第 13 号	生坂村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案	
24	議 案 第 14 号	令和8年度生坂村一般会計予算	関 係 部 分 委 員 会 付 託
25	議 案 第 15 号	令和8年度生坂村営バス特別会計予算	総 務 建 経 委 員 会 付 託
26	議 案 第 16 号	令和8年度生坂村福祉センター特別会計予算	社 会 文 教 委 員 会 付 託
27	議 案 第 17 号	令和8年度生坂村国民健康保険特別会計予算	
28	議 案 第 18 号	令和8年度生坂村介護保険特別会計予算	
29	議 案 第 19 号	令和8年度生坂村後期高齢者医療特別会計予算	
30	議 案 第 20 号	令和8年度生坂村簡易水道事業会計予算	総 務 建 経 委 員 会 付 託
31	議 案 第 21 号	令和8年度生坂村下水道事業会計予算	
32		総 括 質 疑	
33		議案の委員会付託	
34		請願陳情の提出	
35		請願陳情の委員会付託	
36		散 会	

出席議員（８名）

1 番	進 藤 彩 君	2 番	望 月 一 将 君
3 番	島 幸 恵 君	4 番	山 本 吉 人 君
5 番	藤 澤 幸 恵 君	6 番	太 田 譲 君
7 番	平 田 勝 章 君	8 番	市 川 壽 明 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

地方自治法第121条の規定により朗読のため出席した者の職氏名

村 長	藤 澤 泰 彦 君	振 興 課 長	眞 島 弘 光 君
副 村 長	牛 越 宏 通 君	住 民 課 長	坂 爪 浩 之 君
総 務 課 長	中 山 茂 也 君	健康福祉課長	松 沢 昌 志 君
教 育 長	藤 澤 正 司 君	教 育 次 長	藤 澤 保 君

事務局職員出席者

議会事務局長	平 林 邦 寿 君	書 記	田 中 翔 太 君
--------	-----------	-----	-----------

◎村民憲章唱和（午前10時00分）

○議長（藤澤幸恵君） 起立。礼。おはようございます。
村民憲章の唱和を全員で行いますので、村章の方を向いてください。

「生坂村、村民は誇りと責任を持って、豊かな自然と歴史、伝統、文化を大切に、深い真心が織りなす自治の里をつくるため、力を合わせ郷土の発展を願い、五つの誓いからなる生坂村村民憲章を制定しております。

我々生坂村議会は、これからも村民憲章の目標達成に向かって、全力で村作りに努めてまいります。

ここに村民憲章を全員で唱和し、その決意を新たにしたいと思います。」

○議長（藤澤幸恵君） 4番山本議員の後に、ご唱和をお願いします。

○4番（山本吉人君）（山本吉人議員 朗読）

○議長（藤澤幸恵君） 着席してください。

◎開会及び開議の宣告

○議長（藤澤幸恵君） ただいまから令和8年第1回生坂村議会定例会を開会します。

本日の会議に先立ち申し上げます。本定例会は、感染症予防対策のため、適宜休憩、換気を行い、マスクの着用につきましては、個人判断とします。

○議長（藤澤幸恵君） これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（藤澤幸恵君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎報告

○議長（藤澤幸恵君） はじめにご報告事項を申し上げます。

議員派遣の件について、お手元に配付してある通り、議員を派遣したのでご報告します。

次に、監査委員から令和8年1月分に関する、現金出納検査の監査報告書の提出がありました。議長室におきましたのでご覧ください。

◎日程1・会議録署名議員の指名

○議長（藤澤幸恵君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、4番山本議員、6番太田議員を指名します。

◎日程2・会期の決定

○議長（藤澤幸恵君） 日程2、会期の決定の件を議題にいたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月18日までの10日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（藤澤幸恵君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月18日までの10日間と決定しました。

◎提出議案の報告

○議長（藤澤幸恵君） ご報告します。

本定例会に提出されている案件は、

報告第1号 専決処分の承認を求めることについて「議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」

報告第2号 専決処分の承認を求めることについて「特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例」

報告第3号 専決処分の承認を求めることについて「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」

報告第4号 専決処分の承認を求めることについて「令和7年度生坂村一般会計補正予算（第6号）」

報告第5号 専決処分の承認を求めることについて「令和7年度生坂村福祉センター特別会計補正予算（第1号）」

報告第6号 専決処分の承認を求めることについて「令和7年度生坂村介護保険特別会計補正予算（第3号）」

報告第7号 専決処分の承認を求めることについて「令和7年度生坂村簡易水道事業会計補正予算（第3号）」

報告第8号 専決処分の承認を求めることについて「令和7年度生坂村一般会計補正予算（第7号）」

議案第1号 「生坂村過疎地域持続的発展計画の変更について」

議案第2号 「生坂村社会福祉施設他14施設の指定管理者の指定について」

議案第3号 「松塩筑木曽老人施設組合規約の変更について」

議案第4号 「生坂村特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例案」

議案第5号 「生坂村行政手続き条例の一部を改正する条例案」

議案第6号 「生坂村特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案」

議案第7号 「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案」
議案第8号 「生坂村B & G海洋センターの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案」
議案第9号 「生坂村子育て支援センター施設の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案」
議案第10号 「生坂村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案」
議案第11号 「生坂村介護保険条例の一部を改正する条例案」
議案第12号 「生坂村火入れに関する条例の一部を改正する条例案」
議案第13号 「生坂村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案」
議案第14号 「令和8年度生坂村一般会計予算」
議案第15号 「令和8年度生坂村営バス特別会計予算」
議案第16号 「令和8年度生坂村福祉センター特別会計予算」
議案第17号 「令和8年度生坂村国民健康保険特別会計予算」
議案第18号 「令和8年度生坂村介護保険特別会計予算」
議案第19号 「令和8年度生坂村後期高齢者医療特別会計予算」
議案第20号 「令和8年度生坂村簡易水道事業会計予算」
議案第21号 「令和8年度生坂村下水道事業会計予算」
の報告8件、事件案3件、条例案10件、予算案8件の計29件です。

◎村長挨拶・提案理由の説明

○議長（藤澤幸恵君） ここで、理事者より挨拶並びに提案理由の説明を求めます。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 皆さん、おはようございます。

令和8年第1回生坂村議会3月定例会の開会に当たり、ご挨拶を申し述べます。

二十四節気の啓蟄が過ぎ、今月に入り穏やかな陽気となり、春の訪れを感じる今日この頃でございます。

議員各位におかれましては、何かとご多忙の折、全員のご参集を賜り、誠にありがとうございます。日頃は村政運営に対しまして、格別のご指導、ご鞭撻を賜っておりますことに、厚く御礼申し上げます。

さて、3月定例会は、令和8年度の事業及び予算の審議が中心となる重要な議会でありますので、来年度に対する施政方針につきましても、村民の皆さまに広くお伝えし、引き続き村政運営へのご理解とご協力をお願い申し上げる次第でございます。

令和8年度当初予算編成にあたりましては、総務省の概算要求においての地方財政については、「地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、経済・物価動向等を適切に反映し、令和7年度地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保する」とされております。

本村の令和8年度当初予算は、国の動向を注視しつつ、『生坂村第6次総合計画』で目指す将来像、「確かな暮らしを明日につなぎ 明るく 健やかに生きる村」の実現に向け、重点施策に位置付けました4つの事業であります「福祉の村づくり事業」「子育て支援事業」「産業振興事業」及び「地域活性化対策等事業」の施策充実を図るとともに、脱炭素化と災害対応力の向上に

資する自営線マイクログリッド整備や、小水力発電施設の整備等の主軸事業を継続し、さらに、ぶどう栽培の基盤整備を進める予算として編成いたしました。

財政運営にあたりましては、国・県の補助金や過疎対策事業債等、財政措置のある有利な起債を最大限活用しつつ、将来世代への負担抑制と基金の活用を基本方針としております。

令和８年度当初予算につきましては、一般会計と特別会計、事業会計を合わせた予算総額は、46億6967万円であり、令和７年度と比べて6876万円、率にして1.5パーセントの増加となりました。

一般会計当初予算は、36億4900万円であり、対前年度比4700万円、率にして1.3パーセントの増額となり、予算規模としては昨年に続き過去最大となります。

経常的経費の増加に加え、CATV設備改修工事や脱炭素先行地域事業等におけるハード事業の投資的経費の増額が主な要因でございます。

歳入につきましては、一般財源の大幅な伸びが見込みにくい中、地方交付税や国・県補助金等を最大限活用し、必要な財源の確保に努めております。

村税は、村民税等の伸びを踏まえ、対前年度比269万円増の1億5239万円を見込んでおります。

地方交付税は、国の地方財政計画上の財政措置を考慮し、前年度同額の12億5000万円を計上いたしました。

一般会計における村債発行につきましては、投資的経費の増額に伴い、時限的かつ交付税措置の高い有利な起債を中心に財源活用を図り、各事業に取り組んでまいります。

過疎対策事業債のハード事業では、地域脱炭素化推進事業、CATV高速大容量改修工事、農地基盤整備事業等の財源として、12事業、4億3760万円の起債発行を予定しており、過疎対策事業債のソフト事業では、発行限度額3630万円を計上いたしました。

道路改良事業等の財源となる緊急自然災害防止対策事業債等の単独債を含め、一般会計全体の起債発行予定額は5億1510万円であり、対前年度比1億590万円の減額となっております。

基金繰入金につきましては、給与改定等による人件費の増加や物価高騰の影響による財源補填分として、他会計繰入金を除き、2億3000万円を計上し、対前年度比700万円の減額となっております。

自主財源である『ふるさといくさか応援基金』からは3000万円の繰入を行い、赤とんぼフェスティバル花火大会の経費等に活用するとともに、寄附者の皆さまの使途意向を反映しながら、行財政運営の貴重な財源として有効活用してまいります。

次に、令和８年度の主要施策について申し上げます。

歳出の「福祉の村づくり事業」につきましては、村民の皆さまが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、健康寿命の延伸を基本目標に、高齢者の保健事業と介護予防事業を一体的に推進してまいります。

本村では、75歳以上での一人暮らしやご夫婦のみで暮らしている高齢者世帯が多く、見守りや生活支援の充実が重要課題となっているため、いくさか大好き隊員による生活見守り事業の対象拡大を図るとともに、見守りシステムの導入費・維持費への助成を行い、家庭による見守りに加え、地域における声かけ・支え合いの意識啓発にも取り組んでまいります。

また、介護にとどまらず、生活困窮や孤立など、課題が複合化する中、制度や分野の枠を越えた支援が求められており、こうした状況を踏まえ、本村では国の「重層的支援体制整備事業」を活用してまいります。

属性を問わない相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に進め、誰でも相談でき、必要に応じて伴走支援につなげる体制を整備して、複合的課題を抱える世帯への早期対応と重度化・長期化を防ぐ予防的支援を着実に進めてまいります。

その拠点として、社会福祉施設「はるかぜ」を、地域住民の交流の場、及び制度にとらわれない相談の場として位置づけて、平日は毎日開館し、誰もが立ち寄りやすい居場所として運営してまいります。

介護保険につきましては、第9期介護保険計画が最終年度となることから、令和9年度開始の第10期計画の策定を進めてまいります。

地域包括支援センターを中心に、相談支援体制の強化、認知症支援、在宅医療・介護連携等を総合的に推進し、高齢者の自立支援を図ってまいります。

加えて、重層的支援体制の考え方を健康分野にもつなげる新たな取組として、病気やけが、受診の判断、お薬の相談等を24時間、医師にオンラインで相談できる無料アプリを導入し、早期の不安解消と重症化予防につなげてまいります。

また、難聴により日常生活に支障を感じる高齢者に対し、外出や社会参加を促進する観点から、補聴器の購入費用の一部助成を実施してまいります。

今後も、社会福祉協議会の運営に必要な予算を確保し、関係機関との連携のもと、相談から参加、見守り、医療・介護まで、切れ目なくつなぐ支援体制を整備して、福祉の村づくりを着実に推進してまいります。

子育て支援事業につきましては、子どもたちの健やかな成長を支える教育・子育て施策は、本村の将来を担う重要な取組でございます。

来年度も「生坂村こども計画」に基づき、学校教育、子育て支援、地域との連携を柱とした施策を総合的に推進し、子どもたちが安心して学び育つ環境づくりを進めてまいります。

まず、学校教育につきましては、小中一貫教育の取組を基盤に、郷土への誇りと自立心を育む教育「Ikusaka学」を推進するとともに、教育環境の充実を図ってまいります。

今年度は、小中学校の施設において、LED照明や省エネエアコンなどを導入し、環境負荷の低減と財政負担の軽減を図るとともに、児童生徒が快適に学習できる環境の整備を進めてまいります。

また、GIGAスクール構想の推進と教育のデジタル化の高度化に対応するため、小中学校の校内ネットワーク設備の改修を行い、1人1台端末の安定的な活用を図るなど、教育DXに対応した基盤整備を進めてまいります。

あわせて、小学校における学級支援員や専科教員の配置拡充を図るとともに、学校徴収金の公会計化を進め、教育現場の充実と教職員の業務負担軽減を図り、より質の高い教育の実現につなげてまいります。

子育て支援につきましては、近年のエネルギー価格や食料品価格の上昇が長期化する中、特に子育て世帯への影響が大きくなっているため、本村では、保育料の未満児までの無償化に加え、保育園、小中学校の給食費の無償化を継続してまいります。

あわせて、園児の給食単価の引き上げや小中学校の給食費補助の拡充を行い、子育て世帯の経済的負担の軽減を図り、すべての子どもたちの健やかな成長を支えてまいります。

また、子育て家庭への相談支援体制の充実を図るため、「子ども家庭センター」を中心として、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行い、子どもや家庭に関する様々な相談に、きめ細かく対応してまいります。

さらに、保護者の就労状況にかかわらず未就園児が保育施設を利用できる「こども誰でも通園制度」を開始するなど、子育て家庭の負担軽減と子どもの健やかな成長を支える環境づくりを進めてまいります。

そして、他の新規事業として、保育園において安全で快適な保育環境を確保するため、プール施設の改修などを行う、保育園環境整備事業を実施いたします。

また、高校生の通学負担を軽減するため、電車通学定期券購入費の一部を補助する制度を創設するとともに、小学校のスクールバスを更新し、児童生徒の安全で安定した通学環境を確保してまいります。

あわせて、少子化の進展や学校における働き方改革への対応として、中学校部活動の地域展開を行うため、地域の指導者や関係団体と連携しながら、子どもたちが地域の中で継続してスポーツや文化活動に親しめる環境づくりを進めてまいります。

今後も、学校、家庭、地域が連携しながら、子どもたち一人ひとりの可能性を伸ばす教育環境の充実に取り組むとともに、安心して子どもを産み育てられる村づくりを着実に推進してまいります。

産業振興事業につきましては、本村の基幹産業である農業を中心に、地域内で生まれる価値を地域内で循環させ、将来にわたり持続可能な地域経済を築くため、地産地消の推進と六次産業化を奨励し、農産物の付加価値向上と販路拡大につなげてまいります。

あわせて、道の駅「いくさかの郷」を拠点として、産業面・観光面の両面から一層の活性化を図るため、直売所における地元農産物の安定供給と品質向上を支援するとともに、地元食材を活用した商品・メニューの充実、月例イベント等により誘客促進を図り、交流人口の拡大と地域のにぎわい創出につなげてまいります。

また、長引く物価高騰への対応として、プレミアム率5割の「いくさかマル得商品券発行補助事業」を継続し、村内消費の喚起と地域内経済循環の促進を図り、商工業者の経営基盤の安定と村民生活の一助になるよう取り組んでまいります。

農業基盤整備につきましては、今年度からの農林水産省の畑作等促進整備事業を活用し、継続事業として上生坂区万平地区、新規事業として大日向区南平地区において圃場整備を進め、作業効率の向上と農地の集積を図るとともに、ぶどうの産地拡大など農業の競争力強化につなげてまいります。

あわせて、下生坂区雲根地区では、農地耕作条件改善事業により、令和7年度に用地測量を完了した農道拡幅工事に着手し、耕作条件の改善と営農活動の継続を支える農業基盤の整備を推進してまいります。

有害鳥獣対策につきましては、農作物被害の軽減と生活環境の保全を図るため、猟友会をはじめ関係機関との連携を一層強化し、有害鳥獣駆除報償の増額など捕獲体制の充実を図るとともに、防除器具等設置補助の拡充により、地域ぐるみの実践的な対策を推進してまいります。

商工振興につきましては、商工会等と連携し、商工指導への支援を継続し、店舗整備の促進や創業・事業承継の後押しを進め、地域に根差した事業者の経営基盤の強化を図るとともに、農業・商工業等後継者支援事業補助の活用促進により、円滑な世代交代を支援し、地場産業の維持・発展と雇用の確保につなげてまいります。

観光振興につきましては、やまなみ荘を拠点として、パラグライダーやカヌーなど、空・山・川の自然を活かしたアウトドアアクティビティの取組を推進し、赤とんぼフェスティバルなどのイベントの充実や、道の駅「いくさかの郷」との連携により、地域のにぎわい創出と観光消費の拡大を図ってまいります。

また、大城・京ヶ倉登山道や景勝地山清路などの観光資源について、適切な維持管理と利活用を図りながら、四季折々の魅力を生かした誘客と周遊の促進に取り組み、本村の豊かな自然環境や景観、特産品などの地域資源を活かし、交流人口の拡大と地域経済の活性化につなげてまいります。

地域活性化対策等事業につきましては、人口減少や若年層の流出、地域産業の担い手不足といった本村が直面する課題に対応するため、定住促進につながる多様な横断的施策を総合的に進めてまいります。

まず、移住・定住の促進と住環境整備につきましては、宅地造成が完了した上生坂区上手地区において、集合タイプの省エネルギー住宅の整備を進め、若者をはじめとする定住の受け皿を確保してまいります。

あわせて、住宅リフォーム等補助や耐震化支援など、住まいの安心・快適性を高める施策を継続し、暮らしの基盤を整えることで、定住促進と地域の活力維持につなげてまいります。

また、地域課題の解決や新規事業の創出に向けては、都市部企業の専門人材を受け入れる地域活性化起業人制度を活用し、村内事業者等との協働により、地域産品のブランド化やデジタル技術を活用した情報発信の強化などに取り組んでまいります。

情報通信基盤の整備につきましては、本村のCATV設備が整備から相当な年数を経過し、伝送設備や中継機器の老朽化が進行していることを踏まえ、3カ年計画で更新・改修を進め、放送サービスの安定供給の確保と地域情報の発信基盤の強化を図ってまいります。

防災・減災の取組につきましては、自主防災組織との連携強化や防災士の養成を継続し、同報系防災行政無線のデジタル化への切り替えを完了させ、役場庁舎内の親局から各地区の屋外子局、各家庭の個別受信機まで一体的な運用体制を確立し、災害時における情報伝達手段の一層の向上を図ってまいります。

また、地域防災力の要である消防団につきましては、団員報酬、出動報酬の拡充など処遇改善と分団運営交付金や消防団員応援商品券の取組を通じて、団員確保に努めてまいります。

あわせて、昼間の火災や大規模災害に備え、特定の活動に従事する機能別消防団員制度を活用し、初動体制の充実と、防災力の更なる強化を図ってまいります。

今後も、自助・共助・公助の考え方を基本に、村民と行政が対等な信頼関係のもとで協働の村づくりを進め、住み続けたい、住んでみたいと感じられる生坂村の実現に向け、地域活性化施策を着実に推進してまいります。

脱炭素先行地域づくり事業につきましては、2050年のカーボンニュートラル実現に向け、令和5年度から令和10年度までの事業期間において、地域資源を活かした再生可能エネルギーの導入と省エネルギーの推進を一体的に進め、持続可能な村づくりと地域レジリエンスの向上を図ってまいります。

事業の実施にあたっては、引き続き国庫補助金や過疎対策事業債の特別枠を財源として、計画に基づく各種事業を着実に推進してまいります。

再生可能エネルギー事業では、村が出資する株式会社いくさかてらすと連携し、住宅や事務所、公共施設への屋根付き太陽光発電設備や蓄電池の導入を進めてまいります。

あわせて、遊休地等を活用した太陽光発電の整備を推進し、エネルギーの地産地消を図るとともに、今年度に着工した日岐区における小水力発電の建設を進め、地域資源を活用した安定的な再生可能エネルギーの確保に取り組んでまいります。

エネルギー基盤の整備としましては、現在進めている上生坂区のマイクログリッド構築事業の運用開始に向けた切り替えを進め、さらに、草尾地区における整備にも着手し、再生可能エネルギーを有効活用しながら、災害時にも電力を確保できる自立分散型エネルギーシステムの構築を目指してまいります。

省エネルギー対策につきましては、村営やまなみ荘や保育園に続き、小中学校においてLED照明や高効率空調機器などの導入を行う省エネ改修事業に着手し、エネルギー消費の削減と維持管理費の縮減を図るとともに、施設利用者の快適性向上につなげてまいります。

また、補助事業として、一般家庭における省エネ機器や木質バイオマスストーブ、断熱改修等の導入支援を継続するとともに、新たに公民館等を対象とした省エネ機器導入補助制度を創設し、地域全体で脱炭素化の取組を進めてまいります。

あわせて、公共施設へのペレットストーブの導入や木質バイオマス製造プラントの整備による燃料供給体制の構築を進めてまいります。

そして、ゼロカーボンへの理解を深めるためのワークショップや体験イベントの開催を行うとともに、松本山雅FCと連携した普及啓発事業などを通じて、村民や事業者とともに意識醸成を図り、地域ぐるみの取組として推進してまいります。

福祉センター「やまなみ荘」につきましては、村民の憩いの場であるとともに、都市住民との交流拠点として重要な役割を担う施設であり、令和6年度から実施してきた施設改修により、館内の省エネ機器の更新や照明のLED化、木質バイオマスボイラーの接続、浴室や厨房等の老朽化対策、さらにWi-Fi通信環境の整備が完了いたしました。

これにより、再生可能エネルギーの自社消費拡大によるCO₂排出量の削減効果が見込まれるとともに、中長期的には電力料金の削減にもつながるものと期待しております。

今後は、こうした施設環境の充実を活かしながら、安全・安心に利用でき、来館されたお客様に満足していただける施設運営を目指してまいります。

また、道の駅「いくさかの郷」との連携による誘客やトレッキング、パラグライダーなど本村の自然環境を活かしたアウトドア体験の拠点として活用を進めてまいります。

さらには、特産品であるぶどうや山菜・淡竹の加工品、北海道標津町からの海産物など地域資源を活かした企画を展開し、観光振興と連動した利用者の増加につなげてまいります。

次に、簡易水道事業につきましては、将来にわたり安全で安定した水道水の供給を確保するため、有収率の向上と経営基盤の強化を重点に取り組んでまいります。

有収率の向上に向けては、簡易水道有収率対策プロジェクト会議を中心に、漏水調査や修繕対応の強化を進めてまいります。

施設整備につきましては、令和2年度に策定した経営戦略及び令和3年度に整備した施設台帳・基本計画に基づき、簡易水道拡張事業や給水計画の検討、老朽化施設の更新及び耐震化対策を計画的に進めてまいります。

来年度は、大日向区北平地区において送配水管敷設替工事を計画しており、今後も災害に強い水道施設の整備を進めて、住民生活に欠かすことのできないライフラインの安定確保に努めてまいります。

次に、今年度当初の基金繰入見込額につきましては、現時点での余剰見込みに加え、今月交付見込みの特別交付税を勘案いたしますと、全額を基金から取り崩すことなく対応でき、さらに、一部を基金に積み立てる余地も見込まれる状況でございます。

また、今後、専決処分によりお願いする特別交付税の予算計上とあわせ、来年度以降も将来負担の軽減に資する施策等に対して、効果的な財源活用を図ってまいり、引き続き財政健全化を維持しつつ、脱炭素先行地域づくり事業をはじめ、将来に向けて必要な投資は着実に進めてまいりたいと考えております。

来年度の「村政懇談会」につきましては、10区に出向いて開催するとともに、子育て世帯を対象とした懇談会を設けるなど、より多くの皆様からご意見をいただける機会づくりに努めてまいります。

庁内で協議してきた「いくさか村づくり計画」を、議員各位に今定例会中にお示しし、その指摘事項等を踏まえた内容と、来年度の事業・予算、各種課題への対応等について説明を行い、村民の皆さまのご意見、ご要望を把握してまいります。

今回提出いたしました令和8年度予算案は、引き続き限られた財源の中で、村民の皆さまを第一に考え、ご意見、ご要望と議会からのご提言も反映し、本村の課題解決に向けて「選択と集中」により必要な事業費を計上したものでございます。

そして、「新たな発想で 未来を創り出し 人と自然が輝く いくさか」に、村民の皆さまが愛着と誇りを持っていただけるよう、山紫水明の豊かな自然と、先人が築いてこられた伝統文化を守り育てていこうという責任感を共有し、さらなる村民の皆さまとの協働による村づくりを推進してまいります。

第6次総合計画が掲げる将来の姿「確かな暮らしを明日につなぎ 明るく 健やかに生きる村」の実現に向け、引き続きのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、今議会定例会に提出させていただきました議案は、報告8件、事件案3件、条例案10件、予算案8件の計29件でございます。

報告第1号 専決処分の承認を求めることについて「議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」

この報告は、一般職の給与改定に伴い、議会の議員の期末手当の額を改正するため、条例の一部を改正する専決処分であります。

報告第2号 専決処分の承認を求めることについて「特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例」

この報告は、一般職の職員の給与改定に伴い、常勤の特別職の期末手当の額を改正するため、条例の一部を改正する専決処分であります。

報告第3号 専決処分の承認を求めることについて「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」

この報告は、令和7年度人事院勧告を踏まえた一般職の職員の給与改定を行うため、条例の一部を改正する専決処分であります。

報告第4号 専決処分の承認を求めることについて「令和7年度生坂村一般会計補正予算（第6号）」

この報告は、既定の額に878万9000円を追加し、総額を38億2056万9000円とする補正予算の専決処分であります。

主な内容は、歳入では地方交付税を878万9000円増額し、歳出では給与改定に伴う各科目の人件費、総額878万9000円を増額するものであります。

報告第5号 専決処分の承認を求めることについて「令和7年度生坂村福祉センター特別会計補正予算（第1号）」

この報告は、既定額に73万2000円を追加し、総額を1億793万2000円とする補正予算の専決処分であります。

主な内容は、歳入では繰越金を9万5000円、繰入金63万7000円を増額し、歳出では給与改定に伴う人件費を経営管理費で73万2000円増額するものであります。

報告第6号 専決処分の承認を求めることについて「令和7年度生坂村介護保険特別会計補正予算（第3号）」

この報告は、既定額に13万5000円を追加し、総額を2億9350万3000円とする補正予算の専決処分であります。

主な内容は、歳入では繰入金13万5000円を増額し、歳出では給与改定に伴う地域支援事業で13万5000円増額するものであります。

報告第7号 専決処分の承認を求めることについて「令和7年度生坂村簡易水道事業会計補正予算（第3号）」

この報告は、給与改定に伴う人件費を14万8000円増額するもので、収益的支出の総額を7781万6000円とする専決処分であります。

報告第8号 専決処分の承認を求めることについて「令和7年度生坂村一般会計補正予算（第7号）」

この報告は、既定の額に362万1000円を追加し、総額を38億2419万円とする補正予算であります。

衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査の選挙費に係る経費を補正するもので、歳入で地方交付税1000円、県支出金362万円を増額し、歳出で選挙費を362万1000円増額する補正予算の専決処分であります。

議案第1号「生坂村過疎地域持続的発展計画の変更について」

この議案は、生坂村過疎地域持続的発展計画を変更するため、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第2号「生坂村社会福祉施設他14施設の指定管理者の指定について」

この議案は、生坂村社会福祉施設他14施設の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第3号「松塩筑木曽老人福祉施設組合規約の変更について」

この議案は、松塩筑木曽老人福祉施設組合の組合経費の支弁方法について、構成市町村の負担の割合を変更する規約の変更であります。

議案第4号「生坂村特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例案」

この議案は、関係法令に基づき特定乳児等通園支援事業の適切な運営基準を定める条例の制定であります。

議案第5号「生坂村行政手続条例の一部を改正する条例案」

この議案は、関係法令の改正に伴う条例の一部改正であります。

議案第6号「生坂村特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案」

この議案は、生坂村特別職の職員で非常勤の者の報酬のうち、小中学校 学校医の内科医、整形外科医の報酬の改定に伴う条例の一部改正であります。

議案第7号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案」

この議案は、令和7年度人事院勧告を踏まえた一般職の職員の給与条例のうち通勤手当の改定に伴う条例の一部改正であります。

議案第8号「生坂村B&G海洋センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案」

この議案は、生坂村B&G海洋センター使用料の改定に伴う条例の一部改正であります。

議案第9号「生坂村子育て支援センター施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案」

この議案は、生坂村子育て支援センターの施設使用料を定める条例の一部の改正であります。

議案第10号「生坂村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案」

この議案は、関係法令の改正に伴う条例の一部改正であります。

議案第11号「生坂村介護保険条例の一部を改正する条例案」

この議案は、関係法令の改正に伴う条例の一部改正であります。

議案第12号「生坂村火入れに関する条例の一部を改正する条例案」

この議案は、関係法令の改正に伴う条例の一部改正であります。

議案第13号「生坂村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案」

この議案は、関係法令の改正に伴う条例の一部改正であります。

議案第14号「令和8年度生坂村一般会計予算」

この予算案は、歳入歳出予算の総額を36億4900万円とする予算で、前年度と比較して4700万円の増額となっております。

主な歳入では、村税で１億5239万1000千円、地方交付税12億5000万円、使用料及び手数料 1 億2697万7000円、国庫支出金 9 億9785万8000円、県支出金 1 億8986万5000円、繰入金 2 億3206万5000円、村債 5 億1510万円、寄付金4750万円などとなっております。

歳出の主な予算は、福祉の村づくり事業のうち、新規事業で重層的支援体制整備事業や遠隔医療相談アプリの導入費、また障害者自立支援サービス費や社会福祉協議会補助など社会福祉事業で 1 億1631万7000円、在宅での生活支援等サービス事業で1425万4000円、新規に高齢者補聴器購入補助を加えた高齢者医療環境対策事業で740万2000円としております。

子育て支援事業では、新規事業で保育園環境整備事業、拡充事業では保育料無償化、保育園給食費の無償化など、子ども・子育て支援事業で7017万6000円、学校教育関係では、新規事業で小中学校徴収金の公金化やスクールバス車両購入費のほか、小学校学級支援員・専科教員配置事業、小中一貫教育Ikusaka学の推進などで4482万2000円となっております。

産業振興事業では、有害鳥獣対策事業の拡充、農業用ハウス等設置補助、いくさかの郷運営費等の農業振興事業で 1 億3698万5000円、農用地活性化対策及び遊休農地解消対策では、新規で畑作等促進整備事業の実施、農地耕作条件改善事業など 1 億5641万9000円、里山整備事業で1115万8000円、農業・商工業等後継者支援やいくさかマル得商品券、赤とんぼフェスティバル補助など商工業等振興事業で3250万円としております。

地域活性化対策等事業では、脱炭素地域づくり推進事業で木質バイオマス製造プラント整備、地区集会所等省エネ機器導入補助を新たに加え、民家断熱改修補助や省エネ機器整備等の購入補助など継続事業と合わせて、環境保護で10億2679万6000円とし、Uターン者への補助や定住促進住宅建設などを行う移住定住対策費で5035万円、防災・減災事業では、新規で込地公民館除却費、南部交流センター改修費を加え1951万8000円、安全・安心地域活性化事業では、新規でCATV施設改修工事を新たに加え、道路メンテナンス事業、ふるさと納税業務、地域おこし協力隊関係経費などで 3 億7635万円となっております。

議案第15号「令和 8 年度生坂村営バス特別会計予算」

この予算案は、歳入歳出予算の総額を5460万円とする予算で、前年度と比較して10万円増となっております。

主な歳入は、使用料及び手数料で200万円、繰入金で5145万円であります。

主な歳出は、総務費で5164万7000円、運行費224万6000円となっております。

議案第16号「令和 8 年度生坂村福祉センター特別会計予算」

この予算案は、歳入歳出予算の総額を1億1830万円とする予算で、前年度と比較して1110万円の増となっております。

主な歳入は、使用料及び手数料で1億811万6000円、繰入金945万5000円であります。

主な歳出は、経営管理費で1億1824万3000円となっております。

議案第17号「令和 8 年度生坂村国民健康保険特別会計予算」

この予算案は、歳入歳出予算の総額を 2 億3940万円とする予算で、前年度と比較して910万円の減となっております。

主な歳入は、国民健康保険税で3482万8000円、県支出金 1 億9081万3000円、繰入金1371万4000円であります。

主な歳出は、保険給付費 1 億8821万円、国民健康保険事業費納付金4641万3000円となっております。

議案第18号「令和 8 年度生坂村介護保険特別会計予算」

この予算案は、歳入歳出予算の総額を 2 億6560万円とする予算で、前年度と比較して1320万円の減となっております。

主な歳入は、介護保険料で5162万3000円、国庫支出金で6580万5000円、支払基金交付金で6898万1000円、県支出金3856万1000円、繰入金4061万7000円であります。

主な歳出は、保険給付費 2 億3917万8000円、地域支援事業1818万9000円となっております。

議案第19号「令和 8 年度生坂村後期高齢者医療特別会計予算」

この予算案は、歳入歳出予算の総額を4040万円とする予算で、前年度と比較して610万円の増となっております。

主な歳入は、後期高齢者医療保険料で2794万7000円、繰入金で1235万1000円であります。

主な歳出は、後期高齢者医療広域連合納付金で3860万5000円となっております。

議案第20号「令和 8 年度生坂村簡易水道事業会計予算」

この予算案は簡易水道事業会計予算で、収益的収入及び支出の収入は7543万6000円で、支出は7730万円と定め、資本的収入及び支出の収入は8509万5000円、支出は9727万2000円と定めております。

議案第21号「令和 8 年度生坂村下水道事業会計予算」

この予算案は下水道事業会計予算で、収益的収入及び支出の収入は1億324万8000円、支出は7870万円と定め、資本的収入及び支出の収入は395万円、支出は4910万2000円と定めております。

以上の議案でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げ、挨拶並びに議案の説明といたします。

○議長（藤澤幸恵君） 挨拶並びに提案理由の説明が終わりました。

ここで換気のため休憩とします。

再開は11時10分とします。

休憩	午前10時57分
----	----------

再開	午前11時10分
----	----------

◎日程 3 ・ 報告第 1 号 ～ 日程 5 ・ 報告第 3 号

○議長（藤澤幸恵君） 再開します。お諮りします。

日程 3 ・ 報告第 1 号 専決処分の承認を求めることについて

「議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」

日程 4 報告第 2 号 専決処分の承認を求めることについて

「特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例」

日程 5 報告第 3 号 専決処分の承認を求めることについて

「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」

の 3 件を一括議題にしたいと思います。ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認め、日程 3 報告第 1 号から日程 5 報告第 3 号の 3 件を一括議題とします。担当者の朗読説明を求めます。

○総務課長（中山茂也君） 議長。
○議長（藤澤幸恵君） 総務課長。
○総務課長（中山茂也君） （総務課長 朗読説明）

○議長（藤澤幸恵君） 以上で、議案の朗読説明を終わります。

◎日程６・報告第４号

○議長（藤澤幸恵君） 日程６ 報告第４号 専決処分の承認を求めることについて
「令和７年度生坂村一般会計補正予算（第６号）」を議題とします。担当者の朗読説明を求めます。

○総務課長（中山茂也君） 議長。
○議長（藤澤幸恵君） 総務課長。
○総務課長（中山茂也君） （総務課長 朗読説明）

○議長（藤澤幸恵君） 以上で、議案の朗読説明を終わります。

◎日程７・報告第５号

○議長（藤澤幸恵君） 日程７ 報告第５号 専決処分の承認を求めることについて
「令和７年度生坂村福祉センター特別会計補正予算（第１号）」を議題とします。担当者の朗読説明を求めます。

○住民課長（坂爪浩之君） 議長。
○議長（藤澤幸恵君） 住民課長。
○住民課長（坂爪浩之君） （住民課長 朗読説明）

○議長（藤澤幸恵君） 以上で、議案の朗読説明を終わります。

◎日程８・報告第６号

○議長（藤澤幸恵君） 日程８ 報告第６号 専決処分の承認を求めることについて
「令和７年度生坂村介護保険特別会計補正予算（第３号）」を議題とします。担当者の朗読説明を求めます。

○健康福祉課長（松沢昌志君） 議長。
○議長（藤澤幸恵君） 健康福祉課長。
○健康福祉課長（松沢昌志君） （健康福祉課長 朗読説明）

○議長（藤澤幸恵君） 以上で、議案の朗読説明を終わります。

◎日程９・報告第７号

○議長（藤澤幸恵君） 日程９ 報告第７号 専決処分の承認を求めることについて
「令和７年度生坂村簡易水道事業会計補正予算（第３号）」を議題とします。担当者の朗読説明を求めます。

○振興課長（眞島弘光君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 振興課長。

○振興課長（眞島弘光君） （振興課長 朗読説明）

○議長（藤澤幸恵君） 以上で、議案の朗読説明を終わります。

◎日程10・報告第８号

○議長（藤澤幸恵君） 日程10 報告第８号 専決処分の承認を求めることについて
「令和７年度生坂村一般会計補正予算（第７号）」を議題とします。担当者の朗読説明を求めます。

○総務課長（中山茂也君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 総務課長。

○総務課長（中山茂也君） （総務課長 朗読説明）

○議長（藤澤幸恵君） 以上で、議案の朗読説明を終わります。
ここで昼食のため休憩とします。再開は13時とします。

休憩	午前11時55分
----	----------

再開	午後１時00分
----	---------

◎質疑討論

○議長（藤澤幸恵君） 再開します。

日程３ 報告第１号 から日程10 報告第８号 について朗読説明が終わりましたので、質疑討論に入ります。

質疑討論のある方の発言を許します。

初めに質疑はありませんか。

◎採決

○議長（藤澤幸恵君） ないようですので、これより採決に入ります。

○議長（藤澤幸恵君） 日程 3 報告第 1 号 専決処分の承認を求めることについて
「議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」を原案の通り承認することに賛成の方は挙手願います。

○議長（藤澤幸恵君） 挙手全員です。
よって、報告第 1 号は原案の通り承認することに決定しました。

○議長（藤澤幸恵君） 日程 4 報告第 2 号 専決処分の承認を求めることについて
「特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例」を原案の通り承認することに賛成の方は挙手願います。

○議長（藤澤幸恵君） 挙手全員です。
よって、報告第 2 号は原案の通り承認することに決定しました。

○議長（藤澤幸恵君） 日程 5 報告第 3 号 専決処分の承認を求めることについて
「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を原案の通り承認することに賛成の方は挙手願います。

○議長（藤澤幸恵君） 挙手全員です。
よって、報告第 3 号は原案の通り承認することに決定しました。

○議長（藤澤幸恵君） 日程 6 報告第 4 号 専決処分の承認を求めることについて
「令和 7 年度生坂村一般会計補正予算（第 6 号）」を原案の通り承認することに賛成の方は挙手願います。

○議長（藤澤幸恵君） 挙手全員です。
よって、報告第 4 号は原案の通り承認することに決定しました。

○議長（藤澤幸恵君） 日程 7 報告第 5 号 専決処分の承認を求めることについて
「令和 7 年度生坂村福祉センター特別会計補正予算（第 1 号）」を原案の通り承認することに賛成の方は挙手願います。

○議長（藤澤幸恵君） 挙手全員です。
よって、報告第 5 号は原案の通り承認することに決定しました。

○議長（藤澤幸恵君） 日程 8 報告第 6 号 専決処分の承認を求めることについて
「令和 7 年度生坂村介護保険特別会計補正予算（第 3 号）」を原案の通り承認することに賛成の方は挙手願います。

○議長（藤澤幸恵君）挙手全員です。

よって、報告第6号は原案の通り承認することに決定しました。

○議長（藤澤幸恵君）日程9 報告第7号 専決処分の承認を求めることについて

「令和7年度生坂村簡易水道事業会計補正予算（第3号）」を原案の通り承認することに賛成の方は挙手願います。

○議長（藤澤幸恵君）挙手全員です。

よって、報告第7号は原案の通り承認することに決定しました。

○議長（藤澤幸恵君）日程10 報告第8号 専決処分の承認を求めることについて

「令和7年度生坂村一般会計補正予算（第7号）」を原案の通り承認することに賛成の方は挙手願います。

○議長（藤澤幸恵君）挙手全員です。

よって、報告第8号は原案の通り承認することに決定しました。

◎日程11・議案第1号

○議長（藤澤幸恵君） 日程11 議案第1号 「生坂村過疎地域持続的発展計画の変更について」を議題にします。担当者の朗読説明を求めます。

○総務課長（中山茂也君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 総務課長。

○総務課長（中山茂也君） （総務課長 朗読説明）

○議長（藤澤幸恵君） 以上で提出された議案の朗読説明を終わります。

◎日程12・議案第2号

○議長（藤澤幸恵君） 日程12 議案第2号 「生坂村社会福祉施設他14施設の指定管理者の指定について」を議題にします。担当者の朗読説明を求めます。

○総務課長（中山茂也君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 総務課長。

○総務課長（中山茂也君） （総務課長 朗読説明）

○議長（藤澤幸恵君） 以上で提出された議案の朗読説明を終わります。

◎日程13・議案第3号

○議長（藤澤幸恵君） 日程13 議案第3号 「松塩筑木曾老人福祉施設組合規約の変更について」を議題にします。担当者の朗読説明を求めます。

○健康福祉課長（松沢昌志君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（松沢昌志君） （健康福祉課長 朗読説明）

○議長（藤澤幸恵君） 以上で議案の朗読説明を終わります。

◎日程14・議案第4号

○議長（藤澤幸恵君） 日程14 議案第4号 「生坂村特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例案」を議題にします。担当者の朗読説明を求めます。

○教育次長（藤澤保君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 教育次長。

○教育次長（藤澤保君） （教育次長 朗読説明）

○議長（藤澤幸恵君） 以上で議案の朗読説明を終わります。

◎日程15・議案第5号

○議長（藤澤幸恵君） 日程15 議案第5号 「生坂村行政手続条例の一部を改正する条例案」を議題にします。担当者の朗読説明を求めます。

○総務課長（中山茂也君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 総務課長。

○総務課長（中山茂也君） （総務課長 朗読説明）

○議長（藤澤幸恵君） 以上で議案の朗読説明を終わります。

◎日程16・議案第6号

○議長（藤澤幸恵君） 日程16 議案第6号 「生坂村特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案」を議題にします。担当者の朗読説明を求めます。

○教育次長（藤澤保君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 教育次長。

○教育次長（藤澤保君） （教育次長 朗読説明）

○議長（藤澤幸恵君） 以上で議案の朗読説明を終わります。

◎日程17・議案第7号

○議長（藤澤幸恵君） 日程17 議案第7号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を議題にします。担当者の朗読説明を求めます。

○総務課長（中山茂也君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 総務課長。

○総務課長（中山茂也君） （総務課長 朗読説明）

○議長（藤澤幸恵君） 以上で議案の朗読説明を終わります。

◎日程18・議案第8号 ～ 日程19・議案第9号

○議長（藤澤幸恵君） お諮りします。

日程18 議案第8号 「生坂村B&G海洋センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案」

日程19 議案第9号 「生坂村子育て支援センター施設の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案」

以上の2件を一括して議題にしたいと思います。ご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、議案第8号と議案第9号の2件を一括して議題にし、担当者の朗読説明を求めます。

○教育次長（藤澤保君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 教育次長。

○教育次長（藤澤保君） （教育次長 朗読説明）

○議長（藤澤幸恵君） 以上で議案の朗読説明を終わります。

◎日程20・議案第10号 ～ 日程21・議案第11号

○議長（藤澤幸恵君） お諮りします。

日程20 議案第10号 「生坂村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案」

日程21 議案第11号 「生坂村介護保険条例の一部を改正する条例案」

の2件を一括して議題にしたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、議案第10号と議案第11号の2件を一括して議題にします。担当者の朗読説明を求めます。

○健康福祉課長（松沢昌志君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（松沢昌志君） （健康福祉課長 朗読説明）

○議長（藤澤幸恵君） 以上で議案の朗読説明を終わります。

◎日程22・議案第12号

○議長（藤澤幸恵君） 日程22 議案第12号 「生坂村火入れに関する条例の一部を改正する条例案」を議題にします。担当者の朗読説明を求めます。

○振興課長（眞島弘光君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 振興課長。

○振興課長（眞島弘光君） （振興課長 朗読説明）

○議長（藤澤幸恵君） 以上で議案の朗読説明を終わります。

◎日程23・議案第13号

○議長（藤澤幸恵君） 「生坂村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案」を議題にします。担当者の朗読説明を求めます。

○総務課長（中山茂也君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 総務課長。

○総務課長（中山茂也君） （総務課長 朗読説明）

○議長（藤澤幸恵君） 以上で議案の朗読説明を終わります。

◎日程24・議案第14号

○議長（藤澤幸恵君） 日程24 議案第14号 「令和8年度生坂村一般会計予算」を議題にします。担当者の朗読説明を求めます。

○総務課長（中山茂也君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 総務課長。

○総務課長（中山茂也君） （総務課長 朗読説明）

○議長（藤澤幸恵君） ここで換気のため休憩にします。再開は14時20分とします。

休憩	午後 2 時09分
----	-----------

再開	午後 2 時20分
----	-----------

○議長（藤澤幸恵君） 再開します。

○総務課長（中山茂也君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 総務課長。

○総務課長（中山茂也君） （総務課長 朗読説明）

○議会事務局長（平林邦寿君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 議会事務局長。

○議会事務局長（平林邦寿君） （議会事務局長 朗読説明）

○住民課長（坂爪浩之君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 住民課長。

○住民課長（坂爪浩之君） （住民課長 朗読説明）

○健康福祉課長（松沢昌志君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（松沢昌志君） （健康福祉課長 朗読説明）

○振興課長（眞島弘光君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 振興課長。

○振興課長（眞島弘光君） （振興課長 朗読説明）

○教育次長（藤澤保君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 教育次長。

○教育次長（藤澤保君） （教育次長 朗読説明）

○議長（藤澤幸恵君） ここで換気のため休憩といたします。再開は15時35分とします。

休憩	午後 3 時26分
----	-----------

再開	午後 3 時35分
----	-----------

○議長（藤澤幸恵君） 再開します。

◎日程25・議案第15号

○議長（藤澤幸恵君） 日程25 議案第15号 令和8年度生坂村営バス特別会計予算を議題にします。担当者の朗読説明を求めます。

○総務課長（中山茂也君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 総務課長。

○総務課長（中山茂也君） （総務課長 朗読説明）

○議長（藤澤幸恵君） 以上で議案の朗読説明を終わります。

◎日程26・議案第16号

○議長（藤澤幸恵君） 日程26 議案第16号 令和8年度生坂村福祉センター特別会計予算を議題にします。担当者の朗読説明を求めます。

○住民課長（坂爪浩之君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 住民課長。

○住民課長（坂爪浩之君） （住民課長 朗読説明）

○議長（藤澤幸恵君） 以上で議案の朗読説明を終わります。

◎日程27・議案第17号 ～ 日程28・議案第18号

○議長（藤澤幸恵君） お諮りします。

日程27 議案第17号 令和8年度生坂村国民健康保険特別会計予算

日程28 議案第18号 令和8年度生坂村介護保険特別会計予算

の以上2件を一括して議題にしたいと思いますご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、議案第17号と議案第18号の2件を一括して議題にします。
担当者の朗読説明を求めます。

○健康福祉課長（松沢昌志君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（松沢昌志君） （健康福祉課長 朗読説明）

○議長（藤澤幸恵君） 以上で議案の朗読説明を終わります。

◎日程29・議案第19号

○議長（藤澤幸恵君） 日程29 議案第19号 令和8年度生坂村後期高齢者医療特別会計予算を議題にします。担当者の朗読説明を求めます。

○住民課長（坂爪浩之君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 住民課長。

○住民課長（坂爪浩之君） （住民課長 朗読説明）

○議長（藤澤幸恵君） 以上で議案の朗読説明を終わります。

◎日程30・議案第20号 ～ 日程31・議案第21号

○議長（藤澤幸恵君） お諮りします。

日程30 議案第20号 令和8年度生坂村簡易水道事業会計予算

日程31 議案第21号 令和8年度生坂村下水道事業会計予算

以上の2件を一括して議題にしたいと思います。

ご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、議案第20号と議案第21号の2件を一括して議題にします。
担当者の朗読説明を求めます。

○振興課長（眞島弘光君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 振興課長。

○振興課長（眞島弘光君） （振興課長 朗読説明）

○議長（藤澤幸恵君） 以上で本日理事者より提出された議案の朗読説明を終わります。

◎日程32・総括質疑

○議長（藤澤幸恵君） 日程32 総括質疑に入ります。

議案第1号から議案第3号の事件案3件、議案第4号から議案第13号までの条例案10件、議案第14号から議案第21号までの予算案8件、計21件について質疑のある方の発言を許します。

質疑はありませんか。

質疑なしと認め、以上で総括質疑を終結します。

◎日程33・議案の委員会付託

○議長（藤澤幸恵君） 日程33 議案審査のため、各常任委員会に議案を付託したいと思います。

ただいま議題になっております議案第1号から議案第3号の事件案3件、議案第4号から議案第13号までの条例案10件、議案第14号から議案第21号までの予算案8件、計21件について慎重審議を期するため、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思います。
ご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。

よって、21議案をそれぞれ所管の常任委員会に付託することに決定しました。

◎日程34・請願陳情の提出

○議長（藤澤幸恵君） 次に、日程34 請願8第1号 令和8年度簡易水道基盤強化予算確保に関する意見書採択を求める請願書

陳情8 第1号 mRNA（レプリコワクチンを含む）予防接種事業中止の意見書提出を求める陳情書
陳情8 第2号 消炎鎮痛剤や抗アレルギー薬など、薬の追加負担を行わないことを求める陳情について議題にします。

お諮りします。

ただいま議題となっている日程35の請願1件、陳情2件の内容は、お手元に配付の通りです。
朗読説明を省略し、所管の常任委員会に付託して審議願うことにしたいと思います。
ご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。

よって、日程35の請願8第1号、陳情8第1号、陳情8第2号は所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

ここで事務局に、常任委員会付託案件表を配付させますので、しばらくお待ちください。

◎散会

○議長（藤澤幸恵君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

次の本会議は、明日10日火曜午前9時30分から再開し、一般質問を行います。

○議長（藤澤幸恵君） 本日はこれにて散会いたします。

起立。礼。大変ご苦労さまでした。

散会 午後4時52分

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和8年3月9日

議長 藤澤 幸寛

署名議員 小本 吉人

署名議員 石田 穰

令和8年第1回 生坂村議会定例会議事録（3月定例会）

2日目（3月10日）

○一般質問 7人

- ・再開 4 P
- ・会議録署名議員の指名 4 P
- ・一般質問 4 P
 - 平田勝章議員…………… 4 P
 - 進藤彩議員…………… 15 P
 - 太田譲議員…………… 19 P
 - 山本吉人議員…………… 28 P
 - 島幸恵議員…………… 33 P
 - 望月一将議員…………… 47 P
 - 市川壽明議員…………… 57 P
- ・散会 65 P

令和8年第1回 生坂村議会定例会

令和8年3月10日 午前9時30分 再開

議 事 日 程 【2日目】

日程	議案番号	事 件 名	備 考
		再 開	
1		会議録署名議員の指名	
2		一般質問	
		散 会	

出席議員（８名）

1 番	進 藤 彩 君	2 番	望 月 一 将 君
3 番	島 幸 恵 君	4 番	山 本 吉 人 君
5 番	藤 澤 幸 恵 君	6 番	太 田 譲 君
7 番	平 田 勝 章 君	8 番	市 川 壽 明 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

地方自治法第121条の規定により朗読のため出席した者の職氏名

村 長	藤 澤 泰 彦 君	振 興 課 長	眞 島 弘 光 君
副 村 長	牛 越 宏 通 君	住 民 課 長	坂 爪 浩 之 君
総 務 課 長	中 山 茂 也 君	健康福祉課長	松 沢 昌 志 君
教 育 長	藤 澤 正 司 君	教 育 次 長	藤 澤 保 君

事務局職員出席者

議会事務局長	平 林 邦 寿 君	書 記	田 中 翔 太 君
--------	-----------	-----	-----------

開議 午前 9 時30分

○議長（藤澤幸恵君） 起立。礼。着席してください。

◎再開

○議長（藤澤幸恵君） これより令和 8 年第 1 回生坂村議会定例会を再開します。

○議長（藤澤幸恵君） 本日の会議に先立ち申し上げます。本定例会は感染症予防対策のため、適宜休憩、換気を行い、マスクの着用につきましては個人判断とします。

○議長（藤澤幸恵君） これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、配付してあるとおりです。

◎日程 1 ・会議録署名議員の指名

○議長（藤澤幸恵君） 日程 1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は会議規則第125条の規定により、7 番平田議員、8 番市川議員を指名します。

◎日程 2 ・一般質問

○議長（藤澤幸恵君） 日程 2、一般質問を行います。順番に発言を許します。
最初に 7 番、平田議員。

○7 番（平田勝章君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 平田議員。

○7 番（平田勝章君） 7 番、平田勝章です。一般質問を行います。
環境整備、農業への担い手不足と農業公社の役割について質問します。

現在、生坂村は人口減少とともに少子高齢化が進んでいます。
直面して困っている環境整備や農業では、農事作業や草刈りをするにも高齢化が進み、実質的な作業ができない状態があります。
農業公社の役割はますます大きく、受益耕作面積も年々増えておりますし、畦草刈りの面積も増えております。

この質問については、類似した質問を昨年 6 月議会で太田議員が、農業公社で農業機械のレンタル事業について質問されております。
そこで質問なんですが、生坂村では農業公社があり、年々依頼耕作面積が増えております。

このままでは、パンクをしてしまわないかと心配しているところでございますけれども、公社の今後の運営についての方針はどうなるのか。いわゆる耕作面積が増えてもOKなのか、あるいは耕作面積が増えた中で人員を増員してこれから対応するのか等の質問をしたいと思います。

○振興課長（眞島弘光君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 振興課長。

○振興課長（眞島弘光君） 7番 平田議員からの、農業公社の耕作面積が増加している中、今後の運営方針等についてのご質問にお答えいたします。

本村において人口減少、少子高齢化の進行により、農業従事者の高齢化が顕著となっており、担い手不足が深刻な問題となっております。

そのような状況の中で、農業公社の果たす役割は年々大きくなっており、依頼耕作面積も増加傾向にあります。

現在、農業公社で管理耕作している面積は、令和6年実績で1115アール。農作業受託面積は628アールであり、ここ5年で50パーセント程度増加しております。

このまま依頼が増え続けた場合、機械、人員体制の限界に達する可能性も否定できません。

今後の運営方針としては、耕作面積の受け入れ基準の明確化として、無制限に受け入れるのではなく、効率的な作業が可能な圃場条件を優先するなど、一定の基準を設けることを研究していきたいと考えております。

人材確保の強化として、地域おこし協力隊の活用や新規就農者の育成支援、農繁期の臨時雇用の仕組み作りなど、人的体制の強化を図る必要があると考えております。

機械化・効率化の推進として、共同利用機械の導入や作業の集約化を進め、少人数でも対応できる体制づくりを研究してまいりたいと考えております。

耕作面積が増えても何でも引き受けるという考えではなく、持続可能な規模を見極めながら段階的に体制を整えていくことが重要であると考えております。以上、答弁いたします。

○7番（平田勝章君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 平田議員。

○7番（平田勝章君） 先ほどの答弁で言いますと、ある程度農地の受け入れを明確にしたり、基準を設けたりするということなのですが、現状から見ると、できないので農業公社にお願いするというようなことなんですけれども、本当は法人か何かで、村の中に民間でやってあれば、そのような施設、それから公社に関わるような別の組織があれば、受け入れられるということなんですけれども。現状では、生坂村の村民の人達みんなが、結局公社に頼るしかないというのが現状なんですよね。

その中で今のように、色々規制をやっていくと、土地は荒廃地になっていくという、そういう場面も出てくると思うんですが、その辺について振興課長、どのようにお考えでしょうか。

○振興課長（眞島弘光君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 振興課長。

○振興課長（眞島弘光君） 再質問にお答えします。

現在、各地域で「地域計画」というものを作成して頂いております。

最低年1回、皆さん集まっていいただいて、今後その地区の農地についてどのようにしていくかというようなことで現在進めておりますので、小さい圃場や、ここは守っていかなければいけないといった農地については、今後地元でも協議しながら、役場もそこに加わって話し合いに参加し

て進めていきたいというように考えております。以上、答弁いたします。

○7番（平田勝章君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 平田議員。

○7番（平田勝章君） 言われていることはもっともでありますけども、実際に今農業をやっている人達は、少なくともみんな70、80、それから90歳に近い人も実際にやってます。

じゃあその中でどうするんだというような話ですので、できれば今、先ほどの振興課長の答えの中で、大好き隊の人達を上手く最初からそういうつもりで採用ができないか、というのもあるんですけども、大好き隊の人達も現状では色々な任務をしていて、我々から見たらわからないこともあるんですけども、農業なら農業で、村全体ではやることもかなりあると思いますので、最初からそういうことであれば、そういうような大好き隊の使い方を、最初からそういうことで採用することも少しこれから考えたほうがいいんじゃないかなと思うんですが、その辺は村長にお聞きしたほうがよろしいですか。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 7番、平田議員の質問にお答えします。

地域おこし協力隊員は、今農業関係は主にぶどう栽培ということで、何人か研修を3年積んでから自立しているということでございます。

中には「農業女子」ということで、今、小舟の方に住まわれていますけれど、2年間研修をして農業を生計として自立をしております。

ただ、3年間という地域おこし協力隊員は期間がありまして、その間でいかにその生計を立てられるような農業を構築できるかということも心配でございまして、その点は今後研究をしながら農業支援の方も募集できれば、一時的でございましてけれど耕作の手助けにはなると思います。

それを持続的にやる場合にどのようにしていけばいいか、それは研究していかなければならない課題だと思います。以上、答弁いたします。

○7番（平田勝章君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 平田議員。

○7番（平田勝章君） 民間で本来、そういう組織を作ってやればいいのかと思うんですけども、安曇野市とか有明の方でも結構40町歩くらいみんなやって、国の補助制度とかを利用してなんとかやっていけるっていうような現状があります。

それをまた生坂村の中で小さな面積の中でやっていくっていうと、これもまた結構大変だなと思いますけれども、生坂にも滝沢ファームとか、独立してやってる方もいないわけじゃないんですけども、そういう人達もいるんですけども、今一つの組織を立ち上げてやろうっていうと、これもまたこれからの話なものですから、すぐにというわけにもいかないもんですから、これから村長の言われたようなことを、できれば早い時期にしていかないと、ますますみんな高齢になって動けなくなっていくというのが現状だと思いますので、なんとかやってほしいというのはあります。

色々意見を言ってもなかなかですが、また研究をしてもらって、次の質問に行きたいと思います。

農業公社では、4アール以下の田畑は耕作を引き受けないというような話も聞きます。原因は小面積では機械が入れないとか、道路が機械に対応していないこと。

そういう原因を解決すれば、小さなところも耕作していただけるでしょうかということについて質問をしたいと思います。

○振興課長（眞島弘光君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 振興課長。

○振興課長（眞島弘光君） 7番 平田議員からの、4アール以下の小規模農地の耕作を引き受けられない問題と、行政の対応についてということでご質問いただきました。

4アール以下の小規模農地については、機械が入りにくい、進入道路が狭い、作業効率が極端に悪いといった理由により、農業公社として受託が難しいケースがございます。

小面積圃場は作業効率が低いことが原因であり、これを解消するには、圃場の集約化、農地中間管理機構の活用、小区画整理事業の活用、地域単位での共同管理体制の構築といった施策が必要です。

行政としましては、地域で策定した地域計画に基づき、分散した小規模農地の集約集団化を進めていく必要があると考えております。

ただし、全てを公社が引き受ける形ではなく、地域ぐるみの話し合いも重要であると考えております。以上、答弁いたします。

○7番（平田勝章君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 平田議員。

○7番（平田勝章君） 今の振興課長の答弁を聞いていると、中には怒られそうな「なんですか？」って言われそうなような気がするんですけども。

上生坂と下生坂の方はまだいい方なんですけど、そこからよりもうちょっと、宇留賀の方だとか大日向とか、下生坂でも圃場整備はされているところもあるんですけども、圃場整備のされていないようなところではどうしてもそういうとこが残っちゃうんですね。

それをまたその地域で集団化してやるにしても、やはりマンパワーが足りないっていうのが一つあります。それと機械も小さいとこに入るような機械がないとか、そんなのも現状があります。今、私が言えるのは、振興課長の答えの中で、公社がなんとかやっていけるような前向きな検討をしてもらいたいなっていうのが私の意見です。

今ここで課長とディスカッションしても、その先は進みませんので、それが現状だと思います。

我々もそうですし、行政の立場からもわかってると思うんですが、村の中にあちこち荒廃地が残っちゃうっていうのは、今の答弁の中で言うと、ますます荒廃地が残るっていうことになりますので、じゃあそれをどうするんだ、どういう解決方法があるんだっていうことになりますけれども、その辺を、地域住民と打ち合わせをするのもいいですが、どうしても回答が限られちゃうなと思いますので、ぜひその辺も何か考えてほしいなと思います。

続いて3番目の質問なんですけども、今公社では限られた機械で農地の耕作をしています。村内の農家で所有している農業機械については、高齢化や所有者が亡くなったことで、その機械が村外からの業者などにより低価格で下取りされているのが現状です。

農業公社で農業機械の貸し出しをしてほしいと、そういう意見が結構あります。特に移住者の皆さんの話を聞くと、そういう機械が、例えばトラクター一台買うにしても何百万ってするのでなかなか大変だ。それから買ってもまたしまっておくところがない。そういう倉庫がね。そんなようなこともあるので、農業公社でそのようなことをやってもらえばありがたいなっております。

今、公社のトラクターなんかを見ると、大きなのは30何馬力の一台、あとは20馬力の古いホンダのトラクターがあります。現状から見ると、村の中に結構眠ってる機械があります。なんとかそういうのを再利用できないかっていうのがありますけれども、それについては、振興課長どういうふうにお考えでしょうか。

○振興課長（眞島弘光君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 振興課長。

○振興課長（眞島弘光君） 7番 平田議員からの、中古農機を公社で管理し、貸し出す仕組みについてということでご質問にお答えいたします。

村内では高齢化や所有者の死亡により、農機具が村外業者に低価格で売却されている事例も見受けられます。これを地域資源として活用できないかというご提案は、大変意義のある視点であると受け止めております。

中古農機を公社が管理し貸し出しを行う仕組みについては、保管場所の確保、整備点検費用、事故を起こした時の責任区分、保険加入の問題、利用者間の公平性などの問題があります。

ただし、例えば比較的汎用性の高い機械に限定する。短期間貸し出し制度とする。利用料で維持費を賄う仕組みを作る。といった方法であれば、検討の余地があるのではないかと考えております。

今後、農家の意向調査を行い、費用対効果や管理体制を含めた制度設計の可能性について研究してまいりたいと考えております。以上、答弁いたします。

○7番（平田勝章君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 平田議員。

○7番（平田勝章君） 一つの例を言いますと、万平の大沢先生が亡くなりましたけど、大沢先生のトラクターだとかコンバインだとか乾燥機とか、そのまま残ってます。コンバインなんかも3年放ったらかしにすると、すぐ使えないんですよ。要するにベルトがいっぱいあって、そのうちの一個が無理して切れちゃうと、今度全部動かなくなるものですから、それを自分でも経験してるので、そういうことを考えると早めに使うのも大事だなと思います。それから倉庫も、そのまま借りればいいじゃないかっていうように、先程の課長の話では、所有者の意見交換だとか話し合いの中で決めていけばいいと思うんですけども、その家の所では今も倉庫に保管をしてあるので、そのまま役場なり公社で賃貸でもできればいいかな、なんて思うんですけども、改めて倉庫を作ったりすると、またお金がかかったり大変なものですから。地域ごとにそういうのが結構あるものですから、そうやってやるのも一つだと思います。

また事故とか保険の問題も、結構農業機械の保険も色々なものがあるようですので、そんなようなくとも入れて、そんな高いもんじゃないですから。こんな風にやるのもどうかと思うんですが、いかがでしょうか。

○振興課長（眞島弘光君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 振興課長。

○振興課長（眞島弘光君） 再質問にお答えいたします。

それぞれの地域で、倉庫の中に機械等があって、それを活用していけばいいのではないかというようなことでご質問いただきました。

管理体制としまして、それぞれ公社で管理する場合において、その地域ごとにある倉庫に出向いて受付をするとか、そういった体制も考えていかなければならない部分もありますし、中には、

機械を使ったまま清掃もせず、そういった可能性も出てきてしまいます。
誰が使って壊してしまったかというような場合もありますので、管理体制について今後研究していかなければ、そういった面も難しいのではないかと考えております。
以上、答弁いたします。

○7番（平田勝章君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 平田議員。

○7番（平田勝章君） 確かに今、課長のおっしゃるのも大事なことです。

公社でも話聞いていると、小さな管理機も草刈り機も、実際には歯が欠けそのまま返されている現状もあるようなんですが。

実際、人の物だから大事に使わないというようなことが、確かに見受けられますね。

自分の機械だと大事に使うんですけども、また壊れてもすぐ直すと、次は傷まないというものもあるんですけども、その辺もその人の人間性もあるだろうし、これからそういう教育というか、実際貸し出すにはそういうこともやっていかなければいけないと思うんですけども、今後研究しながらやっていかなきゃいけない。いざ実行するとなれば、そんなような気がします。

いずれにしても現状は、困っている人が実際にいるということで、また高齢化になった時点で機械も余ってくる。その機械を上手く再利用したいなというのがあります。

また倉庫の話も、空き家があったりすれば利用できないかなとも考えられます。

例えば、体験ハウスの隣なんかも倉庫がそのまま残っていて、上生坂のホテルの会の人たちも機械を入れさせてもらったりしていますけども。ああいう所も意外とこれから出てくるんじゃないかなと思うんです。

先ほど言われたように、そういう所を調査しながら、意外といけるんじゃないかなと思いますので、これから少し前向きに検討してもらいたいと思います。

次に4番目の質問なんですけれども、農業の法人化について。

少子高齢化、育成耕作面積が小さく農業経営維持ができないと考えられます。

また先ほどの機械の購入や機械の保管倉庫、そういうことも実際に法人化になると、作るのにはお金もかかってきます。

今そういう中で、仮に法人化した時に諸課題がたくさんありますので、実際にハードルが高くて現実には難しいと思いますけれども。昔はだいぶ農業に対しての補助制度というのが色々あったんですけども、最近の補助制度について、もしお分りの範囲であつたら教えてもらいたいと思います。

○振興課長（眞島弘光君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 振興課長。

○振興課長（眞島弘光君） 7番 平田議員からの、農業の法人化の可能性についてというご質問にお答えいたします。

農業の法人化につきましては、少子高齢化の進行や耕作面積の小規模分散、担い手不足、といった本村の農業課題を踏まえ、経営の安定化や雇用確保という観点から有効な手段の一つであると認識しております。

ご質問の通り、法人化には機械導入や施設整備にかかる資金調達、経営管理を担う人材の確保、継続的な収益確保、保管施設や作業拠点の整備など、多くの課題がありハードルが高いことも事実であります。

しかしながら本村におきましても、すでにぶどう栽培を中心に法人化して経営を行っている方が

おり、安定した生産体制と販路確保を進めている事例がございます。

また、主として水稻栽培を行っている農業者においても、今後法人化を予定していると伺っております。

経営規模拡大や効率化を見据えた動きが出てきております。

このように本村においても個別経営の中から法人化へ移行する事例が現れ始めており、一定の可能性はあるものと考えております。

ただし、村全体として一律に法人化を推進するというよりは、意欲ある担い手の実践的な取り組みを支援すること。国・県の補助事業の活用支援、経営相談や専門家紹介などの側面的支援を行いながら、地域の実情にあった形で段階的に進めていくことが現実的であると考えております。

今後につきましては、すでに法人化している経営体や法人化を検討している農業者の事例を参考にしながら、本村に適した法人化のあり方を研究していく必要があると考えております。

また、先ほど補助制度につきまして、何かあるかというご質問をいただいておりますが、すみませんパッと思い浮かばないのですが、村から、県の農業支援センター等への相談をしながら、地域の実情にあった、また個人にあった補助制度について相談しながら進めてまいりたいと考えております。以上、答弁といたします。

○7番（平田勝章君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 平田議員。

○7番（平田勝章君） 生坂村の中でぶどう栽培についている皆さんは、過去にはぶどう農業で法人化っていうのはなかったんですけども、ぶどうという一つの事業で法人化もされているということは、本当にいいことだと思っております。

ただ、もう一つは水稻や畑作だとか、そういうのを加えての農業の法人化というのは実際には難しい。

昔は酪農をやった場合には、トラクターだとかダンプだとかについて、個人としての補助が結構あったようなんですけども、それが徐々になくなってきています。

今はそういう個人の方への補助っていうのはほとんど無いようで、そういう法人化の中では補助制度があって出してくれるようなんですけども、現状としては、例えば田んぼにそばを撒くとか、それから麦を撒くとかして、それについての補助金があって、それでやっていけるというようなことが大半みたいです。

ですので、補助制度も昔に比べるとだいぶ薄くなってるんじゃないかなと思っております。ましてや生坂村の中だけで経営基盤を安定させるというのは、なかなか難しいんじゃないかなと思っております。

そういう中でもう一つは、若い人たちは今、ぶどうならぶどうだけでやってますけれども、水稻だとか畑も入れて、若い人たちが法人化をやってくれるかっていうのも、ちょっと疑問なところもありますけれども、やっていただければ、それに越したことはないんですが、現実には田んぼでも畑でも今やってるのは、70歳以上の人がほとんどですから、その中でじゃあどうするんだって話もあります。

法人化の中で、よそではトラクターの運転手だとか、そういうのが登録されていて、80歳代の人たちも頼まれれば実際には出て行ってそういう作業をすとか、現実にあるみたいですから、年齢の差は、下は30歳代あたりから上が80歳代というように結構あるみたいなんです。それが現状のようです。

先程の課長の話では、なかなか補助事業もこれというのが見つからないのが現状かなと思いますけども、なんとか良い方向に研究してもらって、また教えてもらいたいと思います。

それでは次の質問にしたいと思います。

次は、一人住まいの高齢者の安否確認について質問したいと思います。

昨年一人住まいの高齢者が倒れた後、2日間にわたって発見ができなかったという事例があったと聞いております。

一人住まいの高齢者に対する安否確認について質問をいたします。

議会でも、14年ほど前に議会視察などで研究をした時期がありました。

そこではシステム本体の機械を役場に設置し、そして子機を高齢者宅に設置してありました。朝役場のシステム機械からボタンを押すことで、高齢者宅の設置した機械のボタンが赤く点滅する。で、高齢者が元気ならばそのボタンを押して、返信用のボタンを押すことで確認がされたというそういうものでした。

それから14年も経ってスマホだとか、色々なものが出ているんですけれども、視察後この質問を2012年の9月議会でもしており、すでに14年が経っております。

そして村長の回答では、この2012年の9月では見守りシステムの導入も、受益者負担も考えながら総合的に検討していきたいというように回答されています。

最近ではこの質問に類似した質問を、2021年6月議会で同僚議員が行っており、介護支援を受けている人については、地域包括支援センターで把握しているとの回答もされております。

そこで質問なんですけれども、健康課職員、それから大好き隊、民生委員の見守り方法など、今現在どのように行われているかについて質問をしたいと思います。

○健康福祉課長（松沢昌志君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（松沢昌志君） 4番、平田議員の質問にお答えをさせていただきます。

民生委員、健康福祉課職員は、保健師および社会福祉士が中心となりまして、民生委員や関係機関と情報共有を図りながら、支援が必要と判断した方や情報提供のあった方に対しては随時訪問を行うなど、必要に応じて訪問や電話での連絡などを行っております。

大好き隊による見守りにつきましては、75歳以上の一人暮らし世帯、75歳以上のみの世帯、および日中独居で見守りを希望される方を対象といたしまして、月に1回ほどを基本に訪問をしてお話を聞いております。

訪問にあたりましては、健康状態や生活状況の確認に加えて、困りごとの早期把握や必要な支援制度の案内などを行いまして、孤立防止と重症化予防につなげております。

本人の希望によりまして、年に1回から2回の方もいらっしゃいますし、必要に応じて月に3回ほど訪問する方もおりますけれども、これ以上必要な場合には介護保険サービスの利用が必要と判断しておりまして、介護保険サービス利用者につきましては週1回程度のヘルパーやデイサービス等を利用している方が多く、サービスの利用で安否確認を行っております。以上で答弁いたします。

○7番（平田勝章君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 平田議員。

○7番（平田勝章君） 全体のことはなんとか把握しましたけれども、村のやっтерところへ出てくる人はまだいいと思うんですが、出てこない人達、それから先ほどの説明の中にもありましたけれども、昼間だけ一人暮らし、高齢者で一人暮らしっていう状況の中では、色々な状況が考えられます。

そういう中で、元気な人達が具合悪くなったとか、例えば元気な人たちでも急に具合が悪くなっ

たとか、そういう事例があった場合は健康管理センターに連絡が来るんでしょうか。その辺はどう、どうなんですか。

○健康福祉課長（松沢昌志君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（松沢昌志君） お答えをさせていただきます。

まず具合が悪くなった場合でありますけれども、健康福祉課の方に連絡が来る場合もございますし、来なくて直接救急車を呼ばれる方もいらっしゃいます。

来た場合には保健師が訪問しまして、必要によって救急車等の手配はすることはございます。

あと村内にいる出てくればいいという方でもありますけれども、見守り隊の訪問につきましては基本的に全員を訪問するということで、希望によって月に1回程度か、または年に数回程度という判断はしておりますけれども、基本的に全員行ってるということでご理解いただきたいと思います。以上で答弁といたします。

○7番（平田勝章君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 平田議員。

○7番（平田勝章君） 最初の話に戻りますけれども、14年ほど前にこんな一つのシステムがあったんですが、その前は民生委員の人達は、固定電話で毎朝連絡とっているところもありました。そういう事例も実際あります。

例えば健康管理課で一つの機械を設置して、それで毎朝その高齢者との確認を取り合うという、システムを導入するとか、何とかしてあげたいな、とかというお考えはなかったんでしょうか。

○健康福祉課長（松沢昌志君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（松沢昌志君） お答えをさせていただきます。

まず民生委員さんの活動でありますけれども、民生委員さんの活動につきましては、基本的に困りごとがある方を相談、解決できる場所へつなぐという連絡員の役割でありまして、安否確認をするというのは本来業務には入っていないと思います。

やられている方もいらっしゃるかもしれませんが、それを必ずやらなければいけないというものではないということでご説明させていただきます。

それと、安否確認のシステムがということでもありますけれども、この後のご質問にお答えさせていただきたいと思いますが、村では緊急通報装置を入れておりまして、状況によりそれを活用していただくということで進めております。以上で答弁とさせていただきます。

○7番（平田勝章君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 平田議員。

○7番（平田勝章君） 先ほどの答弁の中で、緊急活用システムについて、実際にどのくらい事例はありますか。使った事例というのは。

○健康福祉課長（松沢昌志君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（松沢昌志君） お答えをさせていただきます。

まず事例でありますけれども、今までの経過で言いますと複数名いらっしゃいます。

通報装置の内容につきましては、監視カメラのタイプということで、家の中にカメラを設置してご家族が見守る方法ですとか、警備会社と契約をいたしまして、連絡装置を握るとするか、連絡ボタンを押せば駆けつけてくれるというシステム等を導入した事例はございます。以上で答弁とさせていただきます。

○7番（平田勝章君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 平田議員。

○7番（平田勝章君） そういうシステムはいいんですけど、まず身近なのはさっきの民生委員の話もありましたけど、固定電話でもまだ皆使えると思うんですが。

向こうから、いわゆる対象者からの電話だとか、本当はそっちを主にやったほうが、お金もかからないと思うんですが。そういうシステム以前にね。その辺はどうなんでしょうか。

○健康福祉課長（松沢昌志君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（松沢昌志君） お答えをさせていただきます。

先ほど見守り隊の方の訪問ということでありますけれども、今現在対象者が150名を超えております。

その方を毎日安否確認を行えというのは、非常に不可能に近い数字ではあろうかと思えます。以上で答弁とさせていただきます。

○7番（平田勝章君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 平田議員。

○7番（平田勝章君） 私も気をつけて見てるんですが、大好き隊の人達も毎日来るわけじゃないですよ。実際には。大好き隊も実際、一人ですか。

見守りして頂ける方は一人で150人っていうとちょっと無理なものですから。

実際これは、大好き隊だと一週間に1回くらいですか。

○健康福祉課長（松沢昌志君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（松沢昌志君） お答えをさせていただきます。

月に1回を基本として訪問しておりますので、月に1回ということになります。

以上で答弁いたします。

○7番（平田勝章君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 平田議員。

○7番（平田勝章君） ちょっと細かいことですが。

今対象者が150人いて、大好き隊が月に1回。その他に、保健師だとか社会福祉士の人達も見てもらったりしてるわけだね。

実際にできればね、毎日のそういう安否確認は、場合によっては健康な人もいるし、それから本当にギリギリな人もいたりするものですから。そういうような区分もあるだろうと思いますが、非常に安否確認が少なかったりするものですから。

先ほどのシステムは、今どんな具合に活用してるんですか。
どういう具合にやってどうなっているとか。

○健康福祉課長（松沢昌志君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（松沢昌志君） お答えをさせていただきます。

まず安否確認であります。毎日行ったほうがというご意見だと思っておりますが、本来その役割はご家族の方がやるべきと私は思っております。

毎日親御さんの方に電話をしていただければ良く、具合が悪ければこちらに連絡をいただければ、こちらから保健師を派遣するという内容で、状況を確認させていただければ済む話かなと思っております。

あとシステムの活用でありますけれども、緊急通報装置につきましては、導入補助は平成26年から実施して継続して行っておりますので、活用していただければと思います。以上で答弁いたします。

○7番（平田勝章君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 平田議員。

○7番（平田勝章君） 平成26年より緊急システム装置であるということなんですが、実際対象者の人達は皆ご存じでしょうか。ちゃんとした説明もされているのでしょうか。

○健康福祉課長（松沢昌志君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（松沢昌志君） お答えをさせていただきます。

緊急通報装置につきましては、目的の中に日頃の見守りのほか、急病時の緊急時に迅速かつ適切な対応を図れるよう家族との連携システムを確立するために導入するものであります。

この広報であります。一人暮らし世帯が対象でありますけれども、大好き隊の見守りにおきましてパンフレット等の事業説明書をお持ちして全戸に回って説明はしている状況でございます。以上で答弁いたします。

○7番（平田勝章君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 平田議員。

○7番（平田勝章君） 今こういう高齢者の一人住まいの人達は、基本的に家族で見ろということですが、実際に家族が見れない場合も出てきます。

色々な家族との条件だとか、そういうものがあつたりしますが、昔は周りにいても、家の内部事情までわかっていたり、近所でも色々気をつけて見ていたり、そういうことができたんですが、意外と生坂も、最近は皆さんが個々のことについては関わりが少なくなってきております。

その中で見守りだとか、こういうのも家族がやるのが第一だという答弁だったんですが、現状はなかなか思っているようにはいかないと思います。

できればそういうところで少し、大好き隊、それから保健師だとか、そういう人達もやって、それから今のシステムの活用をもうちょっとこまめにしてもらいたいと思います。

福祉の村づくりっていうのも、非常に大事だと思いますので。それは村長も一番真っ先に挙げておりますので村長、その辺は健康福祉課長の答弁と、それから今後の村の福祉について一言お願いしたいと思います。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 7番、平田議員の再質問にお答えをいたします。

福祉の村づくり事業、重点事業の一つでございまして、昨日の冒頭の挨拶でも来年度の施政方針の中に色々とお話をさせていただきました。

高齢者の一人暮らし、二人暮らしの多い当村でございますので、地域の支え合いも必要でございます。

「守り人」という組織もありますし、社協、また健康福祉センターの保健師、また大好き隊員も定期的に高齢者世帯を回っておりまして、孤立にならないような形で今後も進めていきたいと思っております。

また色々な制度もございますので、その制度も徹底しながら、補助事業も教えていながら、安心して生坂村で住み続けられるように取り組んでいきたいと思っております。以上、答弁といたします。

○7番（平田勝章君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 平田議員。

○7番（平田勝章君） 確かに、今年の3月の議会の冒頭で村長のご挨拶の中に、福祉の村づくりということで色々な細かいところまで全部説明をされております。

それを聞いて、高齢者の人達も安心はしていると思っておりますし、これからもそれにあやかっていくかなければいけないと思う人も何人もいると思っております。

これから益々地域の高齢一人住まいが多くなっておりますので、とにかくその周りが支え合うとか、それから「井戸端会議」とかそういうのを今やっておりますので、少しでも引っ張り出し、会話することも、これから健康福祉課としても、社協とも一緒になってやっていただきたいし、我々も一緒に参加してやっていきたいと思っておりますので、それをお願いし、私も協力したいと思います。

それを言いながら一般質問を終わらせていただきます。

○議長（藤澤幸恵君） ここで休憩にしたいと思います。再開は10時35分とします。

休憩	午前10時23分
----	----------

再開	午前10時35分
----	----------

○議長（藤澤幸恵君） 再開します。次に、1番、進藤議員。

○1番（進藤彩君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 進藤議員。

○1番（進藤彩君） 1番、進藤彩です。通告に基づき、一般質問いたします。

今回、生坂村の観光ガイドマップが新しくなりました。

非常に見やすく情報も整理されており、生坂村の魅力が丁寧に伝わる構成になっています。表紙も印象的で、思わず手に取ってみたいくなるデザインです。

昨年、銀座NAGANOを視察した際に強く感じたことがあります。長野県内77市町村のパンフレットが並ぶ中で、移住を検討している方や観光を考えている方が、そこにある全てのパンフレットを持ち帰ることはありません。目に留まるかどうか、手に取ってもらえるかどうか。そこが最初の入り口になります。

今回のガイドマップは、その入り口としての、大きな役割を果たしていると感じました。そこで一つ、視点を変えたいと思います。

観光の情報は充実しているガイドマップ。名所、文化遺産、神社仏閣、アクティビティ、宿泊施設、飲食店、商店。

外から来る方にとっての「訪れる村」は、しっかりと表現されています。

では、「暮らす村」はどうでしょうか。

村の中で生活していくために必要な情報。例えば、修理や大工仕事などをお願いできる方。庭のお手入れをお願いできる方。小さく商売をされている方、技術や技能を持って活動している方。地域の中で支え合いながら成り立っている仕事など。

こうした存在は観光マップには載りません。けれども暮らしの中では、非常に重要な役割を担っています。

そこで質問です。観光とは別に、生活を支える業種の事業者や個人で活動されている方々に対し、行政としてどのような支援が可能とお考えでしょうか。

○振興課長（眞島弘光君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 振興課長。

○振興課長（眞島弘光君） 1番 進藤議員の各種業種の事業者や小規模で商売されている方、また個人で活動されている方々に対して、行政としてどのような支援ができるかというご質問にお答えいたします。

本村におきましては、規模の大小に関わらず、地域の中で日々活動されている事業者や個人の皆様が、村民の暮らしを支え、地域経済を支えている大切な存在であると認識しております。

特に修理業、建設関連業、農業、商店、サービス業、また専門的な技能や経験を活かして活動されている方々は、地域にとって欠かすことのできない担い手であります。

行政として支援できることは、大きく3つの視点があると考えております。

1に、制度による支援であります。

本村では地域経済の活性化と商工業の振興を図るため、生坂村商工業振興条例及び生坂村中小企業・小規模事業者振興基本条例を定めております。

生坂村商工業振興条例は、商工業の振興を通じて、地域経済の発展と住民生活の向上を図ることを目的とし、商工会等の関係機関と連携しながら、事業者の経営支援や商業の活性化、地域産業の振興を推進することを基本としております。

また生坂村中小企業・小規模事業者振興基本条例は、本村の経済と雇用を支える中小企業者や小規模事業者の役割を重要なものと位置づけ、村、事業者、商工会、村民等がそれぞれの役割を認識し、連携しながら、地域経済の持続的な発展を目指していくことを基本理念としております。こうした条例の考え方にに基づき、村では、商工会と連携した経営相談や経営改善指導などへの支援を行い、地域で事業を営む方々が安定して活動できる環境作りに努めております。

また、村内の消費喚起と地域経済の循環を図るため、生坂マル得商品券事業を実施しており、村民の消費を村内店舗へ繋げることで、商店や小規模事業者の経営支援にも繋がる取り組みとして進めております。

第2に、情報の支援であります。

国や県には小規模事業者向けの補助制度、設備投資支援、デジタル化支援、事業承継支援など様々な制度がありますが、それらの情報が十分に届いていない場合もあります。村としては商工会と共に、連携しながら制度の周知や相談の橋渡しを行い、活用しやすい環境づくりについて研究してまいりたいと考えております。

第3に、繋ぐ支援であります。

住民から「どこに頼めばよいかわからない」といった相談を受けることもあります。村内で活動されている事業者や技能者の情報を整理し、必要とする方に繋ぐ役割を強化することで、地域の中で仕事が回る仕組みづくりを研究していく必要があると考えております。これは新たな補助制度ではなく、関係性を見える形にする支援であります。

さらに、地域内経済循環の推進という視点も重要であると考えております。

公共事業や小規模な修繕、委託業務等において、可能な範囲で地元事業者の活用を検討することが望ましいと考えております。

大きな施策だけでなく、小さな仕事や地域内で完結することが、地域経済の安定に繋がるものと考えております。

また、高齢者の中にも長年培った技能や経験をお持ちの方が多くいらっしゃいます。そうした方々が無理のない範囲で地域の困りごとを支える仕組みについても、今後研究していく価値があると考えております。

いずれにしても、行政が直接的に経営に介入するものではありませんが、条例の理念に基づく商工振興の取り組みや、生坂マル得商品券事業による地域内消費の促進、情報提供や相談態勢の充実、関係づくりの促進などを通じて、地域で活動されている皆様を支える環境づくりについて研究してまいりたいと考えております。以上、答弁いたします。

○1番（進藤彩君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 進藤議員。

○1番（進藤彩君） ただいまの答弁を受けまして、一つ視点を加えた提案をさせていただきたいと思っております。

私は「村版タウンページ」あるいは「地域の仕事・お店名鑑」のような冊子の作成の必要性を感じております。

観光ガイドマップとは別角度からの「生活ガイドマップ」です。

この冊子の目的は、単なる一覧表ではありません。

第1に、地域の人同士が支え合うための「見える関係」を作ることです。

今は「知っている人は知っている」「知らない人は知らない」口コミや身内ネットワークの中で情報が回っているのが現状ではないでしょうか。それは長年住んでいる方にとっては自然なことかもしれません。しかし若い世代、移住者、移住希望者にとっては、それが「見えない壁」になります。生活ガイドマップはその壁を低くする役割を持ちます。

第2に、地域の安心感や信頼関係の基盤づくりです。

困ったときに誰に頼めば良いかわかる。この安心感は想像以上に大きいものです。それは高齢者世帯にとっても、子育て世代にとっても同じです。

第3に、地域内経済循環です。

村の中で完結できることは、実はもっとあるのではないのでしょうか。外に発注している仕事が、実は村内で対応可能だったケースもあるかもしれません。

情報が可視化されれば、村の中で仕事が回り、技術が評価され、新たな循環が生まれます。掲載は任意とし、希望される方のみ載せる。強制ではなく選択制にすることで、それぞれの意思を尊

重できます。また、移住希望者にとってのメリットも大きいと考えます。

この村でどんな暮らしができるのか、それを具体的にイメージできる材料になります。

実際に移住された方から、移住前・移住直後に生活情報を窓口でいただけたら嬉しかったという声を耳にしたことがあります。

観光情報だけでなく、暮らしの情報があって初めて定住の判断ができます。さらに、この冊子は単なる紙媒体に留まりません。将来的にはデータベース化し、スキル登録制度や仕事のマッチング機能につなげることも可能かと思います。

仕事や技術で繋がれる仕組みづくり。それは高齢者の生きがいにもなり、若い世代の副業や挑戦の場にもなり得ます。

観光・名産品・アクティビティで人を呼べる村に、その次は暮らしを支える仕組みを可視化する段階ではないでしょうか。そのための一歩として、生活ガイドマップの作成についてお考えをお聞かせください。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 1 番 進藤議員のご質問にお答えいたします。

生活ガイドマップの作成についてという質問でございます。

今回新しくなった観光ガイドマップでございますが、外から訪れる方にとっての「訪れたい村」としての魅力を丁寧に伝えるものとなっております。

一方で、議員ご指摘の通り「暮らす村」という視点での情報発信は、今後さらに重要になってくると考えております。

修理をお願いできる方、庭の手入れを頼める方、小さな商売をされている方、専門技術を持って活動されている方などの情報は、高齢者世帯や子育て世帯にとっての安心材料となるだけでなく、移住希望者がこの村でどのような暮らしが出来るのかを、具体的にイメージするための大切な要素であると考えます。

観光情報だけではなく、暮らしの情報があって初めて定住の判断ができるという点は、議員ご指摘の通り村としても共有するところでございます。

また、この暮らしの情報を整理発信していくにあたっては、商工会との連携が重要であると認識しております。

事業者情報やサービスの把握、掲載希望の取りまとめ、情報の更新体制などについては、商工会とも協議を進めていく必要があると考えております。

現在商工会では、村内事業者の情報がより分かりやすく発信できるよう、ホームページの更新を行っているところでございます。

一方で、作成にあたっての課題もございます。議員ご指摘の通り、掲載の同意、個人情報の取り扱い、掲載基準の公平性、そして継続的な更新の仕組みなど、慎重な検討が必要でございます。

掲載は強制ではなく希望制を基本とし、それぞれの意思を尊重する形が望ましいと考えております。

今後は、まず村内のニーズや掲載希望の把握を行い、冊子版の作成を検討するとともに、将来的にはホームページとの連動やデータベース化も視野に入れた仕組みづくりを研究していきたいと考えております。

その際、商工会ホームページの更新・整理と、役場側の情報発信を連動させることで、継続的に情報を更新できる仕組みとしていくことも重要な視点であると考えております。

単なる一覧表ではなく、人と人との繋がりを生み出し、地域の安心感や信頼関係の基盤づくり

に繋がるものとするのが重要であると考えているところであります。

観光で人を呼ぶ段階から、暮らしを支える仕組みを可視化する段階へ。議員ご指摘の通り、本村が「訪れたい村」から「住みたい村」「暮らし続けられる村」へと進んでいくための一歩として、本提案については商工会とも連携をしながら検討してまいりたいと考えております。以上、答弁いたします。

○1番（進藤彩君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 進藤議員。

○1番（進藤彩君） ただいま答弁いただいた通り、課題として情報整理や情報の更新体制、個人事業の取り扱い、予算面など、慎重に検討すべき点があることは十分に理解いたします。新たな取り組みには必ず調整が必要であり、簡単なことではないことも承知しております。

しかしながら、今回の提案は単に冊子を1冊作るという話ではありません。村の中にどのような仕事があり、どのような技術を持った方がいて、どのような支え合いの土台があるのか。それを「見える形」にすることそのものが、大きな意味を持つと考えています。

今、地域社会は少子高齢化、担い手不足、空き家問題、移住・定住対策など、多くの課題を抱えています。その中で、外から人を呼ぶ施策は数多く進められてきました。

しかし「住み続けられる仕組みづくり」という視点は、これからさらに重要になるのではないのでしょうか。

既存の商工会名簿やホームページも大切な資源です。ただそれが、移住希望者や若い世代、高齢者世帯にとって、本当にアクセスしやすい形になっているかという点は、改めて考える余地があると思います。情報は、存在しているだけでは十分ではありません。必要な人に、必要な形で届いてこそ意味を持つと思います。

生活ガイドマップは、地域の人同士が支え合う「見える関係」を作ること。安心感と信頼関係の基盤を整えること。地域内経済循環を促すこと。移住希望者に具体的な暮らしのイメージを持ってもらうこと。こうした複数の効果を同時に生み出す可能性があります。

小さな一歩が、将来的な仕組みづくりの基盤になるかもしれません。特に、口コミと身内ネットワークという「見えない壁」を低くすることは、これからの地域づくりにおいて重要な視点だと考えます。

情報の偏在を減らすことは、公平性の観点からも意義があるのではないのでしょうか。

観光で人を呼ぶ取り組みが進んでいる今だからこそ、次の段階として、暮らしを支える可視化に踏み出すタイミングではないかと感じています。

生坂村を「訪れたい村」から「暮らし続けられる村」へ。そのための選択肢の一つとして、ぜひ前向きな検討をお願いし、私の質問を終わります。

○議長（藤澤幸恵君） 次に6番、太田議員。

○6番（太田譲君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 太田議員。

○6番（太田譲君） 6番、太田譲です。通告の通り一般質問を行います。

生坂村では、豊かな自然環境の中で、先人たちが守り育ててきた歴史や文化、そして地域の繋がりを大切にしながら、今日まで歩みを続けてきました。

人口減少や少子高齢化が進む中であっても、こうした地域の人々の繋がりを活かしながら、将来にわたって持続可能な村づくりを進めていくことが、今いる私たちの責任でもあり、求められていることだと考えています。

そんな中、当村では教育分野において、小規模自治体の特性を活かし、子ども一人ひとりに寄り添った教育環境の充実に取り組んできました。

学校と地域が連携し、地域の自然や文化、人材などを教育活動の中に取り入れることで、子どもたちが郷土への誇りや愛着を育みながら成長していく環境づくりを進めております。

地域の中で学び、地域の中で育つ教育は、大きな特色であり、将来の地域社会を支える人材の育成の観点からも重要な取り組みであると認識しています。

しかしながら、全国的に少子化や人口減少が進む中で、学校教育を取り巻く環境も大きく変化してきています。

とりわけ部活動では、教員の働き方改革や生徒数の減少などを背景として、その運営のあり方が大きな転換期を迎えています。

国においては、学校部活動を地域社会と連携しながら持続可能な形へと移行していく、いわゆる「部活動の地域展開」が進められており、各自治体においてもその対応が求められていて、当村でもこの4月から始まろうとしています。

本村を含めた小規模自治体において、指導者の確保や活動の維持など課題もある一方で、地域の人材や資源を活かすことで、子どもたちにとってより多様で充実した活動の場を創出できる可能性もあるのではないかと感じています。

子ども達の大切な成長の場であるスポーツや文化活動を、どのように守り、地域全体で支えていくのかという視点から、今後の方向性についてしっかりと議論していく必要があると考えています。

また、持続可能な地域づくりという点で、環境政策の分野においても大きな取り組みが進められております。

2050年カーボンニュートラルの実現に向け、全国の自治体がそれぞれの地域の特性を活かしながら脱炭素社会の実現に向けた取り組みを進めておりますが、当村におきましても国から脱炭素先行地域として選定され、地域資源を活かした再生可能エネルギーの活用やエネルギーの地産地消など、地域ぐるみで脱炭素社会の実現を目指す取り組みが進んでいます。

この脱炭素先行地域づくり事業は、単なる環境対策に留まるものではなく、地域資源の有効活用や新たな地域づくりにも繋がる重要な取り組みであり、将来を見据えた大きな挑戦であるとも考えています。

教育の充実も脱炭素社会の実現に向けた取り組みも、それぞれ分野は異なるものの、いずれも将来の生坂村を担う人材を育て、持続可能な地域社会を築いていくための重要施策であります。今後の村づくりを見据え、それぞれの取り組みがどのように進んでいくのかを確認していくことは、意義のあることと考えています。

そこで本日は、子どもたちの学びと地域の未来をどのように支えていくのかという視点から、初めに学校部活動の地域展開について、続いて脱炭素先行地域づくり事業について、本村の現状と課題、さらには今後の方向性について順次お伺いしてまいります。

初めに中学校の部活動についてですが、来年度から地域展開が始まるバドミントン部、吹奏楽部、その関連についてお伺いします。

部活の地域展開とは、これまでの学校の先生が中心になって行ってきた部活動を、地域のクラブや外部指導者が担う仕組みにしていくというもので、主な目的として先生の負担軽減、専門的指導の提供、少子化でも活動ができる環境づくりということで、学校の部活から地域みんなで支える活動へと変える取り組みという認識でいます。

これからの児童生徒の活動の場として、様々な可能性を模索しながら協議を重ねてきた結果、既存の部活としてあるバドミントン部、吹奏楽部を地域展開としてスタートするというので、そ

の検討経過、移行後の流れ、運用や仕組みについて伺います。

○教育次長（藤澤保君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 教育次長。

○教育次長（藤澤保君） 6番 太田議員からの、中学校部活動、地域展開の検討経過について。また、地域展開後の運用や仕組みについて、ということで回答したいと思います。

国において令和4年12月に、スポーツ庁および文化庁が「学校部活動および新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定し、少子化の進展や教職員の働き方改革を背景に、学校部活動を地域全体で支える体制へと転換していく方向性が示されました。

令和7年5月には「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」最終取りまとめにおいて、従来の地域移行から地域展開へと整理され、単なる活動主体の変更ではなく、地域全体で子どもたちの部活動環境を創造していく改革であることが明確化されました。加えて長野県教育委員会においては、「長野県中学生期のスポーツ・文化芸術活動指針」および「長野県地域クラブ活動推進ガイドライン」を策定し、令和8年度末を目処に休日の地域クラブ活動への展開完了を目指す方針が示されているところです。

こうした国・県の動きを踏まえ、本村においても本年度より本格的な検討を開始するため、6月に「生坂村中学校部活動地域展開等協議会」を設置し、中学校からPTA会長、部活動の保護者代表、校長、部活動顧問。小学校からはPTA会長、校長、社会教育委員とスポーツ推進委員の代表者、県中信教育事務所担当者などの関係者による協議を数回にわたり重ねてまいりました。

生坂中学校部活動は、平成30年度に卓球部を廃止し、以降バドミントン部と吹奏楽部の2種目体制としていますが、現在の部員数はどちらもごく少人数で、従来の学校単独での活動継続が年々難しさを増しています。

一方で、子どもたちが慣れ親しんだ身近な地域で、安心してスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる環境を構築することは極めて重要であることから、まずは過渡期における活動保障にも配慮しつつ、現在の部活動と同じ種目であるバドミントンおよび吹奏楽について地域クラブ立ち上げを目指すこととし、改革実行期間初年度である令和8年度中に、平日活動も含めた完全展開を目指す方針であります。

次に展開後の運用や仕組みについてですが、地域展開後の運用と仕組みにつきましては、先ほども申し上げた通り、学校部活動の部員数の減少により単独での維持はますます難しくなっている状況にあります。

このことを踏まえ、今後は従来の学校部活動の位置づけから、小学校から大人までが共に活動する多世代参加型の地域クラブということについても、部活動地域展開等協議会において意見が出されていますので、考えていく必要があると思います。

運用面では、クラブが自立して安定的に運営できる体制が整うまでの当分の間、教育委員会事務局が管理責任を持ち、事務局機能を担い、具体的には指導者の確保と承認、また活動計画の調整、活動場所の確保、謝礼支払い等の会計事務を総括します。

また指導者には、県または村が指定する安全管理研修の受講を求め、安全安心な活動体制を確保していきます。

活動場所については、夜間でも利用可能なB&G海洋センターを拠点とすることとなります。活動日と時間については、国および県のガイドラインを踏まえ、週2日以上以上の休養日を確保し、平日は2時間以内、休日は3時間以内を基準とするなど、生徒の過度な負担とならないよう配慮したいと考えております。以上、答弁いたします。

○6番（太田譲君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 太田議員。

○6番（太田譲君） 答弁いただきました。大変な時期に会議を重ねて、こういう形でスタートするということを確認ができました。

当初、私もこの協議会が開始される前に、サッカーの方の関係から、もしかしたらご意見をという話も伺っていましたが、今あるものでやること自体が本当に大変な中で、他の競技もというのはなかなか難しいんだろなということが把握できました。

部活動に成り代わるようなことまでという大変かもしれませんが、ガイドラインに従いながら良い運営をしていって頂ければなという風に考えております。

その中で再質問という形で、国ではこの地域クラブにおける費用負担のあり方について、先ほども少し触れられていましたが、受益者負担と公的負担により賄うものと示されておりますが、当村の認定地域クラブ活動ではどのようなことを想定しているのか。合わせて、公的負担の部分の財源確保について、国県補助などを充てるのかを伺いたいと思います。

○教育長（藤澤正司君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 教育長。

○教育長（藤澤正司君） 6番 太田議員の再質問に、私がお答えをさせていただきます。

地域クラブにおける費用負担のあり方についてのお尋ねであります。

費用負担のあり方につきましては、「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革」における実行会議最終取りまとめにおきまして、地域の実情等に応じ安定的かつ継続的に取り組みを進めることができるよう、受益者負担と公的負担を適切に組み合わせることと示されております。

また地域クラブの認定は市町村が行うこととなっておりますが、国の認定要件においては、活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていることとされており、過度な家計負担とならない配慮が求められているところであります。

本村の認定地域クラブ活動における受益者負担については、現時点で具体的な額は確定していませんが、参加者数や運営経費等を踏まえつつ、家計にも十分配慮しながら可能な限り低廉な参加費の設定としていくべきと考えております。

公的負担の部分につきましては、補助要件はあるものの、現時点ではスポーツ庁のスポーツ振興費補助金と、それから文化庁の文化芸術振興費補助金の活用を想定しているところであります。

今後も国、県の動向を注視しながら、持続可能な財源の確保に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○6番（太田譲君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 太田議員。

○6番（太田譲君） 答弁いただきました。なるべく受益者負担を軽減という形で、負担部分については家計に配慮した形を取るということですが、他の社会体育団体等もあるんですけれども、そういうものの公平性という点についてどう考えているのかということで、再質問という形でお願いしたいと思います。

○教育長（藤澤正司君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 教育長。

○教育長（藤澤正司君） 他の社会体育団体等との公平性の観点についてのお尋ねであります。

す。地域クラブは国の部活動改革の方針を踏まえ、市町村が主体となって整備する公的な教育施策として位置づけられているものと承知をしております。

学校部活動の地域展開に伴い、これまで学校が担ってきた活動環境を地域において確保するという行政責任の一環として取り組むものであり、政策的な性格を有していると認識しております。

一方で、例えば野球を例に取りますと、シニアリーグですとかボーイズリーグ等のスポーツを行う団体は、それぞれの理念や目的のもとに自主的に運営されている任意な団体であり、その活動は尊重されるべきものでありますが、制度上の位置づけは異なるものと考えます。

従いまして、一定の受益者負担軽減を図る地域クラブ活動と、その他のスポーツ団体等との間に、結果として負担の差が生じることは否定できず、地域クラブは教育の一環である「部活動改革」という公的課題への対応として整備するものであることから、現時点においては同一の枠組みでの支援というものは想定をしております。

もっとも、近隣自治体の地域クラブに参加する生徒については、本村単独では活動機会を得ることができない場合も想定されますので、活動機会の保障という観点で、一定の支援のあり方を検討していく必要があるとも考えているところであります。

いずれにいたしましても、地域クラブ活動の安定的運営を最優先に考えつつ、公平性という観点についても考えていく必要があるため、令和8年度も引き続き設置を予定しております「部活動の地域展開等協議会」の中でも検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○6番（太田譲君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 太田議員。

○6番（太田譲君） 答弁いただきました。一応そういう立て付けになるんだろうなということとは想定していたんですけれども、やはりこの地域展開というものをもう少し村民の方とか、保護者の方達にもしっかり理解していただく為にも、こういう線引きの話もしておかなければいけないかなという観点でお伺いをさせていただきました。

関連で次の質問に移ります。今のお話にも出て、今後も検討を続けていくということなんですけれども、今回バドミントン部と吹奏楽部は、既存でやっている児童生徒もいるところから移行していきましようという話なんです。今後その児童生徒のニーズの変化によって、いま設定されているこの認定地域クラブ以外の競技や文化活動等で、中学校の生徒とか小学生も一定の希望があった中で、またそれが例えば中体連とか上位の大会などへの参加意欲があるようなことが示された場合、この地域クラブですとか中体連の大会とかにも参加ができますというような特例があると思うんですが、もし出たいというような競技や活動が出てきた場合、その検討の中にも入ってくるのでしょうか、現時点のスタンスとしてどのようにお考えかを伺います。

○教育長（藤澤正司君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 教育長。

○教育長（藤澤正司君） 今ある部活動の種目以外のもの、スポーツ以外にも文化活動も含めて他のそういった活動が出てきた場合、それに代わるものとして地域クラブ化していく可能性があるかというお話かと思います。

今の御質問につきましては、当然そういった活動が村内の中、中学生を中心とした地域クラブとして成りうる活動が出てくれば、それは地域クラブとして村が認めれば活動されていくわけがありますので、当然可能性としたらあるものと考えます。

それはスポーツに限らず文化活動の中にあっても、当然地域の中で色んな活動をしていきたいということであれば考えていきたいと思ひますし、先ほども答弁させていただきましたが、小学生

から大人まで、生坂村のこうした少人数の中での活動でありますので、色んな方が関わってのクラブの活動というものができればいいかなと思っております。

そうしたことも含めて、現在あるものだけに捉われるものではないという風に考えております。以上でございます。

○6番（太田譲君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 太田議員。

○6番（太田譲君） 答弁いただきました。

本当に子どもから大人まで、地域みんなで活動できるような仕組みづくりをしていこうという意味合いも、本当に大きい施策だと思いますので、今後もしっかり協議をしていただきながら、一人でも多くの村民の方が何かしら携われるような、そういう地域クラブというものができていけば、繋がりもできるでしょうし、健康促進だとか、技術とか文化の継承にも繋がっていくと思いますので、ぜひ前向きに検討を進めていただきたいと思いますと思っております。

またその中で、特にスポーツ競技とかになると、その指導者の資格だとか、怪我へのリスクだとか、指導の方針とかもなかなか難しい部分があると思います。

その指導者の資格をしっかりと有するような競技って、やってみるとなかなかないんです。結構ちゃんとした指導者の資格がありますよという競技は、少ない気がします。

経験者や、昔やっていた人が中心となってやっている競技等もありますので、学校部活の時もそうですけれども、村というか教育委員会が関わりながらやっていく中で、そうしたところのリスクもしっかり確認しながら、安心安全に進めていっていただきたいなという風に思います。

それでは次の質問に移ります。次に脱炭素先行地域づくり事業の方に移りますけれども、現在の進捗状況についてと、事業の終了後の村の方向性について質問をさせていただきます。

村が進めている脱炭素先行地域づくり事業は、再生可能エネルギーの導入、防災機能の強化、住宅の省エネ化、さらには地域振興との連携など多面的に展開されています。特に「いくさかてらす」を中心とした住宅向けPPA事業、小水力発電の整備、また村が取り組むマイクログリッド構築によるレジリエンスの強化、各地区の防災拠点機能強化など、村の将来像を形作る重要な基盤整備であると認識をしております。

現在は事業期間中で導入整備段階というところにあります。令和10年度の事業終了からは自立運営と発展段階へ移行をしていくこととなります。

そこでこの事業の持続可能性の確立という観点から伺いたいと思います。

初めに現在の事業の状況と評価として進捗状況と事業に対する村の捉えと外部評価について伺います。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 6番 太田議員の質問にお答えをいたします。

脱炭素事業の現在の状況と評価というご質問でございますが、脱炭素先行地域づくり事業のこれまでの達成状況といたしましては、PPA事業では株式会社いくさかてらすの2月末時点の契約件数は146件にいたっております。また村の事業としましても一部は今後本格的に着手する事業もありますが、上生坂区のマイクログリッド事業や小水力発電事業をはじめ、村営やまなみ荘や生坂保育園の公共施設の省エネ改修、各区への充放電設備8区の設置、やまなみ荘チップボイラーの稼働など、各事業は完了に向けて進んでいるところでございます。

各家庭への導入補助におきましても、省エネ機器等の導入は今年度までに累計で99件、木質バ

イオマスストーブは10件となっており、村の脱炭素事業は概ね順調に推移しているものと考えております。

また先月2月3日に環境省による中間ヒアリングが実施され、本村の事業の進捗について報告を行いました。その中で環境省本省からは、株式会社いくさかてらすが小売電気事業者として登録をされた昨年3月以降の期間を踏まえると、現在の契約件数は村の規模から見ても順調に進んでいると評価をいただいております。

加えまして、他の脱炭素先行地域でもPPA契約の拡大は容易ではない中で、本村の取り組みは着実に進んでいるとして、今後も契約の伸びを維持していくことへの期待が示されております。

さらに遊休地等を活用した太陽光発電については、再生可能エネルギーの導入拡大と営農の継続の両立を図りながら進めていくこと。木質バイオマスの普及につきましては引き続き啓発に取り組むことなどの助言をいただいております。

またマイクログリッド事業や小水力発電事業についても、当初の目的である地域のレジリエンス向上や再生可能エネルギーの活用に関わる取り組みとして、引き続き推進していくことへの期待が示されております。

加えて脱炭素先行地域事業の評価員からも、本村のPPAの取り組みは他地域と比較しても進んでいると評価をいただき、事業の進め方や工夫が他地域の参考となる可能性があるとの意見もいただいているところであります。

このように環境省および評価員からは本来の取り組みについて一定の評価と今後の展開への期待が示されており、令和10年度まで残り3年間につきましても、引き続き着実に事業を推進してまいりたいと考えております。以上、答弁いたします。

○6番（太田譲君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 太田議員。

○6番（太田譲君） 答弁いただきました。本当に地域の事業としてそれだけの評価が受けているというのは素晴らしいですし、他のやっている地域からの意見というのを聞いていると、やはりなかなか上手く進まないとか、理解の浸透に苦しんでいるみたいな声を聞いたりする中で、かなり良い評価をいただいていると思いますので、素晴らしいことですから引き続き事業推進に向けてしっかり取り組んでいっていただきたいと思っています。

その関連の質問として、この事業では一応成果目標というものが設定されておりますけれども、その目標達成に向けて、これから頑張っていくという先ほどの答弁でしたが、それに向けた戦略について伺いしたいと言います。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 6番 太田議員の質問にお答えをいたします。

今後の目標達成に向けた戦略というご質問でございますが、当村の脱炭素事業におきましては、事業の目標達成に向けて村民の皆様のご理解が必要不可欠でありますので、村民の皆様との対話の機会である村政懇談会を引き続き実施しながらご理解ご協力をいただけるよう進めてまいりたいと考えております。

また村民の皆様にご理解を深めていただく手法として、普及啓発では共同提案者であります株式会社松本山雅と連携をしました企画を通じて、設備に触れられる機会や体験していただけるイベントを積極的に計画してまいりたいと思っております。

さらに住民向けの広報に関しましても、より分かりやすく情報提供を行うため、動画配信や漫

画を取り入れた冊子、ポスターなどを活用し、情報を受け取りやすくする工夫を加えた広報事業を展開してまいります。

具体的には本年2月13日からICN自主放送において脱炭素に関する動画の放映を開始しており、合わせて生坂村公式YouTubeチャンネルへの動画投稿や、村のホームページ「龍と子」においてQRコードを掲載するなど、動画コンテンツを広く視聴いただけるよう取り組んでいるところでございます。

またSNS、InstagramやXを活用した情報発信を行い、幅広い世代へ情報が届くよう努めているところでございます。

今後の予定といたしましても、太陽光発電や蓄電池の仕組みや活用方法について、道の駅「いくさかの郷」での動画放映を予定しているほか、電気自動車に関する内容についてもICN自主放送やYouTubeでの放映を予定しているところでございます。

またホームページやSNSでの継続的な情報発信に加え、太陽光蓄電池に関するポスターの掲示などを通じて脱炭素への理解促進を図ってまいります。

加えまして、普及啓発のさらなる取り組みとしまして、実際の設備を見学できる施設見学会や電気自動車の試乗体験、学校教育と連携した環境学習の実施など体験型の取り組みも検討してまいります。

こうした多様な機会を通じて、脱炭素の取り組みをより身近に感じていただけるよう努めてまいります。以上、答弁といたします。

○6番（太田譲君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 太田議員。

○6番（太田譲君） 答弁いただきました。様々な手法で幅広い世代にはまるような啓発活動をこれからも進めていくということで、その辺は大いに期待をしていきたいですし、そういう理解が深まることがやはり目標達成に向けて着実な歩みになってくると思います。

ですみません、私が「目標達成に向けた戦略があるか伺います」みたいな形で通告を出させてもらって、こういう形の啓発活動のご回答をいただいたんですけども、私の表現の仕方がざっくりしたものであれなんですけど、再質問という形でお願いしたいのですが、この啓発活動については更に年々充実していくので、これはこれで期待をしていくところなんですけれども、ちょっとこの事業の住民に直接関わる部分として、条件拡大というような部分で、ご質問をさせていただいた部分がありますので、それについて伺いたいんですけど。

例えば、家電の導入補助とかもそうなんですけれども、昨今資材の高騰で元値が上がる事が予測される中、やはり更新したい意欲はあるんですけども、その生活状況によってどうしても導入に踏み切れないとか。そういうご家庭もあるというような声も伺います。

導入できる方は毎年のように更新できますけれども、一方その状況が厳しい方は、更新したいけど我慢するしかないというような事態が起きては、あまり良くないのかなということも考えています。

例えばLEDの照明については、もう調光付きを付けなさいってというのが環境省からの指針で出ていると思うんですけども。例えばエアコンについては、新設するものについては当然新設すれば増えてしまうので、省エネ率が高いものをつていうのは分かるんですが、既にある10年・20年前に付けたエアコンから更新する際には、ランクの低いものであっても十分省エネに貢献できていると思います。そういうエアコンの導入について、更新補助はその条件を拡大するとか、今確か「省エネなんとかマーク」が付いてるとか何パーセント以上みたいなものがあると思うんですけども、やはりそれだと3分の2補助が出ると言っても、その3分の1だって結構なお金がか

かりますし、今回の情勢でまた値上がりもするでしょうから。そういうことを考えた時に、器具の幅を上げるとか、またてらすのPPA契約に対しても、その促進に繋がるような新たな枠組みと
いうか拡大するような部分とか、そういうものがあるかというのを伺いたかったなと思いま
して、よろしければ答弁お願いします。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 再質問にお答えをいたします。

議員ご指摘の通り、エアコンはどうしても環境省の指針で購入をしますと高価なものになってしま
います。ゼロカーボン推進プロジェクト会議でもご指摘がありまして、この点はまた環境省へ
行って、要望させていただきたいと思います。

その前にガレージの件もやはり環境省で要望をしまして、ある程度の形はOKをいただいておりますので、本省と掛け合っていけば少しは安価なエアコンでも対象にしていだけるのか、今の
時点ではしっかりお答えできませんが、また要望をさせていただきたいと思います。以上、答弁
といたします。

○6番（太田譲君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 太田議員。

○6番（太田譲君） 答弁いただきました。

本当に村長がいつも中央の方に行かれて、脱炭素の事業推進ができるために色々な掛け合いをし
てもらっているのは重々承知している中で、ソーラーポートについても少し進捗があったよう
ですし、エアコンについては、今付いているものとの性能の差が分かれば良いと思います。その性
能の差だと、今付いている機種の種類を見れば、出力等そういうものが明らかに調べられますの
で、それとの整合性で間違いなく省エネに貢献してるよということであれば、貢献度がこれ以上
なきやいけないという指針があれば話は別だと思うんですが、多分その辺はないと思うんです。
省エネになっていけば良いという認識ではあったので、また村長にもそこは確認いただいて。

本当に全ての村民の人達が、これはありがたいなという形で更新ができるような、今までもす
ごく努力をしていただいておりますが、もう一汗かいていただきたいなという思いですので、そ
の辺はお願いしたいと思います。

次の質問に移ります。

この事業が令和10年予定で終わるようになっているんですけども、その事業期間終了後の方向
性ということで、村としてこの脱炭素を今しっかりと押し進めているわけですけども、期間終
了後もこれを「一丁目一番地」として進めていくのか。その事業終了とともに推進の速度は落ち
るといえるのか、行わなくなるのかという点について伺いたいと思います。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 6番 太田議員の質問にお答えをいたします。

事業期間終了後の村の方向性というご質問でございますが、村の脱炭素化を進めていく上で、
まずは令和10年度までの環境省の脱炭素先行地域事業交付金を活用した、村の民生部門を中心と
したCO²排出実質ゼロの達成のための各事業を進めていくように考えております。

その上で当村の最終目標といたしましては、私が令和4年6月に表明しました「ゼロカーボンシ
ティ宣言」により、2050年までに村のCO²排出を実質ゼロとすることとありますので、令和10年

度以降に関しましても民生部門を含め、その他の部門である産業や運輸部門といった各部門での脱炭素事業の取り組みを進めていく考えでございます。

また環境省に選定いただいた脱炭素先行モデル地域の立場としましても、早期に村の「ゼロカーボンビレッジ」を目指していくことは必要不可欠でありますので、令和10年度以降も脱炭素先行地域事業の達成状況に応じて必要な施策を調整しながら、村の重点事業の一角をなすものとして推進していく考えでございます。

さらに脱炭素先行地域づくり事業の期間終了後におきましても、本事業で整備しましたマイクログリッド、小水力発電所、太陽光発電設備や蓄電池、デマンドレスポンスなどの設備や仕組みを有効に活用しながら、地域内での再生可能エネルギーの地産地消を推進し、持続的な脱炭素の取り組みを継続していきたいと考えております。

加えまして、社会情勢や技術の進展など今後の時代の流れに応じて、電気自動車の普及促進や再生可能エネルギーのさらなる活用、省エネルギーの推進、地域資源を活用したエネルギーの導入などについても研究を進めながら、村民の皆様とともに持続可能な脱炭素の村づくりを進めてまいりたいと考えております。以上、答弁いたします。

○6番（太田譲君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 太田議員。

○6番（太田譲君） 答弁いただきました。

この事業終了後も進めていく、強い村長のお考えを伺いました。

この事業は本当に今、色んな所で盛んに行われている注目されている事業ですし、これをこのまま継続していくことが、この村にとって総合的な魅力にも繋がってくる事業になっております。本当に環境のことを考えて、更に自分達でしっかり地産地消で賄えるものは賄っていくという、この基本的な考えをブレることなく、今後もこれを村の魅力として発信して、さらなる村の発展に繋げていくことは私も非常に重要だと考えておりますので、技術革新だとか、今後の流れとかは分かりませんが、その辺もしっかり注視しながら方向性が微調整ですむような形で、村民の皆様がこれからこの村で楽しく笑顔で暮らせるような仕組みづくりには必要なものだと思いますので、またしっかり検討協議しながら進めていただきたいと思いますし、我々議会としてもこの事業を進めていくべきだと判断した立場でもありますし、私も良いことだと思いますので、できる限りの協力・推進についてはやっていくつもりでございますので、その辺のお気持ちを伝えさせていただいて、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（藤澤幸恵君） 次に、4番 山本議員。

○4番（山本吉人君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 山本議員。

○4番（山本吉人君） 4番、山本吉人です。通告通り、一般質問いたします。

「チャレンジできる村、チャレンジする村」と題しまして、今回も質問させていただきます。

全国的に少子高齢化が進み、小さな自治体は元気がなくなってきています。

生坂村のこれからを考えると、心配にもなってきます。

国も各自治体も元気になるには、若い世代が元気であることが大切と感じております。

そこで、国や各自治体が元気になるよう、生坂村が元気でいられるよう次の提案をしたいと思っております。

「チャレンジできる村、チャレンジする村」生坂村の村づくりを提案したいと思います。

チャレンジしていきたいことは山ほどありますが、今回は次の提案をいたします。

ヤギ牧場など、動物を使った村おこしをする。

近年生坂村に移住された方、またこれから移住を考えている方も、生坂村の自然、田舎の雰囲気
に魅了されてのことだと思います。

山、川、谷とある生坂村で、さらにヤギ牧場のある風景がプラスされれば、さらに魅力的な村に
なると思っております。

そこで、まず1つ目の質問でございますが、休耕地などを利用したヤギ牧場などはできない
か、質問いたします。

○振興課長（眞島弘光君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 振興課長。

○振興課長（眞島弘光君） 4番 山本議員からの、休耕地などを利用したヤギ牧場はできない
かというご質問にお答えいたします。

休耕地の増加は本村においても課題であり、その有効活用については様々な角度から検討してい
るところでございます。

ヤギ牧場という発想は、草地管理と動物飼育を組み合わせた有効活用策の一つと考えられます。
しかしながら、ヤギの飼育には、放牧地の柵設置、疾病管理、獣害対策、糞尿処理、近隣住民へ
の配慮など、一定の管理体制が不可欠であります。

単に草を食べてもらうという簡単なものではなく、継続的な飼育責任が伴います。

現在、本村では具体的なヤギ牧場計画はございませんが、地域おこし協力隊制度の活用や、民
間事業者によるチャレンジ事業としての可能性については、一定の研究の余地があるものと考え
ております。

まずは先進自治体の事例や、収入モデルの状況を確認するように考えてまいります。

以上、答弁いたします。

○4番（山本吉人君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 山本議員。

○4番（山本吉人君） 答弁いただきました。

休耕地と、先ほどヤギ牧場ができないかという質問でありましたが、休耕地とは少し離れてしま
うのですが、なぜヤギ牧場とかをした方がいいかという質問をした理由としましては、長野県の
小谷村で約6年前、作物等の猿や猪の被害がだいぶ増えたというところの一例ですけども、そ
らの集落、小さな集落なんです。ちょうど10軒、住民の数としては25名というところの場所で、
村に相談したら「電気柵がいいんじゃないか」というような提案をされたそうなんです、住民
の方は「電気柵は、見ても息苦しいし、あまり望んでいない。」ということで。じゃあどうした
らいいかということで、ヤギを自然放牧したら、結果的には猿・鹿の、先ほど振興課長言われま
した獣害の駆除をしなくても、獣害からの被害が激減したという事例があります。

そういうことを考えますと、村内も鳥獣被害、猪・鹿、たくさん毎年報告されてます。その中
でヤギを放牧するだけで、人間と動物の境界線を作れるのかどうかちょっとわからないですけど
も、ヤギを放牧することによって他の鹿・猪が侵入してこないということも報告されてます。
そんな点で、ぜひこの生坂村でもしてもらいたいということで、まずは休耕地の提案をさせてい
ただきました。

これに準じまして、次の質問をさせていただきたいと思います。ヤギを「草刈り隊」として活
用はできないか、という質問でお願いいたします。

○振興課長（眞島弘光君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 振興課長。

○振興課長（眞島弘光君） 4番 山本議員の、草刈り隊としてのヤギの活用ができないかというご質問にお答えいたします。

ヤギによる除草は、実際に他の自治体でも導入事例がございます。

急傾斜地や人手不足地域では、一定の効果が報告されております。

一方で、電気柵の設置、逃走防止、毒草管理など管理コストが発生します。

また全ての草を食べるわけではないため、補完的な役割になります。

本村でも実証的な導入の可能性はありますが、費用対効果を十分に検証する必要があると考えております。答弁は以上でございます。

○4番（山本吉人君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 山本議員。

○4番（山本吉人君） 答弁いただきました。

先ほど振興課長の言っている通り、草刈り隊のメリット・デメリットというのは、確かに速効性もないですし、あと好き嫌いがあるので食べない草もあると存じております。また匂いとか色々なこともありますし、詳しいとは思いますが、一定の場所に置いておくと寄生虫とか色んなもの出るとかいう事例もあります。

ですから管理としては非常に難しいところもありますが、先ほど平田議員も言いましたけれども、要はこれから草を刈る人、農地の管理、ということに非常に人手がかかると。大好き隊をただ増やせばいいという訳でもないですし、大好き隊の方も現在色々聞いています。草刈りは大変だと、なかなか手が回らない。

その中で、無償と言えば語弊がありますが、ヤギを飼うことで時間はかかりますが、徹底した除草としては非常に有効かなと私は思います。

また後で言いますけれど、色んな村での事例があります。簡易的な柵を作ったりすることで、移動も簡単で、あと草の工面の仕方、管理の仕方という情報も私の方でも研究しておりますので、先ほど言った費用対効果というところでも、私としては問題ないかなと思っております。

引き続き関連した質問をさせていただきたいと思います。

ヤギを使った観光もありではないかということをお聞きしたいと思います。

○振興課長（眞島弘光君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 振興課長。

○振興課長（眞島弘光君） 4番 山本議員からの観光としてのヤギ牧場はどう考えるか、というご質問にお答えいたします。

観光資源としての動物とのふれあいは、一定の集客力があると思います。

ただし単体では持続的集客は難しく、道の駅や体験型プログラムとの連携が必要です。

ヤギ乳製品や餌やり体験など、付加価値を伴う形であれば可能性が広がると考えておるところでございます。答弁は以上でございます。

○4番（山本吉人君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 山本議員。

○4番（山本吉人君） 答弁いただきました。

まず全国の中での事例ですけれども、国交省で三重県などは、河川の草をヤギさん達に食べて

いただいたという事例がありました。

その時は近所に住む住民の方、または観光の方がヤギを見に来て癒やされるというような効果もあったそうです。

国交省の方でもやはり価値はあるなというところで、事例としてはいい結果が出ていると思っております。

また観光地で、私が今実践するとしたら、「いくさかの郷」の反対側。いくさかの郷の反対側のところに、まずは実験として仮設のヤギを数頭放牧してみる。

なぜメリットがあるかという、前回どなたかの議員ですけれども、いま生坂村非常におやきが大人気で、シーズンになると整理券を早くからもらって1時間ぐらい待つとかという風に、待つ間に手持ち無沙汰になるというようなことも聞いております。

その中でヤギ牧場が近くにあれば、そのヤギを見て時間を費やせる。

もしベンチも作ったとしたら「おやき買ったから温かいうちに食べましょう、じゃあヤギ見に行ったら食べようか」というようなことも考えられます。

また小さなお子さん、またはツーリングで来ているバイカーの人達も、やはりヤギ飼っていると「あ、ちょっと見ていこうかな。」「これいいんじゃないかと。」私はツーリングとかキャンプとか好きなので、やはりそういうものがあると見てみたい、触ってみたい。もし費用対効果としましたら、ヤギに、10円でも20円でもいいので、有料の餌とかを用意すると、それをあげる体験。そんなこともまた「いくさかの郷」の一つ魅力になると思います。

そんな形で観光でも使える。あともう一つプラスとして言いたいのは、いくさかの郷だけでなく、国道から見える場所や急斜面とか、そういう所に放牧して草刈り隊として使うと、また観光に来た人に「生坂村にもヤギいていいね。絵になるね。」そういうことの効果もあると思いますので、積極的に考えるべきかと思っております。

では関連してヤギですので、次の質問をさせていただきたいと思います。

ヤギ飼育に補助金を出している自治体があります。生坂村としては補助金とか出せるかどうかお聞きしたいと思います。

○振興課長（眞島弘光君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 振興課長。

○振興課長（眞島弘光君） 4番 山本議員からのヤギ飼育への補助金は可能か、というご質問にお答えいたします。

現時点でヤギ専用の補助制度は設けておりません。

新たな補助制度の創設につきましては、財政負担や費用対効果、また他分野との公平性の観点から慎重な研究が必要と考えております。以上でございます。

○4番（山本吉人君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 山本議員。

○4番（山本吉人君） 答弁いただきました。

ご存知だとは思いますが、長野県の中にも補助金を出してる自治体があります。小川村でやっております。

事業題目は「ヤギ等放牧事業」という中で、150日以上飼育された方は1万5000円。300日以上飼育された方に、1頭につき3万円というものを平成26年から実施しているそうです。

今も継続してまして、色んな団体、個人の方に補助金を出しているそうです。

ある会の方に直接お聞きしましたが、ヤギを借りてきても飼っても3万円又は1万5000円も

らえるということで。一例ですけれども、7月から9月まで3ヶ月間だけでレンタルできるんですよ。もし村で考えた中で、その3ヶ月だけ借りるということでも、貸してもらえるところは探してあります。

そんなところを使って観光の一つとして、春夏秋冬という先ほど振興課長の言った通り、健康管理や地域のことが非常に難しいと思いますけれども、ワンポイントとして使うことはまず今は可能だと思っています。

そんなに驚くほどの費用でもないですので、私もこれから丸投げではなくて、村と一緒に個人でも実証実験をしながら、ヤギを使ったことに対しての費用対効果、また観光、色んな面での研究はしていきたいなと思っております。

ですので私は前向きに考えるべきと考えております。

ここまで来ましたので最後の質問になりますが、費用対効果というところで、ヤギ飼育でのビジネスはありと私は考えておりますが、いかがでしょうか。

○振興課長（眞島弘光君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 振興課長。

○振興課長（眞島弘光君） 山本議員からの、ヤギ飼育でのビジネスの可能性についてのご質問にお答えいたします。

ヤギは除草や乳製品、体験観光など多面的な活用が考えられますが、事業として継続するには安定した飼育体制、販路確保、初期投資への対応、担い手の確保など多くの課題があります。

特に小規模自治体では途中で維持できなくなるリスクも十分考慮する必要があります。

村として直営で事業化する考えは現時点ではございませんが、本村で成立するか慎重に見極める必要があると考えております。

意欲ある方から具体的な計画が示された場合には、既存制度の範囲内で相談に応じることは可能ではございますが、拙速な導入は考えておりません。以上、答弁いたします。

○4番（山本吉人君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 山本議員。

○4番（山本吉人君） 答弁いただきました。

やはりビジネスになるかといったところで難しいとは思いますが。ただ私も今研究してまして、ある事業の方とも話しておりまして、ヤギの乳とかチーズっていう風に考えるのが順当だと思うんですけど、実は今、ヤギ個体としての価値がある。

例えば村でやって、3頭4頭飼っていて、そこから子ヤギが生まれて、2頭3頭生まれたとします。1頭で。その1頭に対して、やはりお金で買ってくれる。

これは確実にビジネスとしては成立できるそうです。もっと詰めて言うと、非常に欲しがってます。足りない状況で、ヤギをどんどん欲しいというところが非常に多いんですね。

これは私の一つの意見ですけども、これから「創造の森」という所で、事業展開というか色々開発をしていくんだろうと思うのですが、そういった一角の中でヤギの飼育をして、その中でビジネスモデルを作ることも、一つありかなと私は思っています。

ただ、本当にヤギを飼ってヤギを増やすことがビジネスになるということは、これは非常に魅力的だなと思います。

この辺も考えて、自治体としてそれをやっているところは、多分ないと思うんですが、ただ限りなく可能性というか、ゼロではなくて、もしかすると押し進めると非常に良いものができるかなと思っております。

最後に再度質問ですけれども、村として私も今いろいろ数あるわずかですけれども、いろんな、前に進むべきだというデータというか、私の方で言ってもらえたので、もう本当に最後の質問です。ヤギとか前向きに研究をしていったらいいかなと思うので、その辺ちょっと受け止めだけお願いします。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 再質問にお答えをいたします。

今、議員ご指摘の通り雲根の「創造の森」の方でも、生物多様性の取り組みをしておりますので、そういう中でヤギの放牧も一つの手段なのかなとは思いますが。

実際うちの近所でヤギを2頭飼ってる家がありまして、孫が見ると本当に喜ぶんです。そういう「癒やし」というのも少し感じてはいます。そこにいる範囲は本当に草ひとつないですね、一年中。そういうことも実際に感じておりますので、どのくらいの可能性があるか、また議員と色々協議をしながら進められたらと思います。そんなことでよろしくお願いしたいと思います。以上、答弁といたします。

○4番（山本吉人君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 山本議員。

○4番（山本吉人君） 村長から非常に良いご意見いただきましたので、ぜひとも私も一生懸命研究してまいりますので、ヤギを進めていきたいなと思います。

以上をもって、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（藤澤幸恵君） ここで昼食のため休憩にしたいと思います。再開は13時10分とします。

休憩	午前12時02分
----	----------

再開	午後1時10分
----	---------

○議長（藤澤幸恵君） 再開します。次に3番、島議員。

○3番（島幸恵君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 島議員。

○3番（島幸恵君） 3番、島幸恵です。通告に基づき、一般質問をいたします。

はじめに、財政状況と交付金事業について伺います。

総務省のホームページで公表されています、令和5年度生坂村財政状況資料集で、公債費負担比率という値が20.1パーセントとなっています。

この値は15パーセントで警戒、20パーセントで危険な数値とされております。

令和6年度の公債費負担比率はどのくらいでしょうか。また、令和7年度の予測比率はどれくらいになりますでしょうか。

もう一つ、脱炭素事業というのを進めている上で、こちらにも公債費、過疎債が充てられており

ます。脱炭素事業のうち、村の実施している部分の事業、こちらにかかった経費から環境省の交付金を引いた残額に、主に過疎債を充てています。

令和5年度から始まったこの事業で、令和5年度、6年度、7年度でそれぞれ脱炭素事業に過疎債はいくらずつ充てていますでしょうか。7年度は見込みの数値でお答えをお願いいたします。

○総務課長（中山茂也君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 総務課長。

○総務課長（中山茂也君） 3番、島議員の質問にお答えをいたします。

令和6年度の公債費負担比率は15.0パーセントでございます。また、令和7年度は現在決算まで至っておりませんので、現時点ではお答えができません。

なお、令和5年度につきましては、繰上償還を行っておりまして、20.1パーセントとなっております。

続きまして、過疎債の借入額でございます。令和5年度借入額は1580万円、令和6年度は9560万円、令和7年度の見込み額でございますが、2億7560万円を予定してございます。以上、答弁といたします。

○3番（島幸恵君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 島議員。

○3番（島幸恵君） 先ほどの太田議員への答弁で、脱炭素事業というのは着実に進んでいる。令和10年度まで、しっかりやっていくというお答えがありました。

令和7年度から、マイクログリッドの建設なども入り、小水力発電も令和10年度までに建設という予定であります。

この過疎債の値というのが、やはり令和5年度から6年度、7年度と進むにつれて、どんどん増えていく感じがあるのですが、令和10年度まで計画を進めていく上で、過疎債のこの値というのが、令和8年度、9年度、10年度というのは、大体的見込みでどのくらいになるような感じでしょうか。大体令和何年度と同じくらいとか、事業の進みによっても色々違うとは思いますが、わかる範囲で結構ですので、お願いいたします。

○総務課長（中山茂也君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 総務課長。

○総務課長（中山茂也君） 再質問にお答えをいたします。

今後の過疎債の借入の見込み額でございますが、はっきり数字をこちらの方で今申し上げることはできません。

ただ、令和8年度については7年度と同規模で、9年度、10年度については減額をしていくということで見込んでございます。以上、答弁いたします。

○3番（島幸恵君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 島議員。

○3番（島幸恵君） 9年度、10年度は減額していく、工事も色々終わるものというのも増えてくると思いますので、やはり少しずつ減っていくとは思いますが、過疎債というのは脱炭素事業だけに充てられているものではないので、やはりこれから他の事業、CATVなんかも8年度に行うという話もありますし、その他にも道路であるとか、施設であるとか、改修をしなければならないというところも出てくると思うので、その過疎債の値というのがちょっと心

配だなというところでの質問をさせていただいているところです。

次の質問で、脱炭素事業の開始時というのは、村の事業で充てた過疎債のうち、実質負担分というのは、株式会社いくさかてらすが設備の利用料として村に支払うので、村としては負担分がありませんよというような説明があったと思うんですけども、現在のこの方針というのはどのようなになっていますでしょうか。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 3番、島議員の質問にお答えいたします。

株式会社いくさかてらすで村に対して設備使用料が発生しますが、村は株式会社いくさかてらすに対して設備を管理していただく委託料が発生いたします。

双方の費用負担や管理に関する規定は、令和7年3月議会での回答の通り、設備整備が完了し運用開始するまでの間に、村と株式会社いくさかてらすと協議をして、今後決定していくものとしてご回答しておりますが、この方針に変更はございません。以上、答弁いたします。

○3番（島幸恵君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 島議員。

○3番（島幸恵君） それでは管理してもらう委託料というものも発生するということと、運用はいくさかてらすと協議をして進めていくというところで、現在のところ今まで負担している、またこれから負担するであろうこの過疎債の3割の実質負担分というのは、そのままなのか、協議によって村が負担するのか、いくさかてらすが委託料というか協議の上、使用料としても発生をしてくるのかっていうのがちょっとまだわからないという感じで理解したのですが、それでよろしいでしょうか。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 再質問にお答えします。

PPA事業の太陽光発電と蓄電池は、株式会社いくさかてらすで事業を実施しております。

村から3分の2をいただいて3分の2は、株式会社いくさかてらすが払っていきます。以上、答弁いたします。

○3番（島幸恵君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 島議員。

○3番（島幸恵君） 村事業で充てたというところで質問をさせていただいているので、そのいくさかてらすのPPA事業の話をしてしているのではないのですけれども、この村事業で充てた過疎債の実質負担分というのが、いくさかてらすが委託料として、村が払わなきゃいけないものが出てくるので相殺されるのか、それとも村が実質に負担をしていくのか。というところはまだその協議というところで、決定ではないという理解でよろしいでしょうか。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） はい、決定ではありません。

○3番（島幸恵君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 島議員。

○3番（島幸恵君） いくさかてらすも契約数、先ほども146件で着実に進んでいるというお答えがありましたので、電気料金から村の方にも施設の使用料なんかが入ってくるといいのかなという風には思っています。

次の質問に移ります。「やまなみ荘」についてです。

やまなみ荘に木質チップボイラーが設置をされて、今月15日にはリニューアルオープンということで、いよいよそれが稼働するということなんですけれども、こちらのチップボイラーは、メーカー代理店などと運用保守のための契約、O&M契約というようなものを締結しますでしょうか。

締結する場合、委託料というのが年間いくらくらいになる見込みでしょうか。

また、燃料となる木質チップは1立方あたりいくらくらいで生産できるということになって、ガスボイラーの燃料費と比較した時にはどのようになりますでしょうか。

また、やまなみ荘に県の補助金で設置された太陽光発電設備が、5ヶ月間送電していなかった、使えていなかったということが、中部電力の保守点検でわかったということが新聞報道もされたところなんですけれども。5ヶ月の間に得られたと考えられる電気料金の損失というのは、大体いくらくらいだったでしょうか。

また、それは議会にも報告するべきではなかったのでしょうか。

○住民課長（坂爪浩之君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 住民課長。

○住民課長（坂爪浩之君） 3番、島議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、O&M契約の締結についてということでございますが、やまなみ荘に設置しています木質チップボイラーは安定した稼働と安全性の確保が重要であるため、メーカー代理店等との運用保守契約は締結する方向で検討はしております。

費用につきましては、現在見積もりの調整中ではありますが、年間概ね70万円程度を見込んでおります。

続いて木質チップとガス燃料費の比較についてでございます。

木質チップの調達単価は、1立米あたり税別2万5000円程度で、年間100トンから150トンの消費を見込んでおります。

同時期のガスボイラー燃料費と比較すると、燃料費負担は概ね18パーセント削減の見込みでございます。

ただし、季節や市場価格による変動があるため、定期的な見直しを行い、経済性を検証してまいりたいと考えております。

3番目に、太陽光発電設備の不送電期間についてでございますが、12月の議会の答弁でも申し上げました通り、やまなみ荘の太陽光発電設備が約5ヶ月間発電を行っておりませんでした。

その間、発電機会の損失により得られたであろう電気料金の相当額については、概算で50万円程度と試算しております。

当該状況は現地点検時に発覚し、速やかに復旧措置を行いました。が、議会への報告が遅れたことについては、報告のあり方として今後改善すべき点であると認識しております。以上、答弁いたします。

○3番（島幸恵君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 島議員。

○3番（島幸恵君） チップの価格で1立米あたり大体2万5000円くらいで、年間100トンから150トンということだったんですけども、これ1立米というのは重さとしてどれくらいに換算され、1年間分が100トンから150トンっていうのが大体わかりますでしょうか。
わからなかったら大丈夫です。

○住民課長（坂爪浩之君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 住民課長。

○住民課長（坂爪浩之君） 再質問にお答えします。
予算では、1立米1トンで予算は計上しております。

○3番（島幸恵君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 島議員。

○3番（島幸恵君） 令和8年度当初予算には、木質バイオマス製造プラント整備としておよそ3000万円というのが計上されてるんですけども、このチップというのはどなたがどのように作られるかというような計画とか、あと維持管理者というのはどなたになるのかというのがわかりましたらお願いいたします。村が管理をして、どこかに委託をするのかとか。

○住民課長（坂爪浩之君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 住民課長。

○住民課長（坂爪浩之君） 再質問にお答えします。

チップの製造につきましては、平林建設でという風に聞いております。
また、チップの保管については保管庫に入れて、やまなみで管理してまいります。
プラントの維持管理につきましても、平林建設でお願いしたいと考えています。

○3番（島幸恵君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 島議員。

○3番（島幸恵君） 結構このチップは、乾燥というか水分量というのが重要みたいで、こちらのプラントは乾燥機みたいなものは付いているんでしょうか。

○住民課長（坂爪浩之君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 住民課長。

○住民課長（坂爪浩之君） 乾燥についてですが、自然乾燥ということで聞いております。

○3番（島幸恵君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 島議員。

○3番（島幸恵君） 以前質問した時は、平林建設さんがチップ製造できる機械をお持ちでというふうなお話で、今回そのプラント整備というお金が出てきたので、乾燥機も付いてるのかなと思って質問しました。

太陽光発電設備なんですけど、県の補助金で3000万円入って、議会にも認められて平成24年度に設置をされているところですので、今後報告などもよろしくお願いいたしますと思っています。

次の質問に移ります。10区にある公民館のうち、太陽光発電設備等なにも設置されていないというのは、下生野区と宇留賀区だけになっているんですけども、区の公民館にこれから設置の説

明をいくさかてらすの方と副村長が来てくださるということで、これから設置予定のEVの充放電設備というのは、その費用を使って、例えば蓄電池をもう一つ設置をするとか、省エネ機器をつけるとか、他のものに使えませんか。

○総務課長（中山茂也君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 総務課長。

○総務課長（中山茂也君） 3番、島議員のご質問に私の方からお答えをいたします。

当村で現在取り組んでおります脱炭素先行地域事業は、環境省の補助事業により交付金を充当して財源としまして、各事業を実施しているところでございます。

本交付金におきましては、充当できる事業や交付額は事業ごとにメニューで定められておりまして、一定のルール要件があるため、事業間で交付金を流用する場合は、当初計画に対して国への変更手続きを行い、認められたものが執行できる仕組みとなっているところでございます。

国のルール要件に関しても申しますと、脱炭素事業の各メニューのうち、再生可能エネルギーや基盤整備を行うメニューから、省エネ導入を行うメニューへ交付金の流用はできませんが、逆に省エネ導入を行うメニューから、再生可能エネルギーや基盤整備といったメニューへの流用は可能であるということでございます。

また、一般家庭や民間事業所に対する設備の導入に関するメニューから、公共施設への交付金の流用はできませんが、公共施設のメニューから、一般家庭や民間事業所に対する設備の導入への交付金の流用は可能であるといったルールが設けられております。

島議員からのご質問に対する回答で申しますと、EV充放電設備から省エネ導入には費用を流用することはできないこととなっております。

当村としましても、脱炭素事業における当初で計画した各事業については、国のルール上、対応可能な範囲で村の実情に応じた必要量や内容を精査して、実施していくよう進めてまいりたいと考えております。以上、答弁いたします。

○3番（島幸恵君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 島議員。

○3番（島幸恵君） 以前質問したことで、区の公民館に設置されている充放電設備というのは、聞いた時は5箇所722万円、単純計算で1箇所144万円となっております。

公民館に、例えば宇留賀で言うと、55号線からちょっと上がっていったりとか、EVを使ってる方というのが近所にいなかったりとか、使えてEV車を持っていたり、公民館にあっても通常時は車の充電ができるわけでもないということで、あっても私は無駄じゃないかなという風に思っています。

今、答弁いただいたようにEV充放電設備から省エネ家電はダメかもしれませんが、例えば蓄電池をもう一個つけるとか、基盤整備に使うことができないのか。

宇留賀地区とか他の地区もそうですけど、19号がもし通れなくなったら、充放電設備があっても、やっぱり役場から車が来れないかもしれませんし、その方が確実なのかなというところもあります。

松本山雅さんなんか、リーフで繋いで外でイベントをやる時に電気を車から送ってくれるような、パワーなんとかっていう、車に積んでおいて持ち運びができるような接続の機械というのは、例えば半分ぐらいの値段で買えると思うんですね。そういうものにできないのかとか、やっぱりちょっとその144万円というのが使われないままというのが、すごく私はもったいないなと思うので、何か使い道というのを考えていきますという答弁もありましたし、確実にやはり

停電時、災害時に使えるようなものというのに、もしできたら考えていただきたいなという風に思います。

次の質問に行きます。令和6年度に導入されましたEVバスというのは順調に運行してますでしょうか。

バッテリーに不具合が出た場合など、リース期間7年間であれば保証対象になっていますでしょうか。

また、現在1年ぐらい使ってみて、リース終了後もEVバスを使い続けたいなという風に考えていらっしゃるか、現在の見通しをお願いいたします。

○総務課長（中山茂也君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 総務課長。

○総務課長（中山茂也君） 島議員のご質問にお答えをいたします。

昨年4月からの運行開始後、これまで急にエンジンが始動しないトラブルや、エア漏れによります不具合、また走行不能状態などが発生をし、その都度メーカーによる点検、修繕を行っていただき、安全第一で運行しているところでございます。

バッテリーが不具合の場合の保証についてでございますが、車両引き渡し後5年または50万キロのいずれか早い方までが保証対象ということで聞いております。

リース終了後の利用の見通しとしましては、継続した使用を考えておりますが、車両の状況など鑑みながら、今後検討してまいりたいと考えます。以上、答弁といたします。

○3番（島幸恵君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 島議員。

○3番（島幸恵君） 色々不具合も出て、その都度修繕を対応してもらっているというところでのご答弁だったんですけども、こちらEVモーターズジャパンというのが結構今問題になっていて、大阪万博で使われたEVバスというのが他の路線バスに転用される予定だったんですけど、あまりに不具合が多くて使えなくて、100台以上野ざらしになって問題になっています。

このF8シリーズのミニ6.99メートルというのが、リコールの対象になっているものではないかと思うのですが、こちらはいかがでしょうか。

○総務課長（中山茂也君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 総務課長。

○総務課長（中山茂也君） ご質問にお答えいたします。

今、議員がおっしゃったようにリコール対象かということでございますが、昨年の9月に国交省の方でそういった点検の実施というものがございまして、当村の車両も対象になっております。その際に点検をしていただきまして、必要な不具合箇所について修理、完了しているところでございます。以上、答弁といたします。

○3番（島幸恵君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 島議員。

○3番（島幸恵君） 不具合箇所を点検して、今は大丈夫というご答弁だったんですけども、結構色んな自治体で、スクールバスで初めて導入したところとかが、2週間ぐらいであまりに不具合があつて、返品して補助金も返還したというようなお話があり、バスの利用者の方からも、これは大丈夫なのかなというような声が届いているんですけども、今後もこれは見通しとして

ご答弁いただいたんですけど、継続して使用するということで、やはり何かあってはいけないので、安全上本当に大丈夫でしょうか。

○総務課長（中山茂也君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 総務課長。

○総務課長（中山茂也君） お答えをいたします。

先ほどもお話をいたしました通り、車両の状況をよく確認をしながら、安全運転に努めて使用してまいりたいという風に考えております。

また今後、非常に故障、トラブル等増える際には、その都度状況を確認して、この先どうするかということも含めて検討していきたいという風に思います。答弁は以上です。

○3番（島幸恵君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 島議員。

○3番（島幸恵君） もちろん運転手さんは安全運転に努めてくださってると思うんですけども、昨年の9月にブレーキが利かなくなってしまって、中央分離帯何かにぶつかってやっとなまったという。その時幸いにも乗客の方はいらっしゃらなかったみたいなんですけれども、やはり安全というのが第一だと思いますので、国交省とも連携していただいて、安全なバスの運行をお願いしたいです。

もし、このバスではなくて違う会社のEVバスを使おうかなと思った場合、このバスセンターの充電設備というのは、他社のものも使えるのでしょうか。

○総務課長（中山茂也君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 総務課長。

○総務課長（中山茂也君） 再質問にお答えをいたします。

充電設備についてですが、やはり車両に応じた仕様という風になっているようでございます。

他社で使えるのかどうかということにつきましても、その接続部分と言いますか、コネクターの改良等で済むのかどうかということも含めて、また必要に応じて調査していきたいという風に思います。以上です。

○3番（島幸恵君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 島議員。

○3番（島幸恵君） EVモーターズジャパンのページとか見ていくと、結構その充電設備というのもEVモーターズジャパンにしたためにすごく高額になったというような話もあるので、今後これが選定された経緯というのも聞いていきたいなと思うんですけども、安全運転というか乗客の方にも何かあってはいけないので、これからは点検等はよろしく願いいたします。

続きまして、学校関係について質問をいたします。当初予算案に、スクールバス購入費が計上されています。村のバスというのを共用した運用ができないでしょうか。

村営バスで契約してる運転手さんに、例えば朝だけでもお二人来てもらって、村バスで空いてるものを活用して、北回りと南回り2台の運行ができないでしょうか。

○教育次長（藤澤保君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 教育次長。

○教育次長（藤澤保君） 3番、島議員の質問にお答えいたします。

村所有のバスの活用による2台体制につきましては、一つの方法として検討いたしました。しかしながら、通学運送は児童の安全確保が最優先であり、運行時間やルートが固定されています。

反面、災害や気象状況、交通状況などによっては柔軟な対応が求められる場合もあります。そうしたことから、専用のスクールバス1台で運行することが適切であると判断しております。

また2台運行とした場合には、運転手の追加配置による人件費が増加する財政負担が持続的に生じることとなります。

限られた財源の中で持続可能な運行体制を確保するためにも、専用車両1台による効率的な運行が妥当であると考えます。

今後も安全性と財政負担のバランスを踏まえながら、安定的な通学環境の整備に努めてまいります。以上、答弁いたします。

○3番（島幸恵君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 島議員。

○3番（島幸恵君） 財政的にも小さな規模の自治体であるからこそというところでの、お話をさせていただいて、小さな自治体で例えばデマンドバスがスクールバスと一緒にいるというところもありますし、またその安全の確保というところでも、今現在バス停とバス停の間の時間が短くて、運転手さん大変かなというのは前に一度教育委員会さんをお願いして乗せてもらった時に感じたところです。

今現在、宇留賀が発発になっていて、7時10分発なんですけど、朝子供を起こして、ご飯を食べさせて、トイレ行ってというような学校の準備をして、7時10分にはもうバスが出てしまうというところで、もうちょっと子供達にも親の負担というのもなくなると良いなというところなんですけれども。

例えば提案させていただいたスクールバスの運転手さんも、村営バスで契約されている運転手さんも、その会社の方ですので、交渉によって何とかならないのかというところと、村のバスの予備として、29人乗りのものというのがあるので、そういうものを一緒にいれて、村のあるものを活用できないかというところと、例えばスクールバスの方、運転手さんを一人会計年度とかで、お願いするというのもできないかというところで、もう一回お願いします。

○教育次長（藤澤保君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 教育次長。

○教育次長（藤澤保君） 再質問にお答えいたします。

先ほども回答しましたが、村所有のバスの活用につきましても検討はいたしましたが、ここにつきましてはやはり1台での運行というようなことでやっていきたいと。

それから、2人運転手さんを確保してとのことにつきましても、やはり人件費等今後かかっていくことでありますので、1人でやっていくということで、やらせていただきたいという風に思っております。以上、答弁いたします。

○3番（島幸恵君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 島議員。

○3番（島幸恵君） 来年度は児童が乗る場所の停車場というの、ちょっと増えるみたいですし、そうなるとその間隔というのは、運転手さんも次から次に行くという、時間がどんどん短くなってってしまうのかなというようなことも考えられるので、今後児童は減っていくのか

もしれないですけど、もし増えた時の対応というのも考えていただけたらなと、2台体制というところをもう一度研究していただけたらなと思います。

それでは次に、部活について伺います。令和8年度に中学校で行う部活動が終了となります。放課後の居場所作りというのも、部活動の大きな役割かなという風に思うのですが、先ほど太田議員の質問にもありましたが、どのように地域展開をしていくか。

考え方は先ほどご答弁いただいたので、地域クラブが村外にも安曇野市であるとか、筑北村であるとか、地域クラブというのがあるんですけども、そこに入りたい生徒にはどのような補助というのを考えていらっしゃるか。居場所作りというところと、他地域の地域クラブへの補助というところで、お願いいたします。

○教育長（藤澤正司君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 教育長。

○教育長（藤澤正司君） 3番、島議員のご質問にお答えをいたします。

放課後の居場所作りのためというお話であります。部活動は長年学校内にある安全な放課後の居場所として機能してきた面もあります。

部活動が縮小・廃止されると、子供たちにとって様々なリスク、また懸念も出てくるかと思えます。

そのため、主目的を教員の働き方改革、生徒がスポーツや文化活動に親しむ持続可能な体制構築とされていますが、同時に生徒の豊かな放課後活動の機会を確保するともされています。

部活動をなくすのではなく、地域に形を変え継続するという発想もあることも踏まえまして、今後は従来の中学校部活動の位置付けから、小学校から大人までが共に活動する、多世代が参加した生坂型の地域クラブということも検討していければという風に考えております。

また、村外の地域クラブ参加者の費用に対する補助・助成についてであります。その参加する団体の運営形態、実態が個々に違います。

近隣自治体の地域クラブに参加する生徒については、本村単独では活動機会を確保できない場合も想定されることから、活動機会の保証という観点で必要に応じて一定の支援のあり方を検討していく必要があるとも考えているところですが、市町村が認めた地域クラブ以外の任意団体もありますので、そことの区別は必要だと考えます。

まずは村の地域クラブ活動の安定的運営を最優先に考えつつ、公平性といった観点についても考えていく必要もあるため、令和8年度に設置を予定しております部活動の地域展開等協議会の中でも検討をしてまいりたいと考えております。以上でございます。

○3番（島幸恵君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 島議員。

○3番（島幸恵君） 子ども達が、地域クラブになっても色々な活動ができるといいなというところで、今年度、先ほどの太田議員への答弁もそうだったんですけども、B&G海洋センターの場所をこれからも活用するというようお話があったんですけども、一時期その学校が終わってから部活動をするまで子ども達がちょっと待たなきゃいけない。吹奏楽部とか、指導者の方が来るまでの待ち時間があつたりとか、移動をしないといけないというところがあり、12月の一般質問で、市川議員が校舎の教室とかを地域に開放することができないかというようなご提案もあったところで、学校の中でこのような地域クラブをするにしても、楽器も議会でトロンボーンなんか70万円以上のものとか、高価なものをこれまでも認めてきたところで、学校の中にしっかり備品としてある方がいいのかなとか、子ども達も移動とかしないで、校舎の中で、もちろん地域の

人が入る時は、入っちゃいけない所をちゃんとゾーニングをしてやるということは考えられませんか。

○教育長（藤澤正司君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 教育長。

○教育長（藤澤正司君） 再質問にお答えいたします。

地域クラブの活動になりますと多様な活動が考えられます。生坂型の地域クラブというようなことも検討していく中においては、やはり時間的に今までと違った部活動ではなく、今までより遅くまでやることも考えられるでしょうし、色んな方が指導者で入るでしょうし、中学生以外の方も入ると。

そういったことになってきますと、中学校の例えば体育館だけを使うのであれば良いのですが、音楽室を使うだとかそういったことになってきますと、なかなか難しいことが考えられます。

ですので、基本的には地域クラブの活動については海洋センターの体育館を、今のところ考えています。楽器等につきましても、実際に海洋センターでやることになると、管理ができるような、そういったスペースも確保していきたいという風に考えております。以上でございます。

○3番（島幸恵君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 島議員。

○3番（島幸恵君） B&G海洋センターで地域クラブとして活動していくというところで、地域の方も色んな活動されてる方がいらっしゃるの、例えばその龍翔太鼓の部活化とか、子ども達が習いたいというか、今日はこれやりたいなというところで、例えば地域の方が空いてたら、じゃあここで今日できるよとか、お祭りのお囃子とかも伝統継承みたいな形でできるかもしれないですし、やっぱり子ども達もいろんな学びとか活動ができるように、地域クラブとして地域展開が出来たらいいなという風に思います。

それでは、次の質問に行きます。

令和6年度から校舎分離型の小中一貫校になりました。

校舎を今後どのようにしていくお考えでしょうか。

また小中とも県の補助金で太陽光発電設備が設置されています。設置から発電設備というのは、17年後までは設置をしていかないといけないんですけども、その後というのは設備をどのようにするのかも含めてお答えをお願いいたします。

○教育長（藤澤正司君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 教育長。

○教育長（藤澤正司君） お答えをいたします。

平成27年7月に発足し、保小中を通じた特色ある教育や一貫教育の可能性を探るため、研究協議が行われた生坂村保小中一貫教育検討協議会が、令和3年4月に出しました最終報告書の提言において、保小中連携教育の充実を図りながら、1、2年後には保小中一貫教育を導入することを望む。

また、その導入効果を高めるためには、近い将来に小学校を移転させ、義務教育学校への移行も視野に入れた小中一貫教育施設、一体または併設の小中学校の設置が望ましいと考える。とされております。

校舎をどのようにしていくのかというお尋ねであります。近い将来小学校を移転させるとい

う提言もありますので、学校施設のあり方を中心に一貫教育のあり方も含めまして検討を行うため、令和8年度からは検討を行う会議等を設けたいという風に考えております。

そして、小中学校に設置されている太陽光発電施設につきましては、平成24年度学校施設環境改善交付金事業により、平成25年12月に完成した施設であります。

設置から17年経過後はどうするのかというお尋ねですが、太陽光発電設備の税法上の減価償却期間が17年かと思えます。その上で、物理的耐用年数、実際に使用できる年数は20年から30年と言われておりますので、必要な修理やメンテナンスを行いながら、できるだけ使用をしていくということとなります。以上でございます。

○3番（島幸恵君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 島議員。

○3番（島幸恵君） 令和8年度に検討会議を立ち上げて、会議の中で話し合っていくということで、そこからまた方向性というのが出されるのかなと思うんですけども、公共施設の個別設計画で、小学校の建物というのが広範囲に劣化というところが多いところですので、修理をしながらというところにもなるかと思えますけども、検討会議でお話をしていくということで理解しました。

それでは次の質問に移ります。令和6年度から「いくさか学」が始まり、今年度は学びを深めるためにコーディネーターが入って「いくさか学」を行っていました。

今年度を踏まえて、来年度はどのように進めていくお考えでしょうか。

また今年度、児童生徒は自由に学びたいことが学べましたでしょうか。

○教育長（藤澤正司君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 教育長。

○教育長（藤澤正司君） 「いくさか学」についてのお尋ねであります。まず本年度の取り組みについて申し上げますと、2年目となりました中学校では、生坂を知る、課題や魅力を体験する、フィードワークやゲストトークから問いを得る、自分の問いを大切にする、という視点で探究的な学びを進め、2年生、3年生は生徒たちが自らテーマを決め、1人から4人までの10のグループにより取り組まれ、1年生の龍翔太鼓とブドウ栽培の取り組みと合わせ、11月14日に発表会が行われました。

小学校では本年度から取り組みが始まりましたが、3年生から6年生が縦割りで取り組まれ、テーマを決めるために児童へのアンケートを行い、4つの講座に分かれて活動が行われました。「みんなのやってみたいから始まる学び」をテーマに、どうやって学ぶか、どうやって伝えるかといったことをグループごとに活動が進められ、小学校ではその成果を2月12日に発表会が開催され、中学に行ってからでも続けて学んでいきたい、調べていきたい、そういった声があったと聞いております。

小中学校ともに「いくさか学」を進めるにあたっては、地域の皆様から非常に多くのご支援、ご協力をいただきました。この場をお借りしまして感謝を申し上げます。

探究的な学びはこれからの時代に求められる力をつけてもらうための手法であり、教職員の数や当てられる時間も限られており、そのため一定のルールも必要になります。

そうした中でも児童生徒は、特に中学校では1人での学びもあり、自分のやりたいこと、やってみたいことを見つけ、取り組まれたと感じております。

そして、コーディネーターについてであります。「いくさか学」で進められている探究的な学びは、新しい時代を自ら切り拓き生き抜いていく力を養ってもらうために取り入れられている

ものであります。

こうした力は今、大学などの高等教育、社会でも求められるものとなっています。

しかし、これを実現するにはこれまでの先生がレールを敷き、一つの答えを導き出す、あるいは詰め込み型と言われるこれまでの授業のあり方では難しいものがあります。

ですので、まず先生方の意識も変えていただくことも必要であり、新たな授業展開となるため、コーディネーターをお願いし探究的な学びについて支援をいただきました。

来年度につきましては、児童生徒から出された感想や意見、小中一貫教育推進委員会、合同の職員会議であります。これらで出された反省や来年度に向けた意見などを参考に、コーディネーターにも支援をいただき、進めたいと考えております。

例えば、小中同じキーワードで取り組む。小学校で学んだことを中学校で深掘りするような連続性を持たせる。学びを進める教職員の研修や計画作り、両校の取り組みや発表会への相互参加など、小中一貫教育校であるという点も含めた取り組みができればと考えております。以上でございます。

○3番（島幸恵君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 島議員。

○3番（島幸恵君） 来年度もコーディネーターさんも入れてというところで理解しました。

それでは次の質問に移ります。村の奨学金を他の奨学金と併用できるようにしてはどうかという問いです。

以前も提案させていただいたんですけれども、審議会、奨学生選考委員会というのを廃止して、保護者の所得と学校の成績だけで判断して、そうするともっと受けやすくなるのではないかなという提案です。いかがでしょうか。

○教育長（藤澤正司君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 教育長。

○教育長（藤澤正司君） ただいまのご提案につきましては、申請者のご家族の経済状況や本人の学業成績、将来の進路や意欲などは様々であります。

また、貸与とは言え公金、公のお金を無利子でお貸しし、また一定の条件のもと返還の免除もあります。

そのような奨学金貸与の判断を、保護者の所得と学校の成績だけで判断をするということが良いのか、また判断をするのは誰がするのか、また判断をする者の責任も重大なことになります。そうしたことから前回答弁した通り、複数の委員が意見を出し合い、公平性や透明性を確保することが必要と考えます。

他制度との併用につきましては、奨学金の目的をいさか村出身者で向学心盛んな学生及び生徒に、主として経済的理由により修学が困難である者に対し、奨学金の貸与を行うこととしております。

他制度との併用を認めていない理由としましては、限られた予算の中で支援を行う制度事業でありますので、特定の学生が複数の制度から多額の支援を受けるより、どこからも支援を受けない学生に優先的に予算を回す。他の支援の網から漏れる人もいるかもしれませんので、そうした方を出さないためにも村の制度をご活用いただく、そういった考えもあります。

また、給付型でない限り奨学金であっても将来の借金となります。

将来の返還負担も見据え、むやみに貸し付けることを避けることも必要と考えます。

他制度との奨学金の併用となると、返還時の負担のことも見勢えた中で貸し付けの有無を決め

ていく必要もあり、いっそう選考委員の必要性が増すと考えます。

したがって、奨学金の他制度との併用については現時点では行わず、選考委員の委員の皆様のご意見を伺いながら、適正な制度の運用に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○3番（島幸恵君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 島議員。

○3番（島幸恵君） 大学に行くとなると、県外で学んでる方というのも多いのかなという風に思います。

生坂村のこの奨学金の場合、生活の費用としても使える、外にお家を借り、自分で生活するという中でもお金はかかりますし、大学とかの奨学金を受けていらっしゃる子もいると思うんですけども、その他にも色んなお金というのはかかってくると思うので、そこで村の助けがあったらいいんじゃないかなというところで、村で帰ってきてから5年とか過ごせば、返さなくてもいいというところもあるので、減額されるというところもあるので、やはり色んな奨学金が受けられる子も帰ってきてもらえる、みたいなこともあるのかなと思って再び提案させていただきました。

最後に、個別避難計画について伺います。災害時に支援の必要な方の個別避難計画を、健康福祉課さんが中心になって策定をしています。

古坂区で策定ができて、宇留賀区でも現在来ていただいて策定をしているところです。

全村で計画を策定するための今後のスケジュールについて教えてください。

○健康福祉課長（松沢昌志君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（松沢昌志君） お答えをさせていただきます。

内閣府の取組指針では概ね5年程度で作成とされておりますので、当村でも3年から5年の間で作成をしたいと考えております。

現在区長に声がけをして、連絡のあったところから作成を開始しております。以上です。

○3番（島幸恵君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 島議員。

○3番（島幸恵君） 先週の日曜日と、先々週も、宇留賀区の常会4つに日曜日に来てくださって、健康福祉課の方と教育委員会の方と総務課の方も、防災の視点というところで、話がしやすいようにということで、常会単位で回ってくださっています。

そういう中で個別避難計画というのが何で必要なのかということも、丁寧に説明していただき、皆さんと一緒に考える機会というのを、提供して下さってるなという風に思います。

その常会ごとに回っていく予定を合わせるのも大変でしょうし、時間がかかるのかなと思いますけれども、なるべく早く全村でできたらいいなという風に思います。

来年度の総合避難訓練なんかに、今年度の古坂区のように反映ができて、なるべくその多くの命が救えるようになったらいいなという風に思います。

それでは私の質問を終わります。

○議長（藤澤幸恵君） ここで休憩にしたいと思います。再開は14時20分とします。

休憩 午後14時09分

再開 午後14時20分

○議長（藤澤幸恵君） 再開します。次に2番、望月議員。

○2番（望月一将君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 望月議員。

○2番（望月一将君） 2番、望月一将です。通告に基づき一般質問を行います。

今回は「補助金事業における統治体制と成果管理について」と、「主食用米の安定供給に関する本村の対応について」の2点を質問いたします。

まず始めに、補助金事業における統治体制と成果管理について。

この質問は、個別事業の成果そのものを評価することを目的としたものではなく、本村が推進している交付金活用事業に共通する事業運営体制、成果管理手法、行政関与の範囲といった、統治およびマネジメント構造を確認することを目的としています。

今回は「山村活性化対策事業」、「脱炭素先行地域づくり事業」の2つを題材として質問いたします。

まず山村活性化対策事業について。

本事業は地域資源を活用し、関係人口の創出や地域経済循環を図る重要な施策であります。

私自身、本事業の取り組みの1つである竹林整備の現場に関わる中で、その意義と可能性を感じています。

一方で、事業形成や運営体制のあり方について、今後2年間の効果を高めるために確認しておきたい点があると考え、以下を伺います。

1点目、事業設計の主体について。

まず本事業の目的設定および事業内容の構築について伺います。

本事業の設計は行政、外部支援機関、地域団体のいずれが中心となって行ったのでしょうか。また地域団体からの提案はどのように事業計画へ反映されたのでしょうか。お伺いいたします。

○振興課長（眞島弘光君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 振興課長。

○振興課長（眞島弘光君） 2番、望月議員のご質問にお答えいたします。

事業計画の策定および推進における外部専門機関、地域団体、行政の役割分担についてというご質問でございますが、本事業の目的設定および事業内容の構築につきましては、生坂村が主体となり策定したものでございます。

山村活性化対策事業は国の補助制度を活用するものでありますが、単なる補助金消化型事業ではなく、本村の地域資源を再評価し、持続可能な地域経済循環を構築することを目的とした戦略的事業であります。

そのため事業設計段階から村が中心となり、地域資源の洗い出し、課題整理、方向性の明確化を行ってまいりました。

その上で役割分担は次のように整理しております。

第1に、行政は全体構想の立案、国県との調整、予算管理、進捗管理、関係機関の調整等、事業全体のマネジメント機能を担っております。

第2に、外部専門機関につきましては、商品開発、ブランド化、観光商品造成、販路戦略等における専門的知見を活かした助言、技術支援を担っております。あくまで事業主体ではなく、地域の取り組みを高度化するための伴走支援の立場であります。

第3に、地域団体、実践主体として、やまなみ荘、生坂村観光協会、農業者団体、女性団体等が参画し、商品試作、体験プログラム実施、旅行商品の検討等を実践しております。企画段階から意見を反映させ、行政主導型に偏らない仕組みづくりを意識しております。

本事業は行政がやる事業ではなく、地域が担える仕組みへ移行していく事業であり、その移行過程を3年間で段階的に構築する設計としております。答弁は以上でございます。

○2番（望月一将君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 望月議員。

○2番（望月一将君） 答弁ありがとうございました。この事業が行政主体であり、外部専門機関が開発や技術の伴走支援といった形で、また、やまなみ荘や地域の団体が実際に事業をやっていくというような大まかなところでご説明いただいたんですけども。その中で、企画の段階から地域の団体が参画していくといったような答弁いただいたんですが、どの段階で、初期の段階ということだと思いますが、どのような提案があって、どのように事業計画へ地域団体の意見意向というものが反映されたのかというところを、もう少しお示しいただけますでしょうか。

○振興課長（眞島弘光君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 振興課長。

○振興課長（眞島弘光君） 再質問にお答えいたします。この事業を運営していくにあたり、各村内にいくつかの団体等がございます。

皆さん一度お集まりいただきまして、各団体においてどんな事業が行えるかといったことも打ち合わせをさせていただきました。

大まかには村の方で地域資源を活用して、こういった事業を行っていきたいということで説明をさせていただいた中で、それぞれの団体から「こんな事業はどうでしょう」といったような提案をしていただきながら、一緒に進めてきているような状況でございます。答弁は以上でございます。

○2番（望月一将君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 望月議員。

○2番（望月一将君） 答弁ありがとうございます。一度集まって団体の方と打ち合わせをして、その中で行政の方から提案もしつつ、事業の計画等を立てていったというような経緯だったと思うんですけども。私が先ほど申し上げた通り、竹林の整備の方に最近関わっていて、お話を聞いたりしている中で、ちょっと地域の団体の方がこの事業の中で「迷子」になっているような印象を私個人が受けたので、このような質問をさせていただきました。

最後の質問の方でもちょっとかかってくるので、一旦次の質問に移りたいと思います。

この事業について2点目、成果指標（KPI）と進捗管理について質問いたします。

次に成果指標指標についてなんですけれども、本事業において設定している具体的な成果指標は何でしょうか。また進捗管理は誰がどのように行っているのでしょうか。答弁をお願いいたします。

○振興課長（眞島弘光君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 振興課長。

○振興課長（眞島弘光君） 2番 望月議員の、成果指標および進捗管理体制についてのご質問にお答えいたします。

本事業は定量的かつ検証可能な成果指標を設定しております。

主な指標は以下の3点でございます。

1つ目、新規開発・改良商品の数。2つ目、雇用者数の増加。3つ目、自然体験等を活かした体験プログラム参加者数。

この3点でございますが、3年間の目標としましては、新商品4品以上の創出。雇用4名の創出。体験プログラム参加者150名規模を目安としております。

これらの数値は過去の実績、地域の受け入れ体制、やまなみ荘の宿泊者数等を基礎データとして設定しております。

過大な数値目標ではなく、実現可能性と持続性を重視した水準としております。

進捗管理につきましては、年度当初に目標を確認、また半期ごとの進捗確認、年度末に成果集計、関係団体との検証会議実施という体制で管理しております。

また、単なる数値達成ではなく、商品が継続販売可能か、旅行商品が自立採算可能か、地域内で担い手が育っているかといった質的評価も合わせて確認しております。

進捗管理の主体は振興課であります。外部専門家の意見や実践団体の評価も取り入れ、客観性の確保に努めております。答弁は以上でございます。

○2番（望月一将君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 望月議員。

○2番（望月一将君） 答弁ありがとうございます。

振興課長にお答えしていただいたように、KPIは実現可能な範囲で過度な設定はしないというような回答でした。

量的評価、質的評価というような側面から、先行投資のような交付金の使いかたということは理解できます。

その中で、次の質問の「3年間の到達目標」についてなんですけども、これについても先ほど答弁いただいたようなKPIが設定されていて、そちらが到達目標の1つというところも理解できています。

一方で、本事業は交付金事業であるため、事業終了後の持続性が重要になります。

答弁の中でも先行投資的な交付金というところで、事業終了後の持続性というところでは、地域主体による「自走化」というものが必要となってくると思いますし、計画の中でもそういったものはあると思います。

その地域団体の自走化について、どの段階から想定しているかというところをお示しいただきたいです。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 2番望月議員の質問にお答えをいたします。

地域主体化・自走化の位置づけについてというご質問でございますが、本事業は3年間の補助期間を活用し、最終的には地域主体による持続的な運営体制の確立を目指すものでございます。

段階的整理は次の通りでございます。

1年目は「基盤整備・試作段階」。地域資源の整備、商品試作、モニタリングの実施、体験プログラムの試行等を通じて可能性の検証を行う段階であります。

2年目は「商品確立・販路拡大段階」。試作品の改良、ブランド化の推進、旅行商品の造成、広報強化を行い、完売ペースでの検証を進めます。

3年目は「自走準備段階」でございます。収益構造の明確化、担い手体制の確立、地域組織への実質的移行準備を進めてまいります。

事業終了後はやまなみ荘や観光協会等を中心とする地域主体が運営の中心を担い、行政は必要な範囲で側面支援を行う体制を想定しております。

収益構造としましては、商品販売の収益、宿泊連動の収益、体験プログラム参加費、旅行商品の販売の収益を組み合わせ、行政依存度を段階的に下げていく方針でございます。

補助終了時点で完全自立というよりも、自走可能な構造が確立されている状態を到達点とし、必要に応じて伴走支援を継続する考えでございます。

本事業は短期的な成果を追うものではなく、地域の誇りと自信を醸成し、持続可能な仕組みを構築する取り組みであり、行政主導から地域主体への転換を明確に意識した事業設計としております。以上、答弁いたします。

○2番（望月一将君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 望月議員。

○2番（望月一将君） 答弁ありがとうございます。1年目が試作、2年目から確立ブランディング広報、3年目から自走準備段階、というような答弁をいただきました。

確かに村長のおっしゃる通り、ゆっくりやっていくというような交付金の使い方というところで、今までにそのような例がなかったと思うので、そのようなところを活用して地域団体が活性化していくというのは非常に素晴らしいことだと感じております。

また3年後にも自走可能な状態というところに視野を置いているということも、時間をかけて地域の団体が意義を見いだして活動を行っていくという意味でも、とてもいいことかなとは思っています。

ただ先ほどの振興課長への質問でも申し上げましたように、私自身も事業に関わって活動している中で、やはりどうしても地域団体の方たちがこの事業に対する理解というものが、そこまで浸透されていないような気もしましたし、「どうしたらいいかわからない」みたいなところも見受けられるんですね。

事業計画は説明を受けても、そこまですぐに理解できるってということでもないと思うんです。なのでKPIを先ほど答弁いただいたんですけども、それとは別にもうちょっと大きな視点で「未来を見据えた地域ビジョン」みたいなものを行政、あるいは村長の言葉で示していただけると、地域の団体の活動が村の大きな未来図の中で、どこに位置しているのかを理解でき、自発的な活動が加速するんじゃないかなと感じています。

KPIはまた国への申請するものとして、また別の大きなビジョンというものを示してもらえると、より自走化というものがスムーズにいくのではないかなと思います。

そちらも検討いただければと思います。

次に、脱炭素先行地域づくり事業について質問します。

本事業については午前中に太田議員の一般質問においても、村長から力強い答弁がありました。少し重なってしまう箇所もあるかと思いますが、別の視点として議論できればと思います。

昨年9月より、私は本事業のPPA事業について、契約数、採算性、事業規模、リスクの帰属等について質問してまいりました。

本日は事業の是非ではなく、行政としての統治体制について確認したいと思います。

1点目、いくさかてらすと行政の役割分担について。

本事業の運営において成果管理、進捗確認、収支検証はそれぞれの主体が担っているのか。また出資比率および役員構成を踏まえて、行政としての関与範囲はどのように位置づけているのかを質問いたします。

○副村長（牛越宏通君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 副村長。

○副村長（牛越宏通君） 2番 望月議員の、株式会社いくさかてらすと行政の役割分担および責任についてお答えをいたします。

株式会社いくさかてらすの運営における成果管理、進捗確認、収支検証については、基本的に会社法に基づく法人としての自律的経営を前提としております。

まず日々の事業運営、進捗管理、収支管理につきましては、事業運営主体である株式会いくさかてらすの責任において実施しております。

具体的には代表取締役および取締役会において、発電量、需給管理状況、契約件数、支出見込み等を確認し、経営判断を行っております。

次に、出資者としての村は、株主の立場から定期株主総会における決算承認、事業報告の確認を通じて、成果および財務状況を検証しております。

また必要に応じて協議の場を設け、経営状況の把握に努めております。

行政としての役割は、脱炭素先行地域づくり事業の実施主体としての政策的整合性の確保、補助金適正執行の確認、公共施設との契約関係の確認であり、株式会社いくさかてらすの経営最終責任は、あくまで法人であるという整理になっております。

なお、株式会社いくさかてらすの代表取締役は村長と副村長ですので、法人としての意思決定と行政判断を区分し、行政目的と経営での健全性が両立できるように連携をしております。答弁は以上です。

○2番（望月一将君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 望月議員。

○2番（望月一将君） 答弁ありがとうございました。

答弁の中で、代表取締役としての意思決定と、行政判断の区分を心がけているというような答弁がありましたけれども、例えば「成果管理」「収支管理」「事業リスク」といった3つの点から、最終的な責任主体というのは行政と会社どちらになるのか、もう一度回答をして頂きたい。行政と会社のどちらかなのか。両方でやっていくのか。今一度、お伺いしたいです。

○副村長（牛越宏通君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 副村長。

○副村長（牛越宏通君） ただいまの質問について、お答えをいたします。

脱炭素先行地域づくり事業につきましては、株式会社いくさかてらすとは「政策連携型事業」として捉えております。運営につきましては株式会社いくさかてらすの責任において行っていく。ただ、このいくさかてらすの発足にあたりまして、脱炭素先行地域づくり事業との関連性がありますので、その政策については村としても評価を確認していかなければいけないと考えております。

したがって、株式会社いくさかてらすの運営について、一切の責任は法人にあるというふう

に理解をしております。答弁は以上です。

○2番（望月一将君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 望月議員。

○2番（望月一将君） 答弁ありがとうございました。

いくさかてらすの事業の最終責任は、法人にあるといった答弁でした。

ありがとうございます。

では2つ目の質問で、成果指標KPIの設定と検証体制についてお伺いします。

本事業について設定している具体的な成果指標は何か。

またその達成状況について、誰がどのように検証しているか、答弁願います。

○総務課長（中山茂也君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 総務課長。

○総務課長（中山茂也君） 番 望月議員のご質問にお答えをいたします。

成果目標KPIはどのように設定され、行政としてどのように把握管理しているのかというお尋ねでございます。

脱炭素事業における成果指標の設定にあたっては、最終目標として令和4年6月の村長が表明しました「ゼロカーボンシティ宣言」による、2050年までの村のCO₂排出を実質ゼロとすることを基本としております。

また、環境省の脱炭素先行地域事業では、民生部門のCO₂排出を2030年までに実質ゼロとすることを要件としておりますので、これらを達成するために必要な取り組みと成果について検討協議をしまして、成果目標を設定しているところでございます。

令和5年度の、脱炭素先行地域事業の採択に至った村から提出した当初計画では、民生部門のCO₂排出実績ゼロ達成のための導入目標としまして、民家427軒、民間施設24施設、公共施設43施設の導入を始め、各部門での設備導入を計画いたしました。

本計画時の個別KPIとしましては、三つの成果指標を挙げており、

1つ目、村内での木質ペレット製造量600トン。

2つ目、平時マイクログリッド内電力需要再エネ利用100パーセント。

3つ目、古民家脱炭素リノベーションの事業期間内25軒の実績。

これらの達成状況につきましては、各年度終了後に毎年、環境省の進捗状況ヒアリングを受けておりましてご確認をいただいているほか、村でも毎年2回の外部評価委員会による確認機会を設けており、皆様に進捗状況の報告を行い、助言をいただいているところでございます。答弁は以上になります。

○2番（望月一将君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 望月議員。

○2番（望月一将君） 答弁ありがとうございます。KPIの達成状況について、先ほどの太田議員の質問とかぶってしまい申し訳ないのですが、最終的にKPIの達成状況を最終的に評価確認する主体は行政。いくさかてらすの事業についてはいくさかてらすが行うという認識でよろしいでしょうか。

○総務課長（中山茂也君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 総務課長。

○総務課長（中山茂也君） お答えをいたします。そういう理解で結構です。以上です。

○2番（望月一将君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 望月議員。

○2番（望月一将君） ありがとうございます。それでは3つ目の質問に移ります。

想定した進捗や収支見通し等実績に乖離が生じた場合、事業手法や規模、推進体制を見直す「判断基準」というものは行政内、もしくはいくさかてらすの中に設けられているのでしょうか。こちらをお聞きしたいと思います。

○総務課長（中山茂也君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 総務課長。

○総務課長（中山茂也君） 望月議員のご質問にお答えをいたします。

計画等に乖離が生じた場合の見直しの判断基準について等のお尋ねでございます。

成果指標KPIでございますが、脱炭素先行地域事業の当初計画書の内容として、記載をしております事業内容を含めて、お認めいただいた環境省および国の脱炭素先行地域事業選定委員の皆様に、変更や見直しといった判断は委ねられているところでございます。

なお、現在当初の成果指標のうち、村内での木質ペレット製造量600トンにつきましては、村の急峻地からの材の調達が困難なこと。また当村で導入する設備や薪やチップ等、多様化した木質バイオマスの活用に適していることなどから、木質バイオマス燃料製造量の変更協議を、現在進めているところでございます。

その他の成果指標につきましては、概ね順調に推移しているという評価をいただいております。以上、答弁いたします。

○2番（望月一将君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 望月議員。

○2番（望月一将君） ありがとうございます。先ほど答弁の中ではKPIの事業内容の見直しといったところの判断は、環境省と脱炭素先行地域の選定委員会に委ねられている、というような答弁だったと思います。

こちらも踏まえて、4つ目の質問をさせていただきます。

事業運営上のリスク対応について。

先ほど太田議員の答弁でありました、環境省の中間報告や外部評価委員会の評価によれば、この心配はないように思いますが、例えば万が一、事業収支や運営上の課題が顕在化した場合に、その対応手順や責任の所在、行政としての関与はどのように整理されているのでしょうか。こちらも確認させてください。

○副村長（牛越宏通君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 副村長。

○副村長（牛越宏通君） 2番 望月議員の、契約数や市支出計画等の前提条件に乖離が生じた場合の行政の関与およびリスク対応の位置付けについてお答えいたします。

株式会社生坂てらすの事業は民間会社として自律的経営を前提としながら、政策連動型事業として行政と連携しているという位置づけにあります。

まず、契約未達、発電量変動、収支見通しの変動など前提条件に乖離が生じた場合の一時的な責任対応は、事業主体である株式会社いくさかてらすにあります。これは先ほど申した通りでござ

ざいます。

具体的には、契約未達が生じた場合は経営強化や料金見直し等の経営判断を。発電量変動が生じた場合は需給調整や市場調達等を。そして収支見直し変動が生じた場合は、経費圧縮や資金計画の再構築などを、取締役会において検討決定することとなります。

行政の関与は、出資者および政策責任者としての立場から、経営状況の報告徴収、事業計画の見直し協議、補助金適正執行の確認等を行うものであり、経営責任そのものを代替するものではありません。

事業収支や運営上の課題に課題が顕在化した場合の手順は、会社内部での課題整理、取締役会での改善決定、株主への報告、必要に応じた行政との協議という流れで整理をしております。答弁は以上です。

○2番（望月一将君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 望月議員。

○2番（望月一将君） 答弁ありがとうございます。

本事業は長期のエネルギー事業で、将来世代へも影響を与える可能性があります。

その観点から伺いたいのですが、もし事業の前提条件が大きく変化した場合に、行政として事業を見直す、あるいは止める判断を行う仕組みというものが、制度的には今はないという理解でよろしいでしょうか。

○副村長（牛越宏通君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 副村長。

○副村長（牛越宏通君） ただいまの質問についてお答えいたします。

先ほども申し上げたように、この事業はいくさかてらすは政策連携型事業として脱炭素先行地域作りの事業の中で行っております。

PPA事業ができなくなったということは、私は考えられないんですけれども、できなくならないように一生懸命社員も取り組んでおります。

もしなった場合というのは、この脱炭素先行地域づくり事業ができなくなるということです、その辺についてはしっかりと整理をしていかなければいけないと思います。その辺はしっかりと議員も認識をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

○2番（望月一将君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 望月議員。

○2番（望月一将君） 答弁の中でありました、例えばの話でPPA事業が立ち行かなくなった場合には、脱炭素先行地域作り事業自体もできなくなるということで、その判断が、環境省と選定委員会にのみ委ねられているという理解ででしょうか。

○副村長（牛越宏通君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 副村長。

○副村長（牛越宏通君） 脱炭素先行地域づくり事業についてはそうではありますが、事業全体の細部については、株式会社いくさかてらすについては、法人の中で将来を見据えながら、取締役会等で判断をしていくことでございます。

ですので、その時々状況の変化によって、いくさかてらすの経営に重大な支障があった場合についても、取締役会の中でしっかりと協議をして、ただ、今までやってきたPPA事業のいくさ

かてらすとして、かなりの財産があります。

その辺も含めた中で経営判断をしないとしなければいけないと考えております。

ですので仮定でどうなるかということは私からは申し上げられません。

もし具体的に何かありましたら、こういう時はどうするのかということがあったらお答えはできると思います。

仮定でのお答えは、差し控えさせていただきたいと思います。答弁は以上です。

○2番（望月一将君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 望月議員。

○2番（望月一将君） 答弁ありがとうございます。

おっしゃる通り、仮定での答弁はできないというようなところは理解できます。

私も勉強不足なところがあったようですので、もう一度しっかり精査をして、今後も統治や成果管理等が適切に行われているのかどうか、といったところも含めて注視をしていきたいと思えます。

では、2つ目の大きな質問に移ります。主食用米の安定供給に関する本村の対応について。近年、米の価格上昇が続く中、本村では教育委員会による子育て世帯支援の一環として米の配布が行われています。

職員の方からの説明では、今回の配布において、これまで申請のなかったような世帯からの申請が、若干増えているというようなことを聞きました。

こうした状況は、米価高騰が住民生活に影響を与え始めている。そういった可能性を示していると考えます。

本村は農業立村というものを掲げる自治体でもありますし、そこで現在の状況認識と今後の主食用米の確保について伺います。

1点目、米の価格の現状および今後の見通しについて、本村としてどのように認識しているのか。また今回の米の配布において、これまで申請のなかった世帯からの申請が若干増えたというような背景を、どのように分析しているのかを伺います。

○教育次長（藤澤保君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 教育次長。

○教育次長（藤澤保君） 2番、望月議員のご質問にお答えいたします。

現在教育委員会において実施しております本事業は、令和3年度より18歳以下の子育て世帯を対象に、子供子育て支援係とNPO法人ホットライン信州との共催により継続して実施しております。

今年度は2回実施し、無償提供いただいた米を活用し、2回目は対象107世帯のうち36世帯が利用し、1世帯あたり5キロのお米を配布いたしました。

米の不作や価格高騰といった社会情勢の影響はあるものと認識しておりますが、現時点では希望割合に顕著な増減は確認されておられません。

希望は概ね全体の約3割で安定的に推移しております。

これは、本事業が単なる物資支援に留まらず、継続的な見守りや相談支援と一体となった取り組みであることも一因にあると考えております。

開始から5年が経過し、対象世帯の構成には一定の変化が見られますが、米配布の希望は令和3年度から変わらず、概ね3割で安定的に推移しております。

今後申請が増加した場合には、提供いただくお米の数量に限りがありますので、配布量の見直し

等を含めた対応の検討が必要になる可能性もあります。

しかしながら現時点では対象世帯数自体の減少も見込まれており、大きな変動はないものと認識しております。

今後も社会経済状況を注視しながら、必要な世帯へ適切に支援が行えるようやってまいりたいと考えております。以上、答弁いたします。

○2番（望月一将君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 望月議員。

○2番（望月一将君） 答弁ありがとうございます。

先ほどの答弁の中で、現時点では大きな影響はないというような認識という回答がありました。私が聴取した内容とは少しずれているのですが、次長がそういうふうにいるのであれば、理解します。

ただ、米価の高騰というものは事実としてありますし、先ほど午前中に平田議員からも公社の関連で、農家の減少や高齢化については議論があったと思います。

そういった複数な要因の中で、主食用米の担保ですとか供給体制というものは、構築をしっかりとしていくことが肝要かと思えます。

そこで、生坂村の農業公社が、こちらでも平田議員とちょっと重複はするかもしれないんですけども。公社が主食用米の確保や備蓄、供給調整を担う組織として、公社を強化していく考えがあるか伺います。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 再質問にお答えいたします。

農業公社を強化していく考えをとということでございますが、先ほど振興課長が平田議員のときに答弁した通りの内容でございまして、人的な問題、規模の問題、色々なことを研究しながら、今後農業公社も重要な組織でございますので、拡充できるのかどうかもしっかり研究をしていきたいと思えます。以上、答弁いたします。

○2番（望月一将君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 望月議員。

○2番（望月一将君） 答弁ありがとうございます。通告がずれてしまい、私の方でも質問がおかしくなっていました。申し訳ありません。

平田議員の一般質問の中でもありましたように、公社単独だけで役割を担うというところは、厳しい状況でもあります。

加えて振興課の方でも、農地の計画等を地域とともに進めているというようなところで、そういった観点のところから、提案をさせていただきたいのです。

こういった状況を、行政全体で支えていく視点も必要ではないかと考えます。

例えば、教育委員会では子育て世帯向けに米の配布を増しておりますが、高齢者世帯への同様の支援というものも必要性が出てくると思われます。

そういったことが起こる前に、「重層的支援体制整備事業」なども活用しながら、教育委員会や健康福祉課、振興課といった関係部署が連携して、横断的な支援体制を構築していくということも必要ではないかと考えます。

主食用米の安定供給という観点から、こうした庁内横断的な取り組みについて検討する考えは

あるか、最後に伺いたいと思います。

○健康福祉課長（松沢昌志君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（松沢昌志君） 重層的支援体制整備事業ということで、私の方からお答えをさせていただきます。

この事業自体は、既存の支援体制をうまく組み合わせるというものでありまして、新たに枠が広がるというような考えでは基本的にはございません。

ですので、子育て関係で行っている食糧配布については子育て関係でとなりますけれども、例えばそこに高齢者のいる世帯がいるようでしたら、その世帯自体に「何が問題なのか」をしっかりと把握した上で解決策を打っていくというような事業で、一体的というのはそういう意味での一体的であります。

ですので例えば、高齢者世帯が今、食料でお困りだということでしたら、まず収入がしっかりあるかないか。もし、家庭全体で収入がなければ、それなりの政策の方に結びつけてけいかなければいけませんし、収入はあるんだけれども食用に回すお金がないということでしたら、その使い道に関して何かの支援がないかというような、そういった意味で総合的に支援をしていく事業となります。

ですので、その家庭に合わせました事業支援策を模索していくということでありますので、その辺はご理解をいただきたいと思います。以上で答弁とさせていただきます。

○2番（望月一将君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 望月議員。

○2番（望月一将君） 答弁ありがとうございました。また通告にないところで突然質問してしまい申し訳ありません。

その中でも答弁いただいてきまして、重層的支援体制整備事業についても、私なりに勉強が足りないなというところはわかりましたので、今後もそういったところも勉強しながらやっていきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（藤澤幸恵君） ここで休憩にしたいと思います。再開は、15時20分とします。

休憩	午後15時09分
----	----------

再開	午後15時20分
----	----------

○議長（藤澤幸恵君） 再開します。次に8番、市川議員。

○8番（市川壽明君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 市川議員。

○8番（市川壽明君） 8番の市川です。私は2030年代を見据えた諸課題の対応について伺いたいと思います。

本日の質問者のとりを飾らせていただきますが、答弁を用意される理事者の皆さんには、構えずテンションを和らげて臨んでいただいて結構です。

と申しますのは、前段においては、村民の皆さんが普段案じられている諸問題をいつどのように行政対応しようとしているのか、議論というより意見交換のレベルでの論議でありますけれども、率直に伺い、考えを聞きたいという趣旨であります。

通告よりやや膨らました質問にもなるかもしれませんが、カジュアルな対話のつもりでの答弁をお願いします。

最初に、現在第6次総合計画に基づいた村作り計画に臨んでいる村政運営は、いよいよ後半に入り、残り4年を残す新年度を迎えようとしています。

その総合計画に掲げ進めてきた行政全般の事業が、予定通りの進捗状況にあるか、まず現況の確認のために、その現況と新たに見えてきた検討課題と感じられているものがあつたら、合わせて村長に伺いたいと思います。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 8番 市川議員のご質問にお答えをいたします。

第6次総合計画の各事業の進捗状況についてというご質問でございますが、生坂村第6次総合計画につきましては、将来像「確かな暮らしを明日に繋ぎ、明るく健やかに生きる村」の実現に向け、5つの基本目標ごとに施策を体系的に推進しているところでございます。

現時点における進捗状況につきまして、総括的に申し上げたいと思います。

まず教育委員会所管分野では、令和7年3月策定の「生坂村子ども計画」に基づき、こども家庭センターを設置し、切れ目のない子育て支援体制を整備しております。

学校教育では令和6年度から小中一貫教育を開始し、特色ある教育の推進に取り組んでいるところでございます。

今後はその効果検証を踏まえ、義務教育学校化も視野に入れた教育環境のあり方について検討を進めてまいります。

社会教育、生涯学習では、スポーツフェスティバル等を通じた多世代交流を推進し、文化財保存や施設活用についても計画に沿って対応しております。

新たな文化ホール整備は困難であるものの、学校施設開放など既存施設の有効活用により対応してまいりたいと考えております。

健康福祉課所管分野では、特定健診や各種検診、健康教室の実施など、保健事業を継続し、重症化予防や健康増進に取り組んでおります。

福祉分野では、介護認定率や認知症サポーター数などの指標が中間目標を上回るなど、概ね順調に推移しており、就労の場の確保など一部課題はあるものの、全体として良好な状況でございます。

住民課所管分野では、環境美化活動や分別収集体制の安定運用により、計画に基づく環境施策を継続しております。

人権施策では相談体制と啓発活動を維持し、安心して暮らせる地域づくりを進めております。

税務関係では収納率は安定的に推移し、自主財源の確保に努めております。

後期高齢者医療制度も広域連合と連携し、適正に運営しているところでございます。

やまなみ荘につきましては、公費負担を伴うものの、今年度改修工事を行い、高齢者福祉と交流

拠点の両面から重要な公共施設として、利用回復を図りながら持続可能な運営に努めております。

歯科診療所や就労支援等も地域基盤として安定的に実施しているところでございます。

産業振興、生活基盤整備、安全安心対策を担う振興課所管分野では、農業において地域計画に基づく農地集積や基盤整備、新規就農支援等を進め、持続可能な農業経営の確立に取り組んでおります。

林業分野でも森林整備や治山対策を計画的に実施しております。

商工観光では、商工会等と連携した事業者支援や事業承継支援、やまなみ荘や道の駅「いくさかの郷」を拠点とした観光振興、特産品のPR強化により交流人口の拡大と地域経済の活性化を図っているところでございます。

道路、住宅施策、空き家対策、有害鳥獣対策、防災・減災対策も着実に推進しており、産業振興と住環境整備を両輪として概ね計画に沿った取り組みを進めているところでございます。

総務課所管分野では、村営バスの運行により交通不便者の移動手段確保に努めておりますが、人口減少等の影響により利用者数は中間目標に届いておらず、持続可能な運営体制の構築が課題となっております。

公営住宅、空き家バンクは需要が増加し、中間目標を上回る成果も見られます。

交通安全、防犯、消防、防災体制の充実、消防団処遇改善など安全対策も推進しております。

さらに情報発信の強化、ICT活用、村政懇談会の充実、地域協働の推進、行財政改革の取り組みなど、持続可能で開かれた村政運営を務めているところでございます。

以上の通り、各分野において一部に課題はあるものの、大きな方向性の逸脱や著しい停滞はなく、概ね計画に沿った進捗であると認識しております。

残りの計画期間におきましても、人口減少や財政制約などの社会情勢を踏まえつつ、事業の優先度を見極めながら持続可能性の確保に努め、将来像の実現に向け着実に取り組んでまいりたいと考えております。以上、答弁いたします。

○8番（市川壽明君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 市川議員。

○8番（市川壽明君） 懸命な進捗状況にあるというふうに伺いまして、安心をするわけであります。

そんな中で、脱炭素推進事業は当初計画になく、令和4年度から検討が始まって、5年度から先行地域として本格実施の取り組み計画かと思いますが、村として超大型事業の導入・執行により本来の事業計画に何らかの影響は出ていないのか。果たして相当の職員増員体制で臨まれているのか。一部に過重負担となっていないかなど色々懸念するのですが、職場として忙しく精神的ゆとりが持てない状況なのではないか。

そんな観点はいかがでしょうか。感じる場所があったら簡潔にお願いしたいと思います。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 再質問にお答えいたします。

過重負担の状況はあるかということでございますが、脱炭素先行地域づくり事業は議員ご指摘の通り大きな事業でございまして、職員を増員して対応をしているところでございますが、仕事が増えているということは否めないかと考えております。

職員の労働環境も注視しながら、各部署で管理職が中心に職員の状況を考え、来年度は当初予算

に計上させていただいておりますが、産業医もお願いしながら労働環境の維持、改善を進めていきたいと考えております。以上、答弁いたします。

○8番（市川壽明君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 市川議員。

○8番（市川壽明君） そのような現況のもとに浮き彫りになってきた問題があるとすれば、次期の第7次総合計画の課題として向き合わなければならないと思うのですが、村民から聞こえる声から私が課題と思う事案について、将来の方向性などを模索されているか伺いたいと思います。

以下の数点の事案を個々に分けて伺いますが、実際的な検討時期にまだあるものではないと思いますので、答えられる範囲で、理事者の個人的な将来構想でも結構ですので聞かせてほしいと思います。

ここは村長指名ということにはこだわりませんので、他の課長の皆さんでも結構です。

事案の1つ目は、役場庁舎や駐車場の狭さの解消策を、何か具体的に考えられていられるか。48年の時代の変遷を経て新しい行政サービスが増え、職員増となる背景があるわけですが、これまで対応として事務机を小型化にするスペース確保の仕方で、到底ゆとりのない実情ではないかというふうにいつも私は見ているわけですが、また庁舎裏の駐車場も、電気設備等の設備増により駐車スペースが減少する一方で、果たして解決策を何か考えておられるか。答弁をお願いします。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 8番 市川議員の質問にお答えをいたします。

役場庁舎および駐車場の狭さの解消策についてというご質問でございますが、役場庁舎および駐車場の狭隘化につきましては、来庁者の利便性向上、職員の業務効率、さらには災害時における対策本部機能の確保という観点からも重要な課題であると認識をしております。

現在の庁舎は建設当時の行政需要を前提に整備されたものであり、平成21年度には耐震化改修工事を実施しておりますが、その後の行政需要の増加や住民サービスの多様化により、執務スペースや相談スペースの不足が生じております。

また、駐車場につきましても通常時は概ね対応できておりますが、会議や行事開催時には不足する場面があり、高齢者や障害をお持ちの方への配慮の観点からも改善の必要性を感じております。

中長期的には庁舎周辺の土地利用の再整理や隣接地の活用の可能性、公共施設全体の配置計画との整合、将来人口推計を踏まえた規模の適正化などを検討し、拡張ありきではなく費用対効果を十分に検証していかなければと考えているところでございます。以上、答弁いたします。

○8番（市川壽明君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 市川議員。

○8番（市川壽明君） 2つ目に、「いくさかの郷」の職員および繁忙期の来客者の対応の駐車場確保の問題はいかがでしょうか。

状況説明は省略しますが、解決策をどのような形態で実現化を図ろうとされているのかを伺わさせていただきますと思いますが、いかがでしょうか。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） いくさかの郷の駐車場対策についてというご質問でございますが、道の駅いくさかの郷につきましては、議員ご指摘の通り繁忙期には来訪者が集中し、駐車場不足が生じている場合がございます。

現在は臨時駐車場の活用等により対応しておりますが、動線や案内方法など改善の余地があると認識をしております。

今後は繁忙期の誘導體制の強化、臨時駐車場の明確化と周知の徹底、周辺未利用地の一時活用の可能性について考えてまいりたいと思っております。以上、答弁いたします。

○8番（市川壽明君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 市川議員。

○8番（市川壽明君） これはちょっと解決策が見えないような気がしますが、例えば当初の道の駅の建設対象エリア、県道の北側になるんですが、先ほども他の議員の提案もございましたが、私はここ一帯を「コミュニティープラザ」目的の公共施設建設ということを提案して、まず農振の除外を図るというところから手を付ければ、そこに色々な村民の期待する施設、喫茶店だとか広場的にも、ライブなどを村でも開催できたらいいなという声もありますし、いざという時はそういうものであれば駐車場も可能ではないかというふうに思います。

これは提案ですので特に答弁を求めるものではございませんが、こういうふうに私はちょっと構想を練って広げてみました。

次に3つ目に、小学校の将来像。先ほどもございましたが、複式学級の現実性と共に、いずれは小中校舎の統合も覚悟せざるを得なくなるのではないかと。

合わせて給食センターの付属施設も、閉鎖しなければならないということも含んで、大きな問題かと思いますが関係機関で考えがございましたら。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 小学校校舎の将来像についてというご質問でございますが、先ほど教育長も答弁したように令和6年度より小中一貫教育が開始しており、生坂村保小中一貫教育研究検討協議会の最終報告では、将来的な小学校の移転と義務教育学校への移行も視野に入れた施設整備が望ましいとの提言がなされております。

その中で、一貫教育の導入から一定期間が経過することから、その教育効果を検証した上で検討を開始する予定でございます。

児童数の推移、教育の効果、財政負担、将来世代への影響を総合的に判断しまして、段階的かつ慎重に行うように考えているところでございます。以上、答弁いたします。

○8番（市川壽明君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 市川議員。

○8番（市川壽明君） 小学校の問題は統合的になると、今度は現小学校の跡利用が大きな課題となるわけで、何の用途に活用するか。非常に時間も労力も要する問題が伴っていますので、これも新年度から検討に入るとのことでございますが、合わせて次の第7次総合計画の目玉的な要素になるのではないかとというふうに私も捉えています。

これも私の案の一部ですが、小学校等を増設するには、先ほど申し上げたように複式学級がま

ず前提の時期になるかと思うんですが、そうすると大きくは3つの教室があれば、小学校部門は収容できるかと思います。

そこに多少余裕を持たせて、一部和室などを残しながらのリノベーション校舎の模索を、専門分野に協力をいただいて検討してみたらどうかと思っております。これも答弁必要ございませんので。

次に4つ目に、将来の村営診療所も、ことのいかんで覚悟が必要となるのではというふうに思います。

過疎計画にも事業名が伺えましたので、村営設置の折にはどこにどのような地域医療体制の絵を描きたいのか、聞かせていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 将来の村営診療所の設置についてというご質問でございますが、村営診療所を新設する場合の最大の課題は、常勤医の確保でございます。

本村は中山間地域に位置しており、医師確保は極めて困難な状況であると考えます。

また、医師給与や看護師配置、医療機器の整備、施設維持費などを含めると、多額の財政負担が見込まれ、診察報酬のみでの収支の均衡は困難であると考えます。

さらに医療安全体制の確保や、24時間対応体制の構築も大きな課題と捉えているところです。以上、答弁いたします。

○8番（市川壽明君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 市川議員。

○8番（市川壽明君） 診療所の件につきましては、今どこら辺にという地域の答弁がございましたが、やはり健康管理センター周辺というふうに考えられているということでしょうか。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 再質問にお答えいたします。

やはり上生坂の健康管理センターの場所、また管理センターの一室を使うことも可能か、研究はしてみないと分かりませんが、私の考えは市川議員と似ているところはございます。以上、答弁いたします。

○8番（市川壽明君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 市川議員。

○8番（市川壽明君） 色々ご答弁いただきまして、ひとつ冒頭に申し上げましたように、意見交換というレベルでの話です。

これまでの議論を交わした事案は、私個人の観点で描いた対象について、概念をご答弁いただいたわけで、その回答をそれぞれ理解いたしました。

ここから、本題の核心の問題に入るわけですが、少し視点を転じていただきたいんですが。私は最近村民との会話の中で、政治に関わるものとして心に重く感じる貴重な機会に巡り合いました。それは、対話相手は、それぞれに村民と向かい合っていてボランティア活動をされている複数の女性の声ですが、「こんな村であつたらいいね」という声と「村にこんなものがあつたらいい

な」という声に遭遇したわけであります。

それは村政に求められている個々の要求と捉えるより、村のあり方を直視された「気軽に明日を語り合える場がほしいね」とする、村民が希望や楽しみを持てる暮らしを実現できないか、という心境からの側面という風に強く伺えたのであります。

言い換えれば、みんなで語り合いたい村作り。そういう気持ちを持った村民の存在を知ったわけでありましたが、村当局や業者は今、脱炭素先行地域づくりの大型事業に懸命になっていらっしゃるけれども、村民の多くはこうしたハード面が主要な大事業の進行にして、明日の希望が見える実感がなくて、物価高に身をすくめさせられ、物騒な国内外での強権政治の実感に心痛める生活環境に追われて、ソフト面の社会発展の観点からしたら、行政と住民感覚に乖離を感じられている現実感が私はあります。

ですからまさに、村民の日々の暮らしの中から湧き起こっている心の叫びではないかというふうには私は捉えています。

具体的に、さっきも一部申し上げましたが、「喫茶店が道の駅のそばにほしいね」、「オーガニック野菜の販売コーナーができれば」、また「たまにはライブもやれる広場があったら」とか「メルカリショップもいいね」などの声が聞かれています。

そこで次期、第7次総合計画の始まる前に、村民自ら集う村作りを語る会。

このような組織を協議会的なものを、行政と共に設置して共同で取り組むことは実質的有效策となるのではないかと。

そしてできる場所は早期に実施に移しつつ、時間の必要なものは然るべき時に振興計画に反映させていくという、我が村生坂ならではの行政運営が、今求められていることを認識していただきたいわけですが、村長、いかが聞き取れますでしょうか。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 仮称の「村づくりを語ろう会」の設置についてのご質問でございますね。

現在、当村におきましては、第6次総合計画を政策の根幹に据え、第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略および村づくり計画を実施計画として位置づけまして、村民の皆様のご理解とご協力をいただきながら持続可能な村政運営を進めているところでございます。

市川議員ご提案の、2030年代を見据えた住民参加型の研究協議組織、いわゆる「村づくりを語ろう会」の設置につきましては、その趣旨は十分理解するところでございます。

しかしながら、現行の総合計画の策定にあたりまして、議員各位をはじめ村内関係団体の代表者や村民公募委員で構成する「生坂村振興計画審議会」において、幅広い視点からご意見をいただきながら協議策定を行ってまいりました。

令和12年度、2030年から始まる次期総合計画の策定におきましても、同様に審議会方式により住民参加の機会を確保しながら進めていく予定でございます。

現時点におきましては、新たに増設の研究協議組織を設置する考えはございませんが、引き続き多様なご意見を丁寧に向いながら、将来を見据えた村づくりに取り組んでまいりたいと考えております。以上、答弁いたします。

○8番（市川壽明君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 市川議員。

○8番（市川壽明君） 村づくり振興計画審議会については、冊子にも全部連ねてございます

が、毎回実施のほぼ1年半前から取り組んでいられるかと思うんですが、一番ベースとなるのはやはり庁内の課長会議なりから作り上げているのではないかと思います。

そういうもう一つ前の段階として、この村民が自ら意欲を持って、さっき申し上げたような「こんな村だったらいいね」という声が出ているという、この時を好機と捉えて活用していくという方法がいいのではないかとということで、今回取り上げております。

必ずしもこの方法は行政が加わらなくても、例えば議会でやったらどうだっていう考え方もあるかと思いますが、住民団体の、例えば、あげていいかどうか分かりませんが、私はよく女性の言葉が耳に届くので、女性の会などが主体となってやり、そういうところに行政はアドバイザー的に派遣するくらいの構えがほしいと思うんですが。

そうした考えがないかという問題が1つと、次期第7次総合計画は、さっき申し上げたように1年半くらい前、ほぼ2年前からということになれば、令和10年の秋頃から始まるのではないかと思います。残念ながらこの頃に私共の任期が終わって、今の議会の我々の意見が申し上げられる場がない。

次の議会の仕事として、審議委員にメンバーとして挙げられるのではないかっていう段階でもあるわけです。

ですからさっきも申し上げたように、住民の中から声が沸き出てる時をやはりチャンスと捉えないと。

実は前回も3名ほど住民から公募されたようですが、必ずしも応募されたのかちょっと疑問視されるくらいに、住民にとっても意欲のある人と、ちょっと関心がない、あるいは忙しさという色んな条件がございますので、声の出す人を、大事にしていくことが必要なんじゃないかというふうに思います。

そうした上で、2030年代を見据えた諸課題の対応としても、また住民が主人公の自律した心豊かな村づくりの方向性を見出せて、明日に向かって共に生きる源泉となるものと私は確信しています。

先ほど申したように、行政がどういうふうな関わり方をするのか、支援の形態を行政サイドも研究をしていただきたい。

私共も、議会の皆さんとこういう意見交換をしていきたいと思いますので、歩調を合わせて響き合う、将来この村に暮らす若者や新しい移住者も、生き生きと暮らしやすい夢のある村政への発展の手段の1つに値するものと信じて、再度理解を求めつつ答弁される言葉がございましたら、いただきたいと思います。

最後の質問にしたいと思います。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 再質問にお答えいたします。

市川議員の言われる通り、多くの村民の皆様のご意見を拝聴しながら第7次総合計画を策定することは、重要なことと私も考えております。

ただ、総合計画は生坂村の10年間の政治運営の根幹をなすものでございます。

その根幹をなすものが、やはり村政運営を仕切る執行側がある程度関わらないと、総合計画は策定できないと私は考えております。

そういう中で、多くの村民の皆様のご意見を取り入れながら、より良い総合計画を策定してまいりたいと思います。以上、答弁といたします。

○8番（市川壽明君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 市川議員。

○8番（市川壽明君） 先ほど申し上げましたが、やはり前段階としての1つの取り組みということで提案申し上げたわけではありますが、有効策、その1つとしてぜひ真剣な検討をいただけたらと思います。以上で質問終わります。

○議長（藤澤幸恵君） 以上で一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（藤澤幸恵君） 以上で本日の日程は全て終了しました。
次の本会議は、17日火曜日の午後1時30分から再開します。
本日はこれにて散会いたします。

○議長（藤澤幸恵君） 起立。礼。ご苦労さまでした。

散会 午後3時56分

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和8年3月10日

議 長 藤澤 幸夷

署名議員 宇田 勝章

署名議員 市川 寿明

令和 8 年第 1 回 生坂村議会定例会議事録（3 月定例会）

9 日目（3 月 17 日）

○追加日程

人事案 10 件

- ・生坂村農業委員会委員の任命について

補正予算案 8 件

- ・令和 7 年度生坂村一般会計補正予算【第 8 号】
- ・令和 7 年度生坂村営バス特別会計補正予算【第 1 号】
- ・令和 7 年度生坂村福祉センター特別会計補正予算【第 2 号】
- ・令和 7 年度生坂村国民健康保険特別会計補正予算【第 2 号】
- ・令和 7 年度生坂村介護保険特別会計補正予算【第 4 号】
- ・令和 7 年度生坂村後期高齢者医療特別会計補正予算【第 2 号】
- ・令和 7 年度生坂村簡易水道事業会計補正予算【第 4 号】
- ・令和 7 年度生坂村下水道事業会計補正予算【第 2 号】
- ・総括質疑

○追加日程 2

- ・発議第 1 号「生坂村議会委員会条例の一部を改正する条例案」
- ・発議第 2 号「生坂村議会会議規則の一部を改正する規則案」・追加された議案の質疑

・ 会議録署名議員の指名	6 P
・ 議事日程の追加	6 P
・ 追加議案提案理由の説明	7 P
・ 追加議案の朗読説明	9 P
・ 総括質疑	12 P
・ 議事日程の追加 2	13 P
・ 追加 2 発議の朗読説明	13 P
・ 追加 2 総括質疑	13 P
・ 散会	14 P

令和8年第1回 生坂村議会定例会

令和8年3月17日 午後1時30分 再開

議 事 日 程 【9日目】

日程	議案番号	事 件 名	備 考
		再 開	
1		会議録署名議員の指名	
		(追加議案の提出)	
		散 会	

令和 8 年第 1 回 生坂村議会定例会

令和 8 年 3 月 17 日

追 加 議 事 日 程

【 9 日 目 ー 追 1 】

日程	議案番号	事 件 名	備 考
1	議案第22号	生坂村農業委員会委員の任命について	
2	議案第23号	生坂村農業委員会委員の任命について	
3	議案第24号	生坂村農業委員会委員の任命について	
4	議案第25号	生坂村農業委員会委員の任命について	
5	議案第26号	生坂村農業委員会委員の任命について	
6	議案第27号	生坂村農業委員会委員の任命について	
7	議案第28号	生坂村農業委員会委員の任命について	
8	議案第29号	生坂村農業委員会委員の任命について	
9	議案第30号	生坂村農業委員会委員の任命について	
10	議案第31号	生坂村農業委員会委員の任命について	
11	議案第32号	令和 7 年度生坂村一般会計補正予算（第 8 号）	
12	議案第33号	令和 7 年度生坂村営バス特別会計補正予算（第 1 号）	
13	議案第34号	令和 7 年度生坂村福祉センター特別会計補正予算（第 2 号）	
14	議案第35号	令和 7 年度生坂村国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）	
15	議案第36号	令和 7 年度生坂村介護保険特別会計補正予算（第 4 号）	
16	議案第37号	令和 7 年度生坂村後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)	
17	議案第38号	令和 7 年度生坂村簡易水道事業会計補正予算【第 4 号】	
18	議案第39号	令和 7 年度生坂村下水道事業会計補正予算【第 2 号】	
19		総括質疑	

令和8年第1回 生坂村議会定例会

令和8年3月17日

追 加 議 事 日 程

【9日目－追2】

日程	議案番号	事 件 名	備 考
1	発議第1号	生坂村議会委員会条例の一部を改正する条例案	
2	発議第2号	生坂村議会会議規則の一部を改正する規則案	
		質疑	

出席議員（８名）

1 番	進 藤 彩 君	2 番	望 月 一 将 君
3 番	島 幸 恵 君	4 番	山 本 吉 人 君
5 番	藤 澤 幸 恵 君	6 番	太 田 譲 君
7 番	平 田 勝 章 君	8 番	市 川 壽 明 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

地方自治法第121条の規定により朗読のため出席した者の職氏名

村 長	藤 澤 泰 彦 君	振 興 課 長	眞 島 弘 光 君
副 村 長	牛 越 宏 通 君	住 民 課 長	坂 爪 浩 之 君
総 務 課 長	中 山 茂 也 君	健康福祉課長	松 沢 昌 志 君
教 育 長	藤 澤 正 司 君	教 育 次 長	藤 澤 保 君

事務局職員出席者

議会事務局長	平 林 邦 寿 君	書 記	田 中 翔 太 君
--------	-----------	-----	-----------

開議 午後 1 時30分

○議長（藤澤幸恵君） 起立。礼。着席してください。

◎再開

○議長（藤澤幸恵君） これより令和 8 年第 1 回、生坂村議会定例会を再開します。

○議長（藤澤幸恵君） 本日の会議に先立ちまして申し上げます。

本定例会は、感染症予防対策のため、適宜、休憩、換気を行い、マスクの着用については個人判断とします。

◎議事日程の報告

○議長（藤澤幸恵君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付してある通りです。

◎日程 1 ・会議録署名議員の指名

○議長（藤澤幸恵君） 日程 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、1 番 進藤議員、2 番 望月議員を指名します。

◎議事日程の追加

○議長（藤澤幸恵君） お諮りします。お手元に配付してある日程の他に、理事者より提出されております、議案第22号から議案第31号までの 生坂村農業委員会委員の任命について

議案第32号 令和 7 年度生坂村一般会計補正予算（第 8 号）

議案第33号 令和 7 年度生坂村営バス特別会計補正予算（第 1 号）

議案第34号 令和 7 年度生坂村福祉センター特別会計補正予算（第 2 号）

議案第35号 令和 7 年度生坂村国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

議案第36号 令和 7 年度生坂村介護保険特別会計補正予算（第 4 号）

議案第37号 令和 7 年度生坂村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

議案第38号 令和 7 年度生坂村簡易水道事業会計補正予算（第 4 号）

議案第39号 令和 7 年度生坂村下水道事業会計補正予算（第 2 号）

の人事案10件、補正予算案 8 件の、計18件を追加したいと思います。

ご異議ございませんか。

(異議無しの声あり)

異議なしと認めます。

よって議案第22号から議案第39号までの18件を日程に追加します。追加議事日程を配付しますので、しばらくお待ちください。

◎追加議案の提案理由の説明

○議長（藤澤幸恵君） ここで、理事者より追加議案の提案理由の説明を求めます。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） それでは、3月定例会の会期中に毎年度お願いしております今年度の補正予算案などに付きまして、ご説明をさせていただきご審議をお願いするものでございます。

議案の説明につきましては、人事案件10件、予算案8件の計18件であります。

議案第22号～議案第31号 生坂村農業委員会委員の任命について

議案第22号から31号の人事案については、任期期間が令和8年5月18日から令和11年5月17日までの間の生坂村農業委員会の委員を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき議会の同意を求めるものであります。

議案第32号 令和7年度生坂村一般会計補正予算（第8号）

この予算案は、既定額から歳入歳出1億2571万5000千円を減額し、総額を36億9847万5000円とし、地方債の借入限度額を2280万円減額し、繰越明許費の経費を定める補正予算であります。主な内容は、歳入では減額で国庫支出金3695万2000円、繰入金1億2667万1000円、地方債2280万円、増額で村税856万6000円、地方交付税3457万3000円などであります。歳出では減額で総務費5296万8000円、民生費1660万4000円、衛生費4868万2000円、増額で、農林水産業費1263万1000円となっております。

議案第33号 令和7年度生坂村営バス特別会計補正予算（第1号）

この予算案は、規定額から歳入歳出50万円を減額し、総額を5400万円とする補正予算であります。

主な内容は、歳入で繰入金183万5000円を減額し、繰越金133万5000円を増額、歳出では総務費74万1000円を減額し、運行費を32万2000円増額しております。

議案第34号 令和7年度生坂村福祉センター特別会計補正予算（第2号）

この予算案は、規定額から歳入歳出60万8000円を減額し、総額を1億732万4000円とする補正予算であります。

主な内容は、歳入で使用料および手数料280万円を増額し、繰入金340万8000円を減額、歳出では経営管理費を60万8000円減額しております。

議案第35号 令和7年度生坂村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

この予算案は、規定額から歳入歳出5379万8000円を減額し、総額を1億9789万2000円とする補正予算であります。

主な内容は、歳入で国民健康保険税82万4000円、県支出金5516万7000円、繰入金144万2000円をそれぞれ減額し、繰越金270万3000円を増額。歳出では保険給付費5737万5000円減額し、基金積

立金を395万9000円増額しております。

議案第36号 令和7年度生坂村介護保険特別会計補正予算（第4号）

この予算案は、規定額に歳入歳出53万5000円を増額し、総額を2億9403万8000円とする補正予算であります。

主な内容は、歳入で国庫支出金642万円、支払基金交付金119万2000円を増額し、県支出金150万8000円、繰入金532万円を減額、歳出では地域支援事業費を30万円、基金積立金を21万4000円増額しております。

議案第37号 令和7年度生坂村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

この予算案は、規定額から歳入歳出188万7000円を増額し、総額を3709万5000円とする補正予算であります。

主な内容は、歳入で、後期高齢者医療保険料321万9000円を増額、繰入金132万1000円を減額し、歳出では後期高齢者医療広域連合納付金189万1000円を増額しております。

議案第38号 令和7年度生坂村簡易水道事業会計補正予算（第4号）

この予算案は、収益的収入では106万3000円増額し総額を7304万2000円とし、収益的支出では145万7000円減額し、総額を7635万9000円とし、資本的収入では220万円減額し、総額を6446万3000円、資本的支出では188万3000円減額し、総額を7001万7000円としております。

企業債の限度額を220万円減額し、総額を3830万円としております。

議案第39号 令和7年度生坂村下水道事業会計補正予算（第2号）

この予算案は、収益的収入では20万6000円減額し、総額を1億926万2000円とし、収益的支出では73万8000円減額し、総額を7866万2000円とし、資本的収入では40万円増額し、総額を483万5000円、資本的支出では170万6000円減額し、総額を5359万7000円としております。

以上の議案でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げ、議案の説明とさせていただきます。

○議長（藤澤幸恵君） 提案理由の説明が終わりました。

◎追加日程1・議案第22号 ～ 追加日程10・議案第31号

○議長（藤澤幸恵君） 追加日程1、議案第22号から追加日程10、議案第31号 生坂村農業委員会委員の任命についての10件を 一括議題にしたいと思います。

ご異議ございませんか。

（異議無しの声あり）

異議なしと認め、議案第22号から議案第31号までの10件を一括議題にします。

○総務課長（中山茂也君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 総務課長。

○総務課長（中山茂也君） （総務課長 朗読説明）

○議長（藤澤幸恵君） 以上で、議案の朗読説明を終わります。

◎追加日程11・議案第32号

○議長（藤澤幸恵君） 追加日程11、議案第32号 令和7年度 生坂村一般会計補正予算（第8号）を議題にします。 担当者の朗読説明を求めます。

○総務課長（中山茂也君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 総務課長。

○総務課長（中山茂也君） （総務課長 朗読説明）

○住民課長（坂爪浩之君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 住民課長。

○住民課長（坂爪浩之君） （住民課長 朗読説明）

○健康福祉課長（松沢昌志君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（松沢昌志君） （健康福祉課長 朗読説明）

○振興課長（眞島弘光君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 振興課長。

○振興課長（眞島弘光君） （振興課長 朗読説明）

○教育次長（藤澤保君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 教育次長。

○教育次長（藤澤保君） （教育次長 朗読説明）

○議長（藤澤幸恵君） 以上で、議案の朗読説明を終わります。

○議長（藤澤幸恵君） ここで換気のため休憩とします。再開は15時15分とします。

休憩	午後3時 02分
----	----------

再開	午後3時 15分
----	----------

◎追加日程12・議案33号

○議長（藤澤幸恵君） 再開します。追加日程12、議案第33号 令和7年度生坂村営バス特別会計補正予算（第1号）を議題にします。
担当者の朗読説明を求めます。

○総務課長（中山茂也君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 総務課長。

○総務課長（中山茂也君） （総務課長 朗読説明）

○議長（藤澤幸恵君） 以上で、議案の朗読説明を終わります。

◎追加日程13・議案第34号

○議長（藤澤幸恵君） 追加日程13、議案第34号 令和7年度生坂村福祉センター特別会計補正予算（第2号）を議題にします。 担当者の朗読説明を求めます。

○住民課長（坂爪浩之君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 住民課長。

○住民課長（坂爪浩之君） （住民課長 朗読説明）

○議長（藤澤幸恵君） 以上で、議案の朗読説明を終わります。

◎追加日程14・議案第35号 ～ 追加日程15・議案第36号

○議長（藤澤幸恵君） お諮りします。追加日程14、議案第35号 令和7年度生坂村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）と、追加日程15、議案第36号 令和7年度生坂村介護保険特別会計補正予算（第4号）の以上2件を一括して議題にしたいと思います。

ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認め、議案第35号と議案第36号の2件を一括して議題にします。
担当者の朗読説明を求めます。

○健康福祉課長（松沢昌志君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（松沢昌志君） （健康福祉課長 朗読説明）

○議長（藤澤幸恵君） 以上で、議案の朗読説明を終わります。

◎追加日程16・議案第37号

○議長（藤澤幸恵君） 追加日程16、議案第37号 令和7年度生坂村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題にします。担当者の朗読説明を求めます。

○住民課長（坂爪浩之君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 住民課長。

○住民課長（坂爪浩之君） （住民福祉課長 朗読説明）

○議長（藤澤幸恵君） 以上で議案の朗読説明を終わります。

◎追加日程17・案第38号 ～ 追加日程18・案第39号

○議長（藤澤幸恵君） お諮りします。追加日程17、議案第38号 令和7年度生坂村簡易水道事業会計補正予算（第4号）と追加日程18、議案第39号 令和7年度生坂村下水道事業会計補正予算（第2号）の以上2件を、一括して議題にしたいと思います。

ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認め、議案第38号と議案第39号の2件を一括して議題にします。
担当者の朗読説明を求めます。

○振興課長（眞島弘光君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 振興課長。

○振興課長（眞島弘光君） （振興課長 朗読説明）

○議長（藤澤幸恵君） 以上で、議案の朗読説明を終わります。

◎追加日程19・総括質疑

○議長（藤澤幸恵君） 追加日程19、これより総括質疑に入ります。

追加日程1、議案第22号から追加日程10、議案第31号までの人事案10件、追加日程11、議案第32号から追加日程18、議案第39号までの補正予算案8件について、総括質疑のある方の発言を許します。

質疑はありませんか。

質疑なしと認め、総括質疑を終結します。

◎議事日程の追加

○議長（藤澤幸恵君） お諮りします。お手元に配付してある日程の他に、本日、議会運営委員長より提出されている発議第1号「生坂村議会委員会条例の一部を改正する条例案」と、発議第2号「生坂村議会会議規則の一部を改正する規則案」の併せて2件を追加したいと思います。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

よって、発議2件を日程に追加します。追加日程を配付しますので、しばらくお待ちください。

◎追加日程2－1・発議第1号 ～ 追加日程2－2・発議第2号

○議長（藤澤幸恵君） お諮りします。本日、議会運営委員長より提出されております追加日程2－1、発議第1号 生坂村議会委員会条例の一部を改正する条例案と追加日程2－2、発議第2号 生坂村議会会議規則の一部を改正する規則案以上2件を、一括して議題にしたいと思っております。

ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認め、追加日程2－1、発議第1号と、追加日程2－2、発議第2号を一括して議題にします。議会運営委員長の朗読説明を求めます。

○議会運営委員長（太田譲君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 太田議員。

○議会運営委員長（太田譲君） （議会運営委員長 太田議員朗読説明）

○議長（藤澤幸恵君） 以上で議案の朗読説明を終わります。

◎追加日程2・総括質疑

○議長（藤澤幸恵君） 追加日程2－1、発議第1号と、追加日程2－2、発議第2号について朗読説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑のある方の発言を許します。

○議長（藤澤幸恵君） なければ質疑を終わります。

◎散会

○議長（藤澤幸恵君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

次の本会議は、明日18日水曜日の午後1時30分から再開し、委員長報告及び、本日提出された追加議案の討論・採決等を行います。

本日はこれにて散会いたします。

○議長（藤澤幸恵君） 起立。礼。大変ご苦労様でした。

散会 午後 4時 18分

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和8年3月17日

議長 藤澤幸恵

署名議員 進藤 彩

署名議員 望月一将

令和 8 年第 1 回 生坂村議会定例会議事録（3 月定例会）

10 日目（3 月 18 日）

○委員長報告

○17 日に追加された議案の質疑、討論、採決

○追加日程

- ・ 発議第 3 号「簡易水道基盤強化のための令和 8 年度予算確保を求める意見書」
- ・ 発議第 4 号「消炎鎮痛剤や抗アレルギー薬など、薬の追加負担を行われないことを求める意見書」

○追加された議案の質疑、討論、採決

- ・ 議員派遣の件

・ 会議録署名議員の指名	5 P
・ 委員長報告 質疑	5 P
・ 委員長報告 討論	15 P
・ 委員長報告 採決	18 P
・ 17 日に追加された議案の質疑、討論、採決	23 P
・ 議事日程の追加、質疑、討論、採決	26 P
・ 閉会中の継続審査の申出	28 P
・ 村長あいさつ	29 P
・ 閉会の宣言	31 P

令和 8 年第1回 生坂村議会定例会

令和 8 年 3 月 18 日 午後 1 時 30 分 再開

議 事 日 程 【10日目】

日程	議案番号	事 件 名	備 考
		再 開	
1		会議録署名議員の指名	
2		委員長報告	
		質疑 ・ 討論 ・ 採 決	
3		17日に追加提出された議案についての討論、採決	
4		閉会中の継続審査及び調査の申出	
		閉 会	

令和 8 年第1回 生坂村議会定例会

令和 8 年 3 月 18 日

【10日目－追加1】

追 加 議 事 日 程

日程	議案番号	事 件 名	備 考
1	発議第 3 号	簡易水道基盤強化のための令和 8 年度予算確保を求める意見書	
2	発議第 4 号	消炎鎮痛剤や抗アレルギー薬など、薬の追加負担を行われないことを求める意見書	
		質疑・討論・採決	
		議員派遣の件	

出席議員（８名）

1 番	進 藤 彩 君	2 番	望 月 一 将 君
3 番	島 幸 恵 君	4 番	山 本 吉 人 君
5 番	藤 澤 幸 恵 君	6 番	太 田 譲 君
7 番	平 田 勝 章 君	8 番	市 川 壽 明 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

地方自治法第121条の規定により朗読のため出席した者の職氏名

村 長	藤 澤 泰 彦 君	振 興 課 長	眞 島 弘 光 君
副 村 長	牛 越 宏 通 君	住 民 課 長	坂 爪 浩 之 君
総 務 課 長	中 山 茂 也 君	健康福祉課長	松 沢 昌 志 君
教 育 長	藤 澤 正 司 君	教 育 次 長	藤 澤 保 君

事務局職員出席者

議会事務局長	平 林 邦 寿 君	書 記	田 中 翔 太 君
--------	-----------	-----	-----------

開議午後13時30分

○議長（藤澤幸恵君） 起立。礼。着席してください。

◎再開

○議長（藤澤幸恵君） これより令和8年第1回生坂村議会定例会を再開します。

○議長（藤澤幸恵君） 本日の会議に先立ちまして申し上げます。

本定例会は、感染症予防対策のため、適宜休憩換気を行い、マスクの着用につきましては個人判断とします。

◎議事日程の報告

○議長（藤澤幸恵君） これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、配付してある通りです。

◎日程1・会議録署名議員の指名

○議長（藤澤幸恵君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。
会議規則第125条の規定により、3番 島議員、4番 山本議員を指名します。

◎日程2・委員長報告

○議長（藤澤幸恵君） 日程2、この9日に提出し各常任委員会に付託しました、議案第1号から議案第3号の事件案3件、議案第4号から議案第13号までの条例案10件、議案第14号から議案第21号までの予算案8件、請願8第1号、陳情8第1号、陳情8第2号の併せて24件を一括して議題にし、各常任委員長の報告を求めます。

○議長（藤澤幸恵君） はじめに、総務建経常任委員長 望月議員。

○総務建経常任委員長（望月一将君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 望月議員。

○総務建経常任委員長（望月一将君） 2番、望月一将です。委員長報告を行います。

令和8年3月18日

生坂村議会議長、藤澤幸恵殿。

総務建経常任委員長、望月一将。

総務建経常任委員会審査報告

総務建経常任委員会は、3月9日の本議会において付託された事件案2件、条例案5件、予算

案4件の計11件について、3月11日午前9時より、役場2階会議室にて審査を行いました。出席委員は望月、進藤、太田、藤沢。行政側からは村長、副村長、総務課長、振興課長、村作り推進室長、各関係係長等の出席をえて慎重に審議いたしました。

本議会は予算案を含むため、連合審査の形式で実施しました。

審査の結果、全ての議案について全員賛成、原案の通り可とすべきものと決定いたしました。

以下に、主な質疑および審議の経過を、会議規則第76条の規定により報告をいたします。

議案第1号、過疎地域持続的発展計画の変更について

この議案は生坂村過疎地域持続的発展計画を変更するため、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項の規定により、議会の議決を求めるものです。

主な追加事業は、AI技術の活用、消防団員応援商品券、子育てアプリの活用、歯科診療所の運営委託、脱炭素事業関連です。

主な質疑は、パブリックコメントについて、周知期間が10日間と短い点や、ホームページ以外の周知方法の検討を求める意見が出されました。

また、財政指標に関しては、計画書6ページの平成27年度の公債費負担率の数値について、総務省公表値との相違を問う質疑があり、提出前に再度精査するとの説明がありました。

なお現時点において、総務省の公表値である18.3パーセントに修正されていることを委員長が確認をいたしました。

議案第2号、生坂村社会福祉施設他14施設の指定管理者の指定について

この議案は、生坂村社会福祉施設他14施設の管理運営を行う指定管理者を指定するに当たり、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

特に質疑はございませんでした。

議案第5号、生坂村行政手続き条例の一部を改正する条例案

この議案は、生坂村行政手続き条例の一部を改正するもので、不利益処分等の通知における工事方法を見直し、掲示や電子的方法による閲覧などの手続きを明確化するものです。

質疑は特にございませんでした。

議案第7号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

この議案は、令和7年度人事院勧告を踏まえた一般職の職員の給与条例のうち、通勤手当の改定に伴う条例の一部を改正する条例案です。

通勤手当の距離区分定額表を廃止し、規則で定める方式に変更するもので、新たに駐車場等利用に対する、月額5000円を上限とする補助規定が新設されました。

主な質疑は、通勤に高速道路を利用する場合、その費用は認められるかとの問いに、高速道路の利用料金に関する規定はなく、利用場合は職員の自己負担となるとの回答でした。

議案第12号、生坂村火入れに関する条例の一部を改正する条例案

この議案は、関係法令の改正に伴う条例の一部改正です。

具体的には、林野火災注意報等が発令された場合には、火入れを行うことができない旨を条例に明確化するために、改正を行うものです。

こちらも特に質疑はございませんでした。

議案第13号、生坂村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案について

この議案は、生坂村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正するもので、国の基準等に基づき、補償基準額や各種補償額の引き上げなどの見直しを行うものです。

特に質疑はございませんでした。

議案第14号、令和8年度生坂村一般会計予算

この予算案は、歳入歳出総額を36億4900万円とするもので、前年度と比較して4700万円の増額となっております。

当委員会所管の主な内容は、脱炭素地域作り推進事業、有害鳥獣対策事業、農業振興事業、農地活性化対策事業、地域活性化対策事業、CATV施設改修事業、防災関連事業などを計上したものです。

総務課関係で主な質疑は、村制70周年記念式典の概要についての質問。

開催日時は令和8年10月31日土曜日、会場はB&G海洋センター体育館を使用する予定との回答でした。

次に村長交際費の減額理由について。

県関連のPR事業の縮小による減額との回答でした。

村のバス賃借料計上について。

使用頻度を踏まえた維持方法の見直しを求める質疑があり、車両の老朽化による修繕費増加や、部品調達の困難さからレンタル費用を計上したものであり、今後の車両の維持については、廃車も含め検討していくとの回答がありました。

次に地域マイクログリッドおよび小水力発電に係る債務負担行為についての質疑があり、提示された工事費は、令和7年度までの支出見込み額を差し引いた、令和8年度以降の予定額であるとの説明がありました。

ストレスチェックカウンセラーに係る報償費の増額についての質疑は、新たに産業医を委嘱し、月1回の訪問による職員の健康管理や職場環境の確認を行うため、年間約50万円を計上したものであり、職員規模に応じた適切な契約額であるとの説明がありました。

ガバメントクラウド使用量の増加についての質疑においては、令和8年度から財務関係が本格稼働するため、費用が増加するもので、移行期間後は補助対象外となり、一般財源での負担となるが、国の財政措置の動向を注視していくとの説明がありました。

次に地域活性化起業人についての質疑。今年度の副業型および派遣型の成果と、来年度の考え方について説明が求められました。

これに対し行政側からは、派遣型のAI活用は、役場職員や学校関係者、商工会等への研修、啓発活動を精力的に行っていた。今後は住民向けにもAI講習等を検討している。副業方では脱炭素事業推進に関する助言。移住定住対策では、空き家バンクの情報発信に関する助言。防災計画の見直しに関する検討などの成果があり、事業の継続が必要と判断したことから、来年度も契約を継続する予定であるとの説明がありました。

CATV施設改修工事についての質疑。

こちらは同軸ケーブルから光ファイバーへの移行により、耐災害性の向上と通信容量の拡大を図るもので、拡張機故障による視聴障害は大幅に減少する見込みであるとの説明がありました。

また、第2受信点は高津屋森林公園内に設置予定であり、防災無線のAI活用については今後研究していくとの説明がありました。

区長兼任の集落支援員の報償費について。

こちら上限40万円に達していない理由についての質疑があり、行政側からの回答は、活動経費を含めた制度として予算を計上しているとの説明がありました。

生坂大好き隊の運用管理についての質疑。

こちらは報告書の作成を徹底するとともに、安全運転講習会を3月に実施する予定であるとの説明がありました。

また、車両の私的利用については、当面現行の運用を継続し、状況に応じて見直しも検討するとの説明がありました。

脱炭素地域作り事業に関する審査報告。

脱炭素地域作り事業においては、脱炭素先行地域の指定に伴う交付金を活用した総額約10億2679万円に及ぶ大規模事業であることから、当委員会においても重点的な審査を行いました。

1、地域マイクログリッド構築事業

草尾上野地区 本事業においては、当初計画から仕様変更が行われた経緯について質疑がありました。

これに対し行政側からは、当初は自営線方式を想定していたもので、中部電力の配電線を買取りすることはできないことが確認されたため、受注者と協議の上、中部電力の既存配電線を借りて、電力を融通する託送方式へ変更したとの説明がありました。

これに伴い、託送料は発生するものの、大枠の金額は変わらないが、今後の出来高調整で変動があれば再度議会に諮るとの回答もありました。

また、停電時の運用について質疑があり、停電時には開閉器により、中部電力系統から切り離し、蓄電池から上生坂および草尾地区内部へ電力を供給する仕組みであるとの説明がありました。

さらに設備の維持管理には専門資格が必要であることから、管理運用は株式会社いくさかてらすに委託する方針であるとの説明がありました。

また、本事業は補助金申請の段階から村事業として位置づけられているため、事業主体を途中で民間に変更することはできないとの説明がありました。

この審議については、後日令和8年3月17日に開催した再審議において、副村長および担当課より、草尾上野マイクログリッド事業の資料中に、オフサイトPPAが村の事業として記載されていたのは誤りであり、オフサイトPPAはいくさかてらすのPPA事業の一つであるとの訂正がありました。

こちらにつきましては再審議の結果、全員賛成可とすべきと決定しております。

2、木質バイオマス製造プラント整備事業

木質バイオマス製造プラントについては、やまなみ荘等への燃料供給を目的として、信州リサイクルセンターに整備する計画であるとの説明がありました。

委員からは、特定事業者の敷地を活用することの妥当性について質疑があり、行政側からは、既存の破碎機や敷地を活用することで、村が新たに施設を整備する場合よりも安価に事業を進められること。

製造されたチップは村外への販売を行う予定はないとの説明がありました。

また木質チップの価格や水分量、安定供給についての質疑は、チップ価格は1トン当たり2万5000円を想定していること。

品質管理や供給体制については、契約の中で適切に定めていくとの説明がありました。

また年間を通して安定的に木材を供給し続ける体制を、どう構築するかが大きな課題であるとの認識も示されました。

3、各種補助金および設備整備について。

省エネ機器導入補助については、2250万円の予算が計上されており、予算が不足したり、事業を前倒しで進める必要が生じたりした場合には、環境省との継続的な調査協議が必要であるとの説明がありました。

また、木質バイオマスストーブ導入補助については、令和8年度一般家庭を対象として実施し、事業者向け補助は令和9年度以降を予定しているとの説明がありました。

小学校やB&G体育館への省エネエアコン設置についての質疑においては、文部科学省の補助金の活用も含め、事業全体への影響を踏まえ、研究しているとの説明がありました。

また、EV充電設備については、役場のEV車3台に対し、充電設備が2基であることから、運用効率向上のため、1基の増設を検討する予算が計上されているとの説明がありました。

脱炭素関連事業でその他として、脱炭素事業の事務局サポートについて質疑があり、1年契約でプロポーザル方式となり、事業者を選定しており職員の配置は考えていないとの説明がありまし

た。

以上の通り、脱炭素関連事業については、仕様変更の経緯、法的制約への対応、契約の考え方および維持管理体制等について詳細な審査を行いました。

次に脱炭素事業の他、総務課関係で残りの質疑は、込地公民館の撤去について、国交省から盛り土実施の指示があったが、公民館の撤去が必要で、トンネル掘削は本年8月ごろ完了予定であり、盛り土の時期が不確定なため、現時点で集会所建設の計画はないとの説明がありました。また感震ブレーカーについての質疑においては、補助制度の周知について説明が求められました。

これに対し、執行側からは、設置については、令和7年度に検討しており、今後周知を図っていくとの説明がありました。

振興課関係で主な質疑は、相模女子大学との連携事業について質疑があり、地域協働活動に係る旅費の計上について説明が求められました。

これに対し行政側からは、山村活性化対策事業の調査研究業務とは別の活動として、予算計上しているとの説明がありました。

雲根地区農道拡幅工事の目的についての質疑があり、行政側からは農地の耕作条件改善が主な目的であるとの回答がありました。

次にいくさかの郷の材料費について質疑があり、増額の理由について説明が求められました。これに対し行政側からは、物価高騰によるものではなく、施設の使用料収入の増加見込みに伴うものであるとの説明がありました。

また松くい虫防除対策については、予算増額は県の補助内示増によるものであり、村内の被害が急増したのではないとの説明がありました。

被害が見られる箇所については、予算の範囲内で対応していく方針が示されました。

また小規模な被害についても、確認できたものは対応していくとの説明がありました。

議案第15号、令和8年度生坂村営バス特別会計予算

この予算は、歳入歳出予算の総額を5460万円とするもので、前年度と比べて10万円の増となっております。

主な歳入は、使用料および手数料で200万円。繰入金で5145万円です。

主な歳出は、総務費で5164万7000円、運行費224万6000円となっております。

主な質疑に関しては、運行委託についての質疑があり、委託料の内訳や運転手の配置について説明が求められました。

これに対し行政側からは、EVバス以外の燃料費は委託料に含まれており、運転手の配置は委託業者が運行状況に応じて対応しているとの説明がありました。

また運転手によって徴収料金に違いが見られるとの指摘があり、これに対し委託業者に適切な対応を求めていくとの説明がありました。

議案第20号、令和8年度簡易水道事業会計予算

この予算案は簡易水道事業会計予算で、収益的収入および支出の収入は7543万6000円、支出は7730万円と定め、資本的収入および支出の収入は8509万5000円、支出は9727万2000円と定めております。

主な質疑は、施設管理についての質疑でありまして、将来的なAIや集中管理システムの導入の可能性について説明が求められました。

これに対し行政側からは、費用対効果を踏まえながら研究を進めていくとの説明がありました。

議案第21号、令和8年度生坂村下水道事業会計予算

この予算案は、下水道事業会計予算で収益的収入および支出の収入は、1億324万8000円、支出は7870万円と定め、資本的収入および支出の収入は395万円、支出は4910万2000円と定めてお

ります。

主な質疑は下水道事業会計の受益者負担についての質疑があり、新設分担金として1件分を想定した予算計上であるとの説明がありました。

また個人合併浄化槽設置補助制度の周知や、今後の支援のあり方について検討すべきとの意見がありました。

次に請願8－1 令和8年度簡易水道基盤強化予算確保に関する意見書採択を求める請願書

本請願は、簡易水道の基盤強化に向けた予算の確保や、支援の充実について国に対し意見書の提出を求めるものです。

委員会において審査した結果、その必要性は高いとの認識から、全員賛成により採択すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、総務建経常任委員会の委員長報告といたします。

○議長（藤澤幸恵君） 総務建経常任委員長の報告を終わります。

総務建経常任委員長の報告について、質疑のある方の発言を許します。

質疑はありませんか。

○議長（藤澤幸恵君） なければ次に、社会文教常任委員長 島議員。

○社会文教常任委員長（島幸恵君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 島議員。

○社会文教常任委員長（島幸恵君） 委員長報告をいたします。

生坂村議会議長、藤沢幸恵殿。

社会文教常任委員会委員長、島幸恵。

社会文教常任委員会は3月9日、本会議において、社会文教常任委員会に付託された事件案1件条例案6件、予算案5件、陳情2件の案件について、この12日午前9時から第2会議室において委員議員島、市川、山本、平田の4名が出席し、委員会を開催いたしました。

出席者は藤沢村長、牛越副村長、総務建経常任委員議員4名、説明者には藤沢教育長、藤沢教育次長、坂爪住民課長、松沢健康福祉課長、関係係長他6名で詳細に説明を受け審査を行いました。

なお、審議は連合審査で行いました。

慎重審議の結果、それぞれ次の通り決定しましたので、議会規則第76条の規定によりご報告いたします。

議案第3号、松塩筑木曽老人福祉施設組合規約の変更について

この議案は、松塩筑木曽老人福祉施設組合の組合経費を、より公平で実態に即した負担構造とすることを目的とした規約の変更についてです。

改正内容は、経費区分を三つに整理し、役割を明確化すること。

経費負担方法を、入所者等の利用日数に応じて負担割合を算定する、入所者割に統一すること。

均等割、人口割について記載がある別表を削除すること。

デイサービス等の負担割合は従来通りとし、個別規定を維持することです。

全員賛成可とすべきと決定いたしました。

主な質疑としまして、四賀福寿荘が令和9年度に閉鎖されるとのことで、生坂村から入所されている方はどうなるのかとの質問がありました。

受け入れのため、サンライフ麻績の定員を増やしているが、民間事業者になった時の対応がまだわからないとのことでした。

福寿荘閉鎖を前提に、周辺の施設で受け入れていくと説明がありました。

次に、議案第4号、生坂村特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例案について

この議案は、4月から始まる子ども誰でも通園制度の適切な運営基準を定める条例の制定についてです。

全員賛成可とすべきと決定いたしました。

主な質疑内容として、保育料無償化と子ども誰でも通園制度の料金について質問がありました。

子ども誰でも通園制度は、通園支援事業という新たな事業で、料金が発生すると回答がありました。

4月からの受け入れ体制について質問がありました。

対象者の方には議会の議決後の通知になり、それで間に合うこと。

昨年から体制や条例について準備をしており、医療的ケアが必要なお子さんの利用も想定されるので、その辺も考慮しながら環境を整え、保育士も確保できているとの回答でした。

一時預かり保育と子ども誰でも通園制度が、両方無理なく行えるのかという問いには、それぞれの制度と医療的ケアも考慮し、8年度からは専任で保育士を1人確保しているとのことでした。

次に議案第5号、生坂村特別職の職員で非常勤の者の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について

この議案は、公立学校医の報酬を、内科医で8万円から10万円、整形外科医で4万円から7万円に改めるものです。

改定については医師会からの要望であり、医師不足で医師の確保が困難になっているため、との説明がありました。

全員賛成可とすべきと決定しました。

主な質疑内容として、学校医師をどのように選定しているのかという質問に対し、生坂村・筑北村・麻績村は信州大学の先生に来てもらっていること。

今回の報酬改定については、信州大学からも要望があったとのことでした。

次に議案第8号、生坂村B&G海洋センターの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案について

この議案は、開館から変わっていなかった生坂村B&G海洋センターの使用料の改定に伴う条例の一部改正です。

現行村外の方が利用する場合、午前・午後・夜間の3区分で料金を支払っています。

改定後は1時間単位での利用料金に見直します。

プールの利用料金は変わりません。

全員賛成可とすべきと決定いたしました。

主な質疑内容として、平成3年から料金が変わっていないので、この程度の料金設定でいいのか。また、テニスコートの利用料金について質問がありました。

料金については、県内他の海洋センターの料金を比較したこと。あまり高くすると利用しにくくなることを考慮したことが説明されました。テニスコート利用料は、2時間800円とのことでした。

プールの夜間専用利用について質問がありました。プールの専用は17時までとしていること。人が多いと、夜間の監視は光が反射して見えづらいためとの回答でした。

個人の夜間利用はあるとのことでした。

次に議案第9号、生坂村子育て支援センター施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正す

る条例案について

この議案は、生坂村子育て支援センターの施設使用料を、1回当たり2000円と定める条例の一部改正です。

全員賛成可とすべきと決定しました。

どんな利用者を想定しているのかとの質問がありました。

それに対し、就学前児童を対象にした教育を実施している事業所が、分室としてなのはなのびよびよひろばを使うことを想定しているとの回答がありました。

次に議案第10号、生坂村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について

この議案は、社会全体で子育て世帯を支えるため、全世帯や企業から支援金を拠出し、子供や子育て世帯を応援する仕組みをつくるものです。

全員賛成可とすべきと決定しました。

主な質疑内容として、少子化対策を目的とした制度のため、18歳未満の被保険者の被保険者均等割額は全額軽減されるが、その軽減分は18歳以上の被保険者で負担する仕組みとなります。

国が負担する気がないことに、一部議員から不満が表明されました。

次に議案第11号、生坂村介護保険条例の一部を改正する条例案について

給与所得控除の最低保障額引き上げ見直しにより、介護保険収入減少など、介護保険運営の支障が懸念されました。

令和8年度に限り、この影響を遮断するための介護保険法施行令の改正が既に行われ、これにより、村民税が非課税の方でも介護保険税の所得判定において、課税となる方が出てきます。

この議案は、特に必要と認める場合、令和8年度に限り、減免できるという特例を追記するものです。

全員賛成可とすべきと決定しました。

主な質疑内容として、令和8年度のための減免措置とのことで、9年度以降はどうなるのかという質問がありました。

それに対し、介護保険料は3年を基礎とする介護保険計画により設定がされます。

現在は令和6年から8年までの計画で、9年以降は次の計画の中で保険料を定めるとの回答でした。

次に議案第14号、令和8年度生坂村一般会計予算について

社会文教常任委員会に関係する歳出の主な予算は、福祉の村作り事業のうち新規事業で、重層的支援体制整備事業や遠隔医療相談アプリの導入費、また障害者自立支援サービス費や社会福祉協議会補助等で、社会福祉事業で1億1631万7000円、在宅での生活支援等サービス事業で1425万4000円、新規に高齢者補聴器購入補助を加えた高齢者医療環境対策事業で740万2000円としています。

子育て支援事業では、新規事業で保育園環境整備、拡充事業で保育料無償化、保育園給食費の無償化など、子ども子育て事業で7017万6000円。

学校教育関係では新規事業で、小中学校徴収金の公金化やスクールバス車両購入費の他、小学校学級支援員、専科教員配置事業、小中一貫教育、Ikusaka学の推進などで4482万2000円となっています。

社会文教常任委員会部分について、全員賛成。可とすべきと決定いたしました。

主な質疑内容として、教育委員会関係では、保育園に障害がある方用の駐車スペースをどこに造るのかという質問に対し、職員が駐車している正面玄関の方が平らなので、そちらに作ることを考えているとのことでした。

保育園の駐車場が増やせないかという問いには、道を挟む駐車場だと子供の横断時に危ないことがある。子供の動線と、今後の子供の数を考慮する必要があるとの回答でした。

駐車場の線を引き直したのは保護者に好評とのことでした。

小中学校徴収金の公金化について、どのようなものが対象かとの質問がありました。それに対し、学習ドリルや教材など、保護者からお金を集めて買っていた消耗品を公費で買う。それによって、教員の事務負担軽減にもなると説明されました。

小学校で理科専科の採用が予定されています。学校側からの要望かという質問に対し、学校側から理科か算数、理数系の先生が要望されたこと。理科は実験や植物を育てる等負担があるので、村の費用で理科専科の先生に来てもらうことにしたとの回答でした。

次にIkusaka学コーディネーター費が増えていることについては、今年度小中学校に2人ずつコーディネーターに来てもらった実績を踏まえた増額とのことでした。

部活の地域展開で、外部指導員の報償費が出ています。バトミントンと吹奏楽の指導員1人ずつの予定かという質問に対し、その予定であるが、増えることもあるとの回答でした。

一星亭について、元気作り支援金が令和7年度で終わってしまうが、今後の方向性はとの質問がありました。

生坂大好き隊や協力いただける方を募って、定期清掃や換気をして今の状態を維持する。今後しっかり協議をしていかなければならない、との回答がありました。

次に、住民課関係では、電算委託料1120万2000円について質問がありました。税金システムの維持管理費、税制改革に対応したシステム改修費とe L T A Xという地方税ポータルシステムも含まれるとのことでした。

今後、様々な通知書の電子化が予定されており、データで受け取ることを選ぶ人が増えると郵送費が減ることも期待されるとの説明でした。

就労センター管理費が増加している要因について質問がありました。指導員の処遇改善と、指導員が1人増えるためとのことでした。

リチウムイオンバッテリーの捨て方について質問があり、8年度からは役場で乾電池と同じように回収をするとのことでした。

墓じまい等で墓地の区画を返したい時に、返還金はあるのかとの質問がありました。村に返す時は、墓石を片付けていただいてから返還すること。返還金はないと回答されました。

次に健康福祉課関係では、新規で導入される遠隔医療相談アプリについて質問がありました。アプリをダウンロードして、チャット中心で症状を相談し、400名超登録している医師から返信をもらうものです。けがの状態など写真送付も可能ということです。今回の導入は、医師による助言までの医療相談アプリで、遠隔診療処方是对象外です。保健師等の一般相談より一歩進んだ体制です。村民は無料で使えます。使い方に慣れていない高齢者の方は、スマホ予備校などで使い方を学んでもらう。また、家族の助けを得ることを想定しているとの回答でした。

次に、県単福祉医療費について質問がありました。精神障害者手帳1・2級をお持ちの方の入院費用が、県の助成の対象になるとの説明がありました。

通院費用も助成の対象になっており、入院費用も福祉医療の助成対象になるとの説明でした。

8年度から補助対象になる補聴器について。

3、4ヶ月は我慢して着けていないとならない等、効果を上げるための啓発活動、情報提供を広報等でしていただくことが大事との要望がありました。

はるかぜを毎日開けて居場所作りをする取り組みが始まります。新年度すぐに実施できるのか、またお風呂は継続して使えるのかとの質問がありました。それに対し、その方向で調整している。お風呂も継続する予定との回答でした。

デイサービスではないので、常駐するのは1人とのことでした。

次に議案第16号、令和8年度生坂村福祉センター特別会計予算について
この予算案は、歳入歳出の総額を1億1830万円とする予算で前年度と比較して1110万円の増額となっています。

主な歳入は、使用料および手数料で1億811万6000円、繰入金945万5000円。

主な歳出は、経営管理費で1億1824万3000円です。

全員賛成可とすべきと決定しました。

主な質疑内容として、ラフティング委託料があるが、カヌーの体験プランも考えられないかという提案がありました。

カヌーも、やまなみ荘の体験プランとして考えていきたいとの回答がありました。

やまなみ荘や道の駅を拠点として、自転車で観光をするなど生坂村になるべく長く滞在してもらえよう工夫ができないか。村の見どころ等、案内する人がいると良いのではという提案がありました。

それに対し、支配人がどこに行ったら良い等を伝えていること。ガイドマップが新しくなったので、それも活用して考えていきたいとのことでした。

そば打ちの体制について質問がありました。

休館中に、おじさまクラブの方を講師に講習会をし、職員も2人くらいそば打ちができるようになりました。朝打って昼食にそばを出すのは難しいかもしれないが、人数がわかる宴会分はその日に対応できるとの回答でした。

木質チップやペレットは燃料費698万2000円の中に入っているかとの問いには、木質チップは1トン税込2万7500円で、年間120トンくらいを見込んでいること。

ガスボイラーも予備であるので、ガス代も燃料費に含まれているとの説明がありました。

看板を新しくするなど、広報にもっと力を入れてはとの提案がありました。

山村活性化対策事業補助金で広告費を使って広報している。

来年度も使えるので、環境にやさしい宿として売り込んでいきたいこと、看板については検討するとの回答でした。

次に議案第17号、令和8年度生坂村国民健康保険特別会計予算について

この予算案は、歳入歳出の総額を2億3940万円とする予算で、前年度と比較して910万円の減額となっています。

主な歳入は、国民健康保険税で3482万8000円、県支出金1億9081万3000円、繰入金1371万4000円です。

主な歳出は、保険給付費で1億8821万円、国民健康保険事業納付金で4641万3000円です。

全員賛成可とすべきと決定いたしました。

主な質疑内容として、8年度の一般被保険者給付費分が、昨年の当初予算より減っていることについて質問がありました。

国保の医療費に関しては、昨年度、非常に良い成績であり、その実績を基にして計算した。これが続くように事業を行っていききたいと回答がありました。

次に議案第18号、令和8年度生坂村介護保険特別会計予算について

この予算案は、歳入歳出の総額を2億6560万円とする予算で、前年度と比較して1320万円の減額となっています。

主な歳入は、介護保険料で5162万3000円、国庫支出金6580万5000円、支払基金交付金で6898万1000円、県支出金で3856万1000円、繰入金4061万7000円です。

主な歳出は、保険給付費で2億3917万8000円、地域支援事業で1818万9000円です。

全員賛成可とすべきと決定いたしました。

主な質疑内容として、介護サービス給付費が大きく減っていることについては、対象者が減っているためとの回答がありました。

訪問介護の利用者数についての質問があり、ヘルパー事業に関しては減っている。比較的介護度の低い方の利用が増えているので、なかなか事業費が伸びていないとの説明がありました。

次に議案第19号、令和8年度生坂村後期高齢者医療特別会計予算について

この予算案は、歳入歳出の総額を4040万円とする予算で、前年度と比較して610万円の増額となっています。

主な歳入は、後期高齢者医療保険料で2794万7000円、繰入金1235万1000円です。

主な歳出は、後期高齢者医療広域連合納付金で3860万5000円です。

子ども子育て支援金76万円を、被保険者350人で負担をします。

全員賛成可とすべきと決定しました。

広域連合納付金が増額していることについて質問があり、被保険者や医療費増が背景にあるとの回答でした。

次に陳情8第1号、mRNAレプリコンワクチンを含む接種事業中止の意見書提出を求める陳情書について

この陳情は、コロナワクチン接種後、短期間で死亡者数が上昇しているとのデータから、死因は特定できないが看過できないとの理由で、レプリコンワクチンを含むmRNA接種事業中止の意見書提出を求める陳情書です。

mRNAワクチンと、健康被害の因果関係がはっきりしないという理由で、全員賛成で継続審議と決定いたしました。

次に、陳情8第2号、消炎鎮痛剤や抗アレルギー薬など、薬の追加負担を行わないことを求める陳情について

政府は、OTC類似薬77成分1100品目の薬について、窓口負担とは別に、薬剤の25パーセントの特別料金を追加負担として求めることを決定しました。

この陳情は、これにより自己負担が大幅に増える方がいることを懸念し、薬の追加負担を行わないように求めるものです。

市販薬を利用している患者との公平性をあげ、病院での追加負担があってもいいのではないかと意見がありましたが、賛成多数で意見書を提出すべきと決定いたしました。

以上の結果と審査内容をもって、社会文教常任委員会の委員長報告といたします。

○議長（藤澤幸恵君） 社会文教常任委員長の報告を終わります。

社会文教常任委員長の報告について、質疑のある方の発言を許します。

質疑はありませんか。

◎討論

○議長（藤澤幸恵君） なければ次に、討論に入ります。

ただ今、委員長報告にありました議案第1号から議案第3号の事件案3件、議案第4号から議案第13号までの条例案10件、議案第14号から議案第21号までの予算案8件、請願8第1号、陳情8第1号、陳情8第2号の併せて24件について、一括して討論のある方の発言を許します。

○議長（藤澤幸恵君） 反対討論はありませんか。

○3番（島幸恵君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 島議員。

○3番（島幸恵君） 3番、島幸恵です。

議案第14号、令和8年度生坂村一般会計予算に反対の立場から討論いたします。

福祉の村づくり事業など全方位に目を向け、村長をはじめ職員の皆さんが練ってこられた予算ということは重々承知しております。

総務建経常任委員会で説明された、令和8年度草尾ぶどう園で計画されているマイクログリッド事業は、当初の自営線をひき上生坂と繋ぐものではありませんでした。

中部電力の電線が使えることが分かり、自営線をひく必要がなくなった。

災害時はぶどう園の電線の開閉器を閉じれば、ぶどう園の中でマイクログリッドが構築されます。

農村公園駐車場に設置される予定の太陽光発電設備は、いくさかてらすが設置をいたします。

ぶどう園には250キロワットの蓄電池が2つ。

これはマイクログリッド事業として村で設置をします。

このマイクログリッド事業について、令和8年度の工事費3億34万8000円が出ています。

この3億34万8000円が、どのように積算をされたのかと考えました。

まだ上生坂の工事が確定をしていないので、どこにいくらを使うという説明がはっきりはできないとのお話でした。

そうすると、私としましては判断する材料がなく、可と判断できないと考えました。

マイクログリッドの事業費から補助金を引いた額は9556万5000円です。過疎債を充てたとして、実質負担分は3割の2866万9500円です。

返していかなければならないお金ができるとともに、維持管理費についても心配です。

先日の一般質問では、実質負担分をいくさかてらすが使用料として払うかどうかは、決まっていないとの答弁でした。

維持管理費と相殺されるかもしれません。

やまなみ荘のチップボイラーについては、3月の一般質問で答弁いただきました。

チップの価格、O&M契約についても契約金がわかりました。

令和8年度予算には、平林建設株式会社の敷地を借りて建てる、木材ストックヤード建設費が約3000万円で計上をされています。

環境省からの交付金が4分の3ですが、これはチップ製造をする事業者が建てるべきものではないか。

村民の皆さんのご理解が得られるだろうかと、私は考えました。

また、一般質問でも申し上げた充放電設備を区の公民館に設置する事業も、使われないままにならないかと心配です。

環境省からも補助金が来ますし、色々な事業で色々なものが設置されています。

私はぜひ、お金をしっかりと使うものに生かしていただけないかなと思います。

以上の理由から、私の反対討論といたします。

○議長（藤澤幸恵君） 他に反対討論はありませんか。

○2番（望月一将君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 2番、望月議員。

○2番（望月一将君） 2番、望月一将です。反対討論を行います。

私は、議案第14号、令和8年度生坂村一般会計予算について、反対の立場で討論をいたします。

総務経済常任委員長としては、本委員会における審査の結果、全員賛成により原案の通り可決すべきものとしたことを先ほどの委員長報告において申し上げました。

その上で、ここでは議員個人としての立場から申し上げたいと思います。

私は昨年的一般選挙において、脱炭素先行地域づくり事業に対して、基本的には反対の立場を選挙演説等で表明してまいりました。また就任以来4回にわたり一般質問を行い、そのうちの3回の中で、本事業のガバナンスや責任の所在等を確認してまいりましたが、十分な納得には至っておりません。

特に、代表取締役が正副村長がついており、法人の意思決定と行政判断は区別しているとの説明は受けておりますが、同一人物がその双方を担う構造には、行政と会社の責任の境界が曖昧になるのではないかと懸念が拭いきれません。

また、木質バイオマス製造プラントについては、原材料となる木材の安定調達に、なお課題があるとの説明がありました。

原材料確保の見通しが十分でない中で、施設整備が先行している点については、事業の進め方について、こちらも懸念をもたざるを得ない状況であります。

加えて長期にわたる大規模事業が、将来世代の負担になるのではないかと不安も合わせて拭いきれない状況でもあります。

村民への丁寧な説明と合意形成が進むことを願いつつも、現時点で本議案に賛成することはできません。

以上の理由により、議案第14号に反対いたします。

○議長（藤澤幸恵君） 他に反対討論はありませんか。

○議長（藤澤幸恵君） 次に、賛成討論はありませんか。

○4番（山本吉人君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 4番、山本議員。

○4番（山本吉人君） 4番、山本吉人です。島議員に対して、私の方は賛成の討論でお話したいと思います。

まず、先ほど言いました自営線マイクログリッドの件であります。こちらにつきましては議会において、工事請負契約の締結及び債務負担行為の議決を経て進めてきたものであり、その正当性及び手続きの適正性は担保されるものと認識しております。また草尾地区を自営線マイクログリッドの対象区域とすることについては、事業採択時の申請内容に基づき認められているものであり、今回の変更内容についても、環境省と十分な協議の上進められていると説明を受けております。

脱炭素先行地域づくり事業は、国の補助制度に基づくものであり、制度に沿った適切な運用がなされていると理解しております。

さらに付け加えますが、草尾地区のぶどう団体は、本村における重要な産業基盤であり、道の駅『いくさかの郷』の売上やふるさと納税など、経済及び財政に大きく寄与しているものと認識しております。

特に発芽期における凍霜時の停電は、甚大な被害になる恐れもあり、その対策として電力の安定供給を確保することは、極めて重要とも考えております。

加えて近年の異常気象や、災害リスクの高まりを踏まえ、蓄電池等を利用した需給調整機能を持つマイクログリッドの整備は、地域のレジリエンス強化の観点からも必要不可欠とも考えております。

以上、私の賛成討論とさせていただきます。

○議長（藤澤幸恵君） 他にありませんか。

○6番（太田譲君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 6番、太田議員。

○6番（太田譲君） 6番、太田です。賛成の立場で討論を行います。

まず木質バイオマス製造プラントについてですが、これまで十分な協議の中、説明会や他の議員の意見を踏まえ、規模の適正化や採算性を重視した計画として、予算化されたものであると確認をしております。

特に先ほども出ました既存の施設や村内企業が有する破砕機を活用することで、新たな大規模投資を抑え、建設費及び経営コストの削減が図られている点は、持続可能な事業運営の観点から評価できるものであると考えております。

また自身の選挙公約や一般質問等でも、これまでも注視をしてきたという中で、村と会社の代表が同じで境界が見えない、危ない、そういうようなご意見もありましたが、これまでの行政側の動きを見ている中で、その立場を混同しているところはないと私は確信しております。

しっかり事業と向き合っていると感じておりますし、本委員会においても、当該議案は所管事項として慎重に審議をされてきたはずであります。

しかしながら、委員長は自らが委員会審議の場において十分な質疑も行っておらず、その過程に主体的に関与しなかったにもかかわらず、本会議において反対討論に立つという姿勢は到底看過できるものではありません。

委員長とは単なる一委員ではなく、審査の公正性と中立性を担保し、委員会の議論を丁寧に積み上げていく責任を負う立場であります。

その責務を自覚することなく、審議の場では沈黙し、結論の場において強い意思表示を行うのであれば、それは委員会制度そのものを軽視する行為であると言わざるを得ません。

このような態度が許されるのであれば、委員会審査の意義は根底から揺らぎ、議会運営に対する村民の信頼を失うことにも繋がります。

委員長としての立場と、責任の重さを今一度厳しく自覚されるべきであることをここに強く申し上げ、私の賛成討論といたします。

○議長（藤澤幸恵君） 他にありませんか。

なければ討論を終わります。

◎採決

○議長（藤澤幸恵君） これより採決に入ります。

○議長（藤澤幸恵君） 議案第1号、生坂村過疎地域持続的発展計画の変更について を採決します。

議案第1号を原案の通り決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（藤澤幸恵君） 挙手全員です。

よって、議案第1号は原案の通り可決することに決定しました。

○議長（藤澤幸恵君） 次に議案第2号、生坂村社会福祉施設他14施設の指定管理者の指定について 採決します。

議案第2号を原案の通り決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（藤澤幸恵君） 挙手全員です。

よって、議案第2号は原案の通り可決することに決定しました。

○議長（藤澤幸恵君） 次に議案第3号、松塩筑木曽老人福祉施設組合規約の変更について 採決いたします。

議案第3号を原案の通り決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（藤澤幸恵君） 挙手全員です。

よって、議案第3号は原案の通り可決することに決定しました。

○議長（藤澤幸恵君） 次に議案第4号、生坂村特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例案を採決します。

議案第4号を原案の通り決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（藤澤幸恵君） 挙手全員です。

よって、議案第4号は原案の通り可決することに決定いたしました。

○議長（藤澤幸恵君） 次に議案第5号、生坂村行政手続き条例の一部を改正する条例案を採決します。

議案第5号を原案の通り決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（藤澤幸恵君） 挙手全員です。

よって、議案第5号は原案の通り可決することに決定しました。

○議長（藤澤幸恵君） 次に議案第6号、生坂村特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。

議案第6号を原案の通り決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（藤澤幸恵君） 挙手全員です。

よって、議案第6号は原案の通り可決することに決定しました。

○議長（藤澤幸恵君） 次に議案第7号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。

議案第7号を原案の通り決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（藤澤幸恵君） 挙手全員です。

よって、議案第7号は原案の通り可決することに決定しました。

○議長（藤澤幸恵君） 次に議案第8号、生坂村B&G海洋センターの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。
議案第8号を原案の通り決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（藤澤幸恵君） 挙手全員です。
よって、議案第8号は原案の通り可決することに決定しました。

○議長（藤澤幸恵君） 次に議案第9号、生坂村子育て支援センター施設の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。
議案第9号を原案の通り決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（藤澤幸恵君） 挙手全員です。
よって、議案第9号は原案の通り可決することに決定しました。

○議長（藤澤幸恵君） 次に議案第10号、生坂村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を採決します。
議案第10号を原案の通り決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（藤澤幸恵君） 挙手全員です。
よって、議案第10号は原案の通り可決することに決定しました。

○議長（藤澤幸恵君） 次に議案第11号、生坂村介護保険条例の一部を改正する条例案を採決します。
議案第11号を原案の通り決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（藤澤幸恵君） 挙手全員です。
よって、議案第11号は原案の通り可決することに決定しました。

○議長（藤澤幸恵君） 次に議案第12号、生坂村火入れに関する条例の一部を改正する条例案を採決します。
議案第12号を原案の通り決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（藤澤幸恵君） 挙手全員です。
よって、議案第12号は原案の通り可決することに決定しました。

○議長（藤澤幸恵君） 次に議案第13号、生坂村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案を採決します。
議案第13号を原案の通り決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（藤澤幸恵君） 挙手全員です。
よって、議案第13号は原案の通り可決することに決定しました。

◎令和８年度 当初予算

○議長（藤澤幸恵君） 次に、令和８年度当初予算については賛成の方の起立を求めます。
まず、議案第14号、令和８年度生坂村一般会計予算を採決します。
本案について、原案の通り決定することに賛成の方の起立を求めます。

○議長（藤澤幸恵君） 起立多数です。
よって、議案第14号は原案の通り可決することに決定しました。

○議長（藤澤幸恵君） 次に議案第15号、令和８年度生坂村営バス特別会計予算を採決します。
本案について、原案の通り決定することに賛成の方の起立を求めます。

○議長（藤澤幸恵君） 起立全員です。
よって議案第15号は原案の通り可決することに決定しました。

○議長（藤澤幸恵君） 次に議案第16号、令和８年度生坂村福祉センター特別会計予算を採決します。
本案について原案の通り決定することに賛成の方の起立を求めます。

○議長（藤澤幸恵君） 起立全員です。
よって、議案第16号は原案の通り可決することに決定しました。

○議長（藤澤幸恵君） 次に議案第17号、令和８年度生坂村国民健康保険特別会計予算を採決します。
本案について原案の通り決定することに賛成の方の起立を求めます。

○議長（藤澤幸恵君） 起立全員です。
よって、議案第17号は原案の通り可決することに決定しました。

○議長（藤澤幸恵君） 次に議案第18号、令和８年度生坂村介護保険特別会計予算を採決します。
本案について、原案の通り決定することに賛成の方の起立を求めます。

○議長（藤澤幸恵君） 起立全員です。
よって、議案第18号は原案の通り可決することに決定しました。

○議長（藤澤幸恵君） 次に議案第19号、令和８年度生坂村後期高齢者医療特別会計予算を採決します。
本案について原案の通り決定することに賛成の方の起立を求めます。

○議長（藤澤幸恵君） 起立全員です。
よって、議案第19号は原案の通り可決することに決定しました。

○議長（藤澤幸恵君）次に議案第20号、令和8年度生坂村簡易水道事業会計予算を採決します。
本案について原案の通り決定することに賛成の方の起立を求めます。

○議長（藤澤幸恵君）起立全員です。
よって、議案第20号は原案の通り可決することに決定しました。

○議長（藤澤幸恵君）次に議案第21号、令和8年度生坂村下水道事業会計予算を採決します。
本案について原案の通り決定することに賛成の方の起立を求めます。

○議長（藤澤幸恵君）起立全員です。
よって、議案第21号は原案の通り決定可決することに決定しました。

○議長（藤澤幸恵君）次に請願8第1号、令和8年度簡易水道基盤強化予算確保に関する意見書採択を求める請願書を採決します。
請願8第1号を、委員長の報告の通り決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

○議長（藤澤幸恵君）挙手全員です。
よって、請願8第1号は委員長の報告の通り決定しました。

○議長（藤澤幸恵君）次に陳情8第1号、mRNA（レプリコンワクチンを含む）接種事業中止の意見書提出を求める陳情書を採決します。
陳情8第1号を、委員長の報告の通り決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（藤澤幸恵君）挙手多数です。
よって、陳情8第1号は委員長の報告の通り決定しました。

○議長（藤澤幸恵君）次に陳情8第2号、消炎鎮痛剤や抗アレルギー薬など、薬の追加負担を行わないことを求める陳情を採決します。
陳情8第2号を、委員長の報告の通り決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（藤澤幸恵君）挙手全員です。
よって、陳情8第2号は委員長の報告の通り決定しました。

○議長（藤澤幸恵君）ここで換気のため休憩とします。
再開は、14時55分とします。

休憩	午後	2時47分
----	----	-------

再開	午後	2時55分
----	----	-------

◎日程３・３月17日に追加提出された議案についての討論、採決

○議長（藤澤幸恵君） 再開します。

次に日程３、定例会の９日目、３月17日に理事者から提出された追加議案、議案第22号から議案第31号までの人事案10件は、人事案件のため、討論は省略し、議案第32号から議案第39号までの、令和７年度補正予算案８件、議会運営委員長から提出された発議第１号と、発議第２号について討論のある方の発言を許します。

反対討論はありませんか。

○議長（藤澤幸恵君） 反対討論はないようですので、賛成討論は省略し、討論を終わります。

○議長（藤澤幸恵君） これより採決に入ります。

議案第22号、生坂村農業委員会委員の任命について を採決します。
議案第22号を原案の通り決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（藤澤幸恵君） 挙手全員です。

よって、議案第22号は原案の通り可決することに決定しました。

○議長（藤澤幸恵君） 議案第23号、生坂村農業委員会委員の任命について を採決します。
議案第23号を原案の通り決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（藤澤幸恵君） 挙手全員です。

よって、議案第23号は原案の通り可決することに決定しました。

○議長（藤澤幸恵君） 議案第24号、生坂村農業委員会委員の任命について を採決します。
議案第24号を原案の通り決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（藤澤幸恵君） 挙手全員です。

よって、議案第24号は原案の通り可決することに決定しました。

○議長（藤澤幸恵君） 議案第25号、生坂村農業委員会委員の任命について を採決します。
議案第25号を原案の通り決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（藤澤幸恵君） 挙手全員です。

よって、議案第25号は原案の通り可決することに決定しました。

○議長（藤澤幸恵君） 議案第26号、生坂村農業委員会委員の任命について を採決します。
議案第26号を原案の通り決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（藤澤幸恵君） 挙手全員です。

よって、議案第26号は原案の通り可決することに決定しました。

○議長（藤澤幸恵君） 議案第27号、生坂村農業委員会委員の任命について を採決します。
議案第27号を原案の通り決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（藤澤幸恵君） 挙手全員です。
よって、議案第27号は原案の通り可決することに決定しました。

○議長（藤澤幸恵君） 議案第28号、生坂村農業委員会委員の任命について を採決します。
議案第28号を原案の通り決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（藤澤幸恵君） 挙手全員です。
よって、議案第28号は原案の通り可決することに決定しました。

○議長（藤澤幸恵君） 議案第29号、生坂村農業委員会委員の任命について を採決します。
議案第29号を原案の通り決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（藤澤幸恵君） 挙手全員です。
よって、議案第29号は原案の通り可決することに決定しました。

○議長（藤澤幸恵君） 議案第30号、生坂村農業委員会委員の任命について を採決します。
議案第30号を原案の通り決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（藤澤幸恵君） 挙手全員です。
よって、議案第30号は原案の通り可決することに決定しました。

○議長（藤澤幸恵君） 議案第31号、生坂村農業委員会委員の任命について を採決します。
議案第31号を原案の通り決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（藤澤幸恵君） 挙手全員です。
よって、議案第31号は原案の通り可決することに決定しました。

○議長（藤澤幸恵君） 議案第32号、令和7年度生坂村一般会計補正予算（第8号）を採決します。
議案第32号を原案の通り決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（藤澤幸恵君） 挙手全員です。
よって、議案第32号は原案の通り可決することに決定しました。

○議長（藤澤幸恵君） 次に議案第33号、令和7年度生坂村営バス特別会計補正予算（第1号）を採決します。
議案第33号を原案の通り決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（藤澤幸恵君） 挙手全員です。
よって、議案第33号は原案の通り可決することに決定しました。

○議長（藤澤幸恵君） 次に議案第34号、令和7年度生坂村福祉センター特別会計補正予算（第2号）を採決します。
議案第34号を原案の通り決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（藤澤幸恵君） 挙手全員です。
よって、議案第34号は原案の通り可決することに決定しました。

○議長（藤澤幸恵君） 次に議案第35号、令和7年度生坂村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。
議案第35号を原案の通り決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（藤澤幸恵君） 挙手全員です。
よって、議案第35号は原案の通り可決することに決定しました。

○議長（藤澤幸恵君） 次に議案第36号、令和7年度生坂村介護保険特別会計補正予算（第4号）を採決します。
議案第36号を原案の通り決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（藤澤幸恵君） 挙手全員です。
よって、議案第36号は原案の通り可決することに決定しました。

○議長（藤澤幸恵君） 次に議案第37号、令和7年度生坂村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決します。
議案第37号を原案の通り決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（藤澤幸恵君） 挙手全員です。
よって、議案第37号は原案の通り可決することに決定しました。

○議長（藤澤幸恵君） 次に議案第38号、令和7年度生坂村簡易水道事業会計補正予算（第4号）を採決します。
議案第38号を原案の通り決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（藤澤幸恵君） 挙手全員です。
よって、議案第38号は原案の通り可決することに決定しました。

○議長（藤澤幸恵君） 次に議案第39号、令和7年度生坂村下水道事業会計補正予算（第2号）を採決します。
議案第39号を原案の通り決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（藤澤幸恵君） 挙手全員です。
よって議案第39号は原案の通り可決することに決定しました。

○議長（藤澤幸恵君） 次に発議第1号、生坂村議会委員会条例の一部を改正する条例案を採決します。
発議第1号を原案の通り決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（藤澤幸恵君） 挙手全員です。
よって、発議第1号は原案の通り可決することに決定しました。

○議長（藤澤幸恵君） 次に発議第2号、生坂村議会会議規則の一部を改正する規則案を採決します。

発議第2号を原案の通り決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（藤澤幸恵君） 挙手全員です。

よって、発議第2号は原案の通り可決することに決定しました。

◎議事日程の追加1

○議長（藤澤幸恵君） お諮りします。

お手元に配付してある日程の他に、本日議員より提出されております

発議第3号、簡易水道基盤強化のための令和8年度予算確保を求める意見書

発議第4号、消炎鎮痛剤や抗アレルギー薬など、薬の追加負担を行われないことを求める意見書のあわせて2議案を追加したいと思います。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（藤澤幸恵君） 異議なしと認めます。

よって2議案を日程に追加します。

ここで追加日程を事務局より配付させますので、しばらくお待ちください。

◎追加日程1

○議長（藤澤幸恵君） 追加日程1、発議第3号、簡易水道基盤強化のための令和8年度予算確保を求める意見書を議題にしたいと思います。

○議長（藤澤幸恵君） 提出議案の朗読説明を求めます。

2番、望月議員。

○2番（望月一将君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 望月議員。

○2番（望月一将君） （望月議員 朗読説明）

○議長（藤澤幸恵君） 以上で、議案の朗読説明を終わります。

◎質疑・討論

○議長（藤澤幸恵君） 質疑・討論に入ります。

追加日程1、発議第3号について質疑のある方の発言を許します。

○議長（藤澤幸恵君） 質疑はありませんか。

○議長（藤澤幸恵君） 次に、反対討論はありませんか。

○議長（藤澤幸恵君） 反対討論はないようですので、賛成討論は省略し、討論を終わります。

◎採決

○議長（藤澤幸恵君） これより採決に入ります。

追加日程 1、発議第 3 号、簡易水道基盤強化のための令和 8 年度予算確保を求める意見書を、原案の通り決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（藤澤幸恵君） 挙手全員です。

よって、発議第 3 号は原案の通り可決することに決定しました。

◎追加日程 2

○議長（藤澤幸恵君） 追加日程 2、発議第 4 号、消炎鎮痛剤や抗アレルギー薬など、薬の追加負担を行わないことを求める意見書を議題にしたいと思います。

○議長（藤澤幸恵君） 提出議員の朗読説明を求めます。
3 番、島議員。

○3 番（島幸恵君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 島議員。

○3 番（島幸恵君） （島議員 朗読説明）

○議長（藤澤幸恵君） 以上で、議案の朗読説明を終わります。

◎質疑・討論

○議長（藤澤幸恵君） 質疑討論に入ります。

追加日程 2、発議第 4 号について質疑のある方の発言を許します。

○議長（藤澤幸恵君） 質疑ないようですので、次に反対討論はありませんか。

○議長（藤澤幸恵君） 反対討論はないようですので、賛成討論は省略し、討論を終わります。

◎採決

○議長（藤澤幸恵君） これより採決に入ります。

追加日程 2、発議第 4 号、消炎鎮痛剤や抗アレルギー薬など、薬の追加負担を行わないことを求める意見書を原案の通り決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（藤澤幸恵君） 挙手全員です。

よって発議第 4 号は原案の通り可決することに決定しました。

◎追加日程 3・議員派遣の件

○議長（藤澤幸恵君） 追加日程 3、議員派遣の件を議題にします。

お諮りします。会議規則第129条第 2 項の規定により、お手元に配付した通り、議員を派遣したいと思います。

ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（藤澤幸恵君） 異議なしと認め、配付の通り議員を派遣することに決定しました。

◎日程 4・閉会中の継続審査および調査の申し出

○議長（藤澤幸恵君） 日程 4、閉会中の継続審査および調査の申し出について を議題にします。

お手元に配付の通り、それぞれの委員長から閉会中の継続審査および調査の申し出がありました。

会議規則第74条の規定により、これを許可することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（藤澤幸恵君） 異議なしと認め、議会運営委員長 太田議員、総務関係常任委員長 望月議員、社会文教常任委員長 島議員から申し出のありました、閉会中の継続審査および調査を許可することに決定しました。

◎村長あいさつ

○議長（藤澤幸恵君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

ここで、村長の挨拶を求めます。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（藤澤幸恵君） 村長

○村長（藤澤泰彦君） それでは、令和8年第1回生坂村議会3月定例会の閉会にあたり、御礼のご挨拶を申し上げます。

9日から開会いたしました本定例会におきましては、提出いたしました議案につき、慎重にご審議を賜り、すべて原案どおりご採択いただきましたことに厚く御礼申し上げます。

さて、今定例会でお認めいただきました来年度予算並びに、ローリングいたしました実行計画「いくさか村づくり計画」等に基づき、持続可能な生坂村の実現に向け、新規事業を含む4つの重点事業を軸に、着実かつ力強く推進してまいります。

また、議員各位から一般質問や常任委員会においていただいたご指摘、ご提言につきましても、その趣旨を十分踏まえ、的確かつ迅速に対応してまいります。

来年度の当初予算は、3年度連続で過去最大規模となりました。生坂村の将来を左右する一大事業である「脱炭素先行地域づくり事業」につきましても、ご承認をいただきましたことに、重ねて深く感謝申し上げます。

本事業は着実に進展しており、今後、全国から一層の注目を集めることは明らかであります。ゼロカーボン社会の実現に向けた先駆的モデルとして、村民の皆様のご理解とご協力のもと、責任をもって着実に推進してまいります。

さらに、近年の国際情勢、とりわけ中東地域の不安定化は、我が国のエネルギー調達に深刻な影響を及ぼしており、エネルギーの安定確保は喫緊かつ極めて重要な課題であります。

化石燃料の多くを海外に依存する我が国にとりまして、こうした地政学的リスクは決して看過できるものではなく、エネルギーの地産地消の推進と、再生可能エネルギーの導入拡大による脱炭素化の取組を、より一層加速させていかなければなりません。

本村が進める脱炭素先行地域づくり事業は、単なる環境施策にとどまるものではなく、エネルギーの自立性を高め、持続可能で強靱な地域を構築するうえで、極めて重要な意義を有するものであります。

また本事業は、防災・減災の観点からも、災害に強く持続可能な村づくりを支える基盤となる重要な取組でもあります。

近年、全国各地で自然災害が激甚化・頻発化する中、住民の生命と財産を守るために、平時からの備えとともに、迅速かつ的確な対応体制の確立がこれまで以上に求められております。

本事業により、地域内でエネルギーを創り、蓄え、賢く使う仕組みを構築することは、停電時においても一定の電力を確保できる体制の確立につながり、避難所機能の強化や生活基盤の維持に大きく寄与するものであります。

このようなエネルギーの地産地消は、災害時における地域の自立性を高めるとともに、復旧・復興の迅速化にも大きく貢献するものであります。

さらに、本年度は防災行政無線のデジタル化への切り替えを完了し、役場庁舎内の親局から各地区の屋外子局、さらには各家庭の個別受信機に至るまで、一体的かつ効率的に運用できる体制を整備いたしました。

これにより、緊急時における情報伝達の迅速性と確実性は飛躍的に向上し、住民の皆様の適切な避難行動を力強く支えるものと確信をしております。

また、情報通信基盤の整備につきましては、本村のCATV設備を3か年計画により着実に更新・改修し、安定した放送サービスの提供を確保するとともに、地域に密着した情報発信機能の一層の充実を図ってまいります。

これにより、災害時の的確な情報共有はもとより、平常時からの防災意識の向上、さらには地域のつながりの強化へと確実につながってまいります。

今後も、これらの取組を総合的かつ一体的に推進し、誰もが安心して暮らし続けることのできる、安全で強靱な村づくりに、全力を挙げて取り組んでまいります。

昨日、3月分の特別交付税の決定通知がございました。3月交付額は、1億8778万7000円で、12月交付額と合計しますと、2億1558万7000円。前年度対比、1604万6000円、率にして8パーセントの増額となりました。

よって、当初に見込んでいた基金の繰り入れにつきましては、全額を取り崩すことなく対応できることになり、今後、毎年度のように専決処分をお願いし、重点事業の着実な実施に向けて、財政調整基金等へ1億円以上の積立を行ってまいりたいと考えております。

今定例会の一般質問にございました公債費負担比率につきましては、一般財源に対する公債費の割合を示す指標であり、人口規模の小さい自治体では相対的に高くなる傾向でございます。本村が活用しています地方債の多くは、過疎対策事業債や緊急自然災害防止対策事業債、緊急防災・減災事業債など、元利償還金の70パーセントが交付税措置される有利な起債であり、将来世代への過度な負担とならないよう十分配慮した財政運営を行っております。

また、これまで財政状況を的確に見極めながら繰上償還を実施しており、平成28年度に2億649万円、令和2年度に5915万円、令和3年度に8688万円、令和4年度に4455万円、令和7年度に8758万円の繰上償還を行ってまいりました。

これらの繰上償還額も公債費として算定されることから、公債費負担比率に一定の影響を及ぼしている面がございます。

今後も、交付税措置の高い有利な起債を基本としつつ、財政健全性の維持に万全を期した運営に努めてまいります。

次に、国関係の主な事業につきましては、下生野地区犀川堤防改修事業は順調に進捗しており、引き続き築堤工事を着実に進めていただきます。

また、国道19号山清路防災事業では、山清路2号トンネルの掘削工事を継続するとともに、終点古坂側の法面工事を実施し、古坂地区の護岸工事や下生野地区の法面工事にも着手しております。

県関係の主な事業につきましては、河川事業では犀川牛沢地区の堤防機能向上事業を継続し、道路事業では県道下生野明科線の下生野横手において地質調査および設計業務、上生坂信濃松川停車場線では袖山における橋梁設計、大町麻績インター千曲線では東広津工区の物件調査が予定されております。

砂防事業では、大林沢の堰堤工事に係る測量設計を実施し、袖山および菖蒲では地すべり対策事業を継続していただきます。

そのほか、県営中山間総合整備事業および地すべり対策事業も引き続き実施される予定であります。

国・県におきましては、防災・減災、国土強靱化の取組を切れ目なく推進するため、第1次国土強靱化実施中期計画に基づき、地域の防災力強化等に取り組んでおります。

本村といたしましても、安全・安心な生活を守るため、ハード事業については引き続き国・県関係機関に対し、強く要望してまいります。

村の地区要望箇所につきましては、毎年度現地調査を実施し、国・県所管の箇所については関係機関へ確実に要望してまいります。

村所管の箇所につきましては、緊急性・危険性・必要性・公平性等を総合的に勘案し、来年度実施予定箇所および実施の可否について、来月の区長会でお示しした内容に基づき、適切に対応をしてまいります。

引き続き、諸課題に対する検討・協議をお願い申し上げますとともに、村民の皆様との協働による村づくりの一層の推進をお願い申し上げます。

「確かな暮らしを明日につなぎ 明るく健やかに生きる村」の実現に向け、議員各位におかれましては、なお一層のご健勝とご活躍、そして格別のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。閉会にあたりましての御礼のご挨拶といたします。

誠にありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（藤澤幸恵君） 本定例会の会議に付された事件につきまして、慎重審議をいただいたことに対し深く感謝申し上げます。

以上をもちまして、令和8年第1回生坂村議会定例会を閉会とします。

なお、この後、15時40分から全員協議会を開催いたしますので、第2会議室にお集まりください。

○議長（藤澤幸恵君） 起立。礼。大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 3時 27分

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和8年3月18日

議 長 藤 澤 幸 典

署名議員 湯 幸 典

署名議員 山 本 吉 人